

は じ め に

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を実現するには、学校と社会との連携及び協働はもちろん、なにより子どもたちの学びの改善・充実に真摯に取り組む教職員の力が必要です。府民が教職員に期待していることは、幼児児童生徒の豊かな成長を支えるために、一人一人の自主性や個性を尊重しながら、使命感と責任感をもって職務に励むことです。

また、幼児児童生徒は、教職員の直接的な言葉はもとより、その言葉を発する教職員自身の生き方や人となりに大きな影響を受けます。そのため、教職員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢をもち、時代の変化に応じて、その能力を生涯にわたって高めるという「学び続ける」ことが強く求められています。

京都府においては、初任者・新規採用者のみなさんが、府民の期待に応える教職員としてスタートを切れるように、初任期育成研修を実施します。この研修では、公教育に携わる者として理解しなければならない知識や理論、それぞれの職種において専門的に身に付けなければならない実務や指導技術を学んでいきます。研修は、主に勤務校での研修と京都府総合教育センター等での研修を軸として進められますが、日々の授業や指導、優れた先輩の仕事ぶりなど、勤務の中にも今後の成長にとって極めて大切な学びの要素とその本質が込められています。みなさんには、目指すべき教員像・職員像を描き、勤務校研修やセンター等研修の機会を十分に生かしつつ、日々の勤務を通して、教職員としての資質能力を高めていくことを期待しています。

本書は、初任期育成研修のテキストとして、教職に関わる基本的な内容を中心に編集しています。各項は、教職に就かれたみなさんが身に付けておくべき基礎的・基本的な内容に絞り、作成しています。各項には、関連する内容を自ら学ぶことができるよう、参考資料を挙げています。各項の理解をさらに広げるため、できる限り資料に当たって、自ら学びを深めてください。

みなさんが、主体的に学び続ける姿勢をもち、京都府の未来を創造する人づくりに向けた教育を担うにふさわしい教職員として、成長されることを切に願っています。

令和7年4月

京都府総合教育センター

目 次

I 期待に応える教職員を目指して

1 求められる教員の資質能力	1
2 教職員の服務	3
3 教職員の研修	5
4 教職員の福利厚生及びメンタルヘルス	7

II 京都府が目指す教育

1 京都府の教育の基本理念	
(1) 目指す人間像とはぐくみたい力	9
(2) 教育に関わるすべての者が大切にしたい思い	11
2 京都府の教育施策推進の視点	13

III 学校教育の概要

1 学校教育の在り方	
(1) 子どもたち一人一人が未来の創り手となるために	15
(2) 働き方改革と学校組織	17
2 家庭や地域社会との連携・協働及び学校間の連携	19
3 生涯学習社会における学校の役割	21

IV 学校教育の内容と基本的な考え方

1 学校の教育課程	
(1) 教育課程の意義、基準及び編成	23
(2) 学習指導要領改訂について	25
2 教科・領域等の指導における基本的な考え方	
(1) 育成を目指す資質・能力	27
(2) カリキュラム・マネジメント	29
(3) 教科等横断的な視点に立った資質・能力	31
(4) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善①②	33
(5) 学校段階等間の接続	37
(6) 学習評価①②	39
(7) 指導に生かす評価	43
(8) 特別支援学校における教育課程の編成	45
(9) 小学校外国語	47
(10) 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間	
ア 〈総合的な学習の時間〉	49
イ 〈総合的な探究の時間〉	51
(11) 特別活動	53
(12) 特別支援学校における道徳科、外国語活動、 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動の指導	55

(13) 自立活動の指導	57
3 道徳教育	
(1) 道徳教育と道徳科	59
(2) 道徳科の指導の基本的な在り方	61
(3) 道徳科の評価	63
4 人権教育	
(1) 人権教育の基本的な考え方	65
(2) 人権教育を推進するために	67
(3) 個別の人権問題の取組	
ア 〈同和問題（部落差別）・女性・子ども・高齢者〉	69
イ 〈障害のある人・外国人・患者等・犯罪被害者等〉	71
5 特別支援教育	
(1) 基本的な考え方	73
(2) 京都府における特別支援教育	75
(3) 障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育	77
(4) 学校教育と地域社会で進める特別支援教育	79
6 体育・健康安全に関する指導	
(1) 学校体育・スポーツ	81
(2) 学校保健	83
(3) 学校安全・危機管理	85
(4) 学校給食	87
7 生徒指導・教育相談	
(1) 生徒指導の実践上の視点	89
(2) 生徒指導の構造と方法	91
(3) 児童生徒の発達を支える教育課程	93
(4) 教育相談体制	95
(5) 児童生徒への指導	
ア 〈いじめ〉	97
イ 〈非行〉	99
ウ 〈不登校〉	101
エ 〈児童虐待への対応〉	103
8 学級・ホームルーム経営	
(1) 学級経営の在り方と実際～小学校～	105
(2) 学級経営の在り方と実際～中学校～	107
(3) ホームルーム経営の在り方と実際～高等学校～	109
(4) 学級・ホームルーム経営の在り方と実際～特別支援学校～	110
(5) 学級事務 他	111
9 学校教育全体で進める教育活動	
(1) 情報教育	
ア 〈基本的な考え方と目標〉	113

イ 〈内容と情報モラルの指導〉	115
(2) キャリア教育	117
(3) 伝統や文化に関する教育（超スマート社会やグローバル社会への対応）	119
(4) 主権者教育	121
(5) 環境教育	123
(6) 読書活動	124
(7) 食育	125
(8) 社会奉仕等に関わる体験活動を生かした学習	126

V 学習指導の実際

1 指導計画・学習指導案の作成	127
2 授業づくりの基本	
(1) 教材研究の進め方	129
(2) 1時間の授業の組立て方	131
3 授業・学習指導の基本技術	133

VI 幼稚園教育

1 幼稚園教育の基本	135
2 はぐくみたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」	137
3 教育課程の役割と編成	139
4 幼稚園教育要領のねらい及び内容の考え方と領域の編成	141
5 環境の構成と保育の展開	142
6 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価	143
7 保育の実際	145
8 一日の保育の流れ	147
9 道徳性の芽生えを培う指導	149
10 幼児理解と家庭との連携	151
11 教育活動の充実のために	153

資 料

資料①	教職員の服務	157
資料②	府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針	158
資料③	教職員の人事評価	158
資料④	世界保健機構「国際生活機能分類（ＩＣＦ）」	159
資料⑤	「地域支援センター」「京都府スーパーサポートセンター（ＳＳＣ）」 による地域への支援	160
資料⑥	就学先の決定	161
資料⑦	学校保健の領域・構造	162
資料⑧	学校安全の体系・内容	163
資料⑨	学校給食の目標	164
資料⑩	学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方	164
資料⑪	食に関する指導	165
資料⑫	学校における虐待対応の流れ～通告まで～	166
資料⑬	虐待リスクのチェックリスト【乳幼児期】	167
	虐待リスクのチェックリスト【学齢期以降】	168
資料⑭	週案例（幼稚園）	169
資料⑮	日案例（幼稚園）	170
資料⑯	指導案例（幼稚園）	171
資料⑰	保育の記録例（幼稚園）	172

<その他資料>

電話対応の基礎	173
別表 1 勤務校研修項目との対照表（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の教諭）	176
別表 2 勤務校研修項目との対照表（幼稚園教諭）	178
京都府の略図	179

<法令（略称）一覧>

本書では、下記の法令を記載する際に、（ ）内の略称を用いている場合がある。

- ☐ 教育基本法（教基法）
- ☐ 学校教育法（学教法）
- ☐ 国家公務員法（国公法）
- ☐ 地方公務員法（地公法）
- ☐ 教育公務員特例法（教特法）
- ☐ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）
- ☐ 学校教育法施行規則（学教法施行規則）
- ☐ 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）
- ☐ 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）
- ☐ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）
- ☐ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

※なお、本書では関係法令の記載に際しては、項以下を省略している。

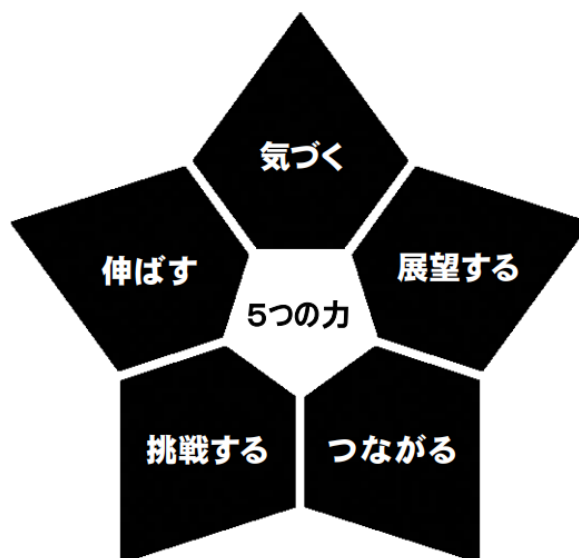
※ 義務教育学校については、本文及び資料の小学校又は中学校に関する記述を参照してください。

1 求められる教員の資質能力

教員に求められる資質能力の向上

教育基本法は、我々日本国民の願いを「たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献すること」と示し、この理想を実現するために「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」（教基法前文）ことを定めている。教基法第9条では、「教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」と定めている。教員は、教基法の理念に則り、常に自ら資質能力の向上に努めていかなければならない。

京都府の教員に必要な5つの力



■気づく力

児童生徒一人一人を深く理解し、寄り添った指導ができるよう、小さな変化にも**気づくことができる力**

■伸ばす力

豊かな人間性と高い専門性に基づく優れた指導力を有し、児童生徒一人一人が豊かな未来を切り拓いていけるよう、それぞれの個性や能力を最大限に**伸ばすことができる力**

■挑戦する力

探究心や自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を高めながら、諸課題の解決に向け、**挑戦することができる力**

■つながる力

他の教職員、保護者や地域社会、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担しながら、組織的・協働的に諸課題を解決するため、チームの一員として**つながることができる力**

■展望する力

次代を担う人材に必要な学びを提供できるよう、広い視野で時代や社会、環境の変化を的確につかみ取り、未来を**展望することができる力**

求められる京都府の
教員像



求められる京都府の教員像については、京都府の教員に必要な5つの力に基づいて示されている。

児童生徒の変化に「気づく力」
児童生徒の可能性を「伸ばす力」
自らを高め、新たな課題に「挑戦する力」
学校内外の多様な人材と「つながる力」
広い視野で未来を「展望する力」

京都府教員等の資質
能力の向上に関する
指標



京都府教育委員会では、どのような資質能力が必要とされているかを具体的に捉えることができるよう、「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」を平成30年3月に策定した。この指標では、「基本的資質能力」、「人権」、「学習指導」、「生徒指導」、「マネジメント」、「チーム学校」、「京都ならではの教育」の7つの観点とそれぞれの観点ごとの主要素、教員等が計画的にキャリアアップを図っていけるよう、5つのステージと目安となる採用後の経験年数を設定している。

教員等の資質の向上を図ることは、児童生徒等の教育を充実することに他ならない。児童生徒等の学びと教員等の学びは相似形となることが重要であり、個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じて、「主体的・対話的で深い学び」を実現することは、児童生徒等の学びのみならず、教員等の学びにもまた求められており、教員等の学びが児童生徒等の学びのロールモデルとなることが期待される。

令和5年3月の改定では、教員等が担う役割が高度に専門的であることを改めて示した。また、研修等を通じて教員等の資質能力の向上を図る際の目安として、教職キャリア全体を俯瞰しつつ、自らが位置する段階に応じてさらに高度な段階を目指す手掛かりとなるものであり、効果的・継続的な学びに結び付ける意欲を喚起する体系として整理した。

京都府の教員等一人一人は、本指標を踏まえ、計画的かつ効果的に資質能力の向上に向けて取り組むことが期待されている。

心がけのススメ



京都府総合教育センターでは、教職員である以前に社会人として自覚ある行動がとれるよう「心がけのススメ～新しく教職員になる皆さんへ～」を、本書の別冊として作成しているので、活用されることが望ましい。



《参考資料》

- 「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」
(京都府教育委員会 令和5年3月改定 令和6年3月事務職員指標策定)
- 「求められる京都府の教員像」 (京都府教育委員会 平成30年3月)
- 「教員の資質能力向上プラン～これからの時代に対応した新しい人材育成等について～」
(京都府教育委員会 平成30年12月)
- 「心がけのススメ～新しく教職員になる皆さんへ～」 (京都府総合教育センター 令和7年4月)

教職員の身分

公立学校の教職員は、地方公共団体の教育活動に従事する公務員であり、その者の勤務する学校を設置する地方公共団体の公務員である。市町（組合）立学校に勤務する教職員で、その給与が府によって負担され、その任命権が府教育委員会に属している者（以下「府費負担教職員」という）の身分はその者の勤務する学校を設置している市町（組合）の職員である。

服務の根本基準

教職員の服務に関しては、次の法令等により定められている。

- ☐ 日本国憲法 ☐ 教育基本法 ☐ 学校教育法
 - ☐ 地方公務員法 ☐ 公職選挙法 ☐ 教育公務員特例法
 - ☐ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
 - ☐ 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法
- ※その他の服務等については、「京都府教育関係例規集」を参照のこと。

公立学校の教職員は地方公務員であるから、地公法に定められた服務の規定が適用される。さらに、教育公務員については職務の特殊性から政治的行為の制限、兼職及び他の事業等の従事などについての特例が定められている（教特法第17条、第18条を参照のこと）。

服務とは、公務員たる地位に基づき、職務上又は職務外において公務員に課せられている規律に服する義務のことをいう。地公法第30条には、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定められている（日本国憲法第15条、教基法第9条も参照のこと）。

服務の内容

教職員の服務は、教職員が職務を遂行するに当たって守るべき義務（職務上の義務）と、職務の遂行の有無にかかわらず教職員たる身分を有する限り当然に守るべき義務（身分上の義務）に分けられる。

資料① P157

服務監督権者

教職員の服務監督を行うのは、府立学校教職員については京都府教育委員会、府費負担教職員については当該教職員の身分の属する市町（組合）教育委員会であるが、直接には当該教職員の属する学校の校長が行う。

服務規程

府立学校の教職員については京都府立学校職員服務規程、市町（組合）立学校の府費負担教職員については各市町（組合）教育委員会において服務規程がそれぞれ制定されている。服務規程においては、日常の服務の取扱いや具体的な手続きに関することが体系的に定められており、日々、これを守ることが義務付けられている。

京都府の教職員に求められること

京都府の教職員は、教育公務員として公教育に課された使命と責任を自覚し、諸法令を遵守するとともに、教職に対する愛着と誇りを持ち、心身の健康管理に留意して、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上を図り、府民の信託と期待にこたえなければならない。

しかし、教職員の不祥事が起これば、児童生徒や保護者はもちろんのこと、府民全体からの京都府の教育への信頼を著しく失墜させてしまう。そして、

一旦失われた信頼を回復するためには、大変な努力と時間が必要となり、誠実に職務に取り組んでいる大多数の教職員に迷惑をかけるとともに、職場の士気を低下させ、教育活動に多大な支障を生じさせてしまう。

このような事態を未然に防止するためには、教職員がコンプライアンス意識を一層高める必要がある。

コンプライアンス意識の向上



コンプライアンス
ハンドブック

コンプライアンスとは、一般的に「法令遵守」と訳されている。しかし、法令だけにとどまらず社会の規範やルールまで含めて遵守することをいうものであり、それによって府民の期待に応えることを意味する。

教職員には、府民の視点に立ち、教育の質を高めるために行動することが求められている。やってはいけない（法令等で禁止されている）ことをやらないのは当然であり、法令等に基づく適正な手続による職務の遂行を最低限の基礎として、その上で、法令により禁止されていなくとも「それを行うことにより府民の信頼を損ねる」行為を行わない、さらには、法令により義務化されていなくとも「それを行うことで府民の満足度が向上する」行為を行うということがコンプライアンスである。

「京都府公立学校教職員コンプライアンスハンドブック」には、教職員がとるべき行動のよりどころとして、13項目を「コンプライアンス意識向上に向けた指針」として示している。

日常の業務を遂行する中で求められる規範を改めて確認するとともに、行動のよりどころを具体的かつ明確にする必要がある。

教職員による性暴力等の根絶



教職員による性暴力
等の根絶に向けて

学校は言うまでもなく、児童生徒一人一人の夢や希望を実現できるよう教育活動を行う場であり、まず何よりも子どもたちの安全・安心や人権が尊重されなければならない。さらに、教育活動の直接の担い手である教職員が教育活動に専念できる環境が確立されなければならない。

一部の教職員による不祥事が原因で、大多数の教職員が築き上げてきた京都府の教育に対する信用が著しく失墜し、本来の教育活動に専念すべき環境が大きく損なわれることはあってはならない。

「教職員による性暴力等の根絶に向けて一信頼される教職員であるために」では、教職員による性暴力等の根絶に向けて、最近発生した事象の傾向と分析をもとに、新たに防止に向けた実効性ある取組を示すとともに、セクシュアル・ハラスメント防止に係る資料を分かりやすくまとめている。

パワー・ハラスメントの禁止



ハラスメントの防止
等に関する要綱

「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務や指導上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、教職員や児童生徒に対し精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員や児童生徒の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員や児童生徒の勤務・学習環境を害することとなるものをいう。

教職員は、教育をつかさどるという崇高な使命を深く自覚し、自らを厳しく律しなければならない。

《参考資料》

- 「京都府公立学校教職員コンプライアンスハンドブック」
(京都府教育委員会 京都市町村教育委員会連合会 令和5年9月)
- 「教職員による性暴力等の根絶に向けて一信頼される教職員であるために」
(京都府教育委員会 令和5年1月 令和6年4月一部改正)
- リーフレット「～パワハラを防止し、良好な勤務・学習環境を～パワハラのない職場を」
(京都府教育委員会 令和2年8月)
- 「京都府立学校ハラスメントの防止等に関する要綱」(京都府教育委員会 平成11年4月 令和4年10月1日一部改正)

職務としての研修

教員の研修については、教基法第9条において次のように定められている。

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

これに基づき教特法第21条では、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」とし、「研修を受ける機会が与えられなければならない。」（同法第22条）とされている。

初任者研修

初任者研修は、教特法第23条において、次のように定められている。

公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から1年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という）を実施しなければならない。

また、同条では、任命権者が「初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行う」指導教員を命じることが定められている。

このような規定に基づき、京都府では、初任者・新規採用者研修を次のように実施している。

<初任者研修（1年間）>

対象者	項目数・日数	
	勤務校研修	センター等研修
教諭（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校）	52項目	20日

<新規採用者研修>

対象者	実施期間	項目数・日数	
		勤務校研修	センター等研修
養護教諭・栄養教諭	1年間（4月～3月）	15日（15項目必修）	16日
幼稚園教諭・保育教諭	6箇月間（4月～9月）	10日（11項目必修）	11日
実習助手・寄宿舎指導員	6箇月間（4月～9月）	6日（6項目必修）	9日
学校事務職員	6箇月間（4月～9月）	必要に応じて	8日
学校図書館司書	6箇月間（4月～9月）	必要に応じて	7日
学校施設管理職員	6箇月間（4月～9月）	必要に応じて	9日

中堅教諭等資質向上 研修

中堅教諭等資質向上研修は、教特法第24条において、定められている。京都府では、京都府総合教育センターにおいて、「中堅教諭等資質向上研修」として講座を開講している。

単位制履修制度

京都府総合教育センターの研修については、「単位制履修制度」を採用している。単位制履修制度は、教職員個々の意欲を大切にし、キャリアステージに応じた研修を計画的・継続的に受講できるようにすることを基本的な考え方としている。また、研修受講履歴を活用することで、今後の研修計画に生かしたり、計画的な人材育成につなげたりしている。教諭は60単位、事務職員は30単位を生涯にわたる標準的な単位数としている。

「新たな教師の学び の姿」

高度な専門職である教師は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努める義務を負っており、学び続ける存在であることが社会からも期待されている。

「新たな教師の学びの姿」として、

○変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという「主体的な姿勢」

○求められる知識技能が変わっていくことを意識した「継続的な学び」

○新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすための、一人一人の教師の個性に即した「個別最適な学び」

○他者との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」

が示されている。

令和3年中教審答申では、「一人一人の子供を主語」にし、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」の充実を通じて、主体的・対話的で深い学びを実現するという学校教育の目指すべき姿を示しており、子供たちの学び（授業観・学習観）の転換を目指している。

個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じて、主体的・対話的で深い学びを実現することは、児童生徒の学びのみならず、教師の学びにも求められる命題である。つまり、教師の学びの姿も、子供たちの学びの相似形であるといえる。主体的に学び続ける教師の姿は、児童生徒にとっても重要なロールモデルである。

「令和の日本型学校教育」を実現するためには、子供たちの学びの転換とともに、教師自身の学び（研修観）の転換を図る必要がある。

《参考資料》

- 「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（中央教育審議会 令和4年12月）
- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（中央教育審議会 令和3年1月）
- 「令和7年度教職員研修計画」（京都府教育委員会 令和7年4月）

4 教職員の福利厚生及びメンタルヘルス

公立学校共済組合



〈一部ログインが必要〉

公立学校の教職員（任期付職員を含む。）として採用された場合は、公立学校共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員となる。公立学校等の教職員によって組織される共済組合は、相互扶助の精神によって組合員とその家族（被扶養者）の生活の安定と福祉の向上を目指す組織である。

共済組合は、主に次の三つの事業を行っている。

- 1 短期給付事業（医療保険）
病気・けが、出産、休業、災害、死亡等の際に、組合員とその家族に給付を行う。
- 2 長期給付事業（年金給付等）
厚生年金、年金払い退職給付等を決定、給付する。
- 3 福祉事業
保健事業（人間ドック、メンタルヘルス対策等）、貸付、医療、宿泊等の事業を実施する。

京都府教職員互助組合



〈一部ログインが必要〉

一般社団法人京都府教職員互助組合（以下「互助組合」という。）は、組合員とその家族の生活の安定、福祉の増進を図り、京都府の教育文化の向上発展に寄与することを目的としている。

共済組合の制度を補完するとともに、大きく分けて短期給付、福利厚生、公益及び退職互助などの独自事業を行っている。

互助組合の被扶養者は、共済組合で被扶養者として認定された者をいう。

○ホームページ (<https://www.kyokyogo.or.jp/>)

組合員へのお知らせや互助組合事業の紹介をしている。また、互助組合報を閲覧できるほか、文化・体育事業やチケット・ガイド事業の申込・給付・貸付の各種申請用紙も入手できる。

○互助組合報

毎月発行（ただし8月は休刊）

理事会・ブロック運営委員会の報告、文化・体育事業のお知らせや、給付、貸付制度の案内の他、文化、健康関連の情報を掲載している。

○LINE

毎月、互助組合（ebook版）のお知らせ、事業の最新情報、お得情報を随時配信している。



〈一部ログインが必要〉

心の健康

心の健康状態には、家庭事情、業務に関すること、その他、様々な要因が影響を与える。そのため、常日頃から自らのストレスを予防・軽減するための「セルフケア」を実践することが大切である。

メンタルヘルス＝心の健康づくりは、教職員一人一人が、まず、自身のストレスに気付き、そのストレスに応じた「セルフケア」を行うことが大切である。

絶対に一人で悩みを抱え込まず、家族、友人、職場の同僚・管理職や相談窓口等にまず相談することが大切である。

相談窓口の活用



《相談窓口》

○京都府総合教育センター

- ・「教職員のためのカウンセリング」 I T E C > 教育相談部

○公立学校共済組合京都支部

- ①「電話・面談メンタルヘルス相談」 TEL 0800-700-5680

- ②「W e b 相談（こころの相談）」 <https://www.mh-c.jp/>

ログイン番号 783269

- ③「L I N E を使ったメンタルヘルス相談（心ほっとサポート@公立学校共済）」

※L I N E アプリにて [ID:@kouritukyosai_mh] を友だち追加

- ④「教職員電話健康相談24」 0800-777-8349

- ⑤「こころの健康相談室」（府内の病院等で実施）

- ⑥「こころと暮らしの法律相談」（京都市内弁護士相談窓口で実施）

（⑤⑥についての詳細は共済組合京都支部まで TEL 075-414-5807）

1 京都府の教育の基本理念

(1) 目指す人間像とはぐくみたい力

第2期京都府教育振 興プラン



京都府教育委員会では、教基法第17条に基づき平成23年に定めた「京都府教育振興プラン」が令和2年度で計画期間満了を迎え、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とした「第2期京都府教育振興プラン」を策定した。京都府の行政運営の指針である京都府総合計画を踏まえた教育行政分野における計画であり、その中で、京都府の教育の基本理念である「目指す人間像とはぐくみたい力」、「教育に関わるすべての者が大切にしたい想い」を掲げるとともに、基本理念を実現するための「施策推進の視点」や「取り組む施策の方向性」等を示している。

京都府の教職員は、一人一人が公教育の推進者であるという共通の認識の下に、京都府教育委員会が策定した「第2期京都府教育振興プラン」及び令和7年度の「学校教育の重点」、「社会教育を推進するために」等を十分に踏まえて教育活動の充実を図る必要がある。

目指す人間像と はぐくみたい力

(以下、第2期京都府教育振興プランから抜粋)

これからの時代の地域社会を支えるのはそこに住む人々の総合的な力であり、地域づくりの基本となるのは人づくりです。人づくり、すなわち教育こそが、京都府の未来を創り上げる源になるのです。

府政運営の羅針盤である京都府総合計画の第一に掲げられた「子育て環境日本一」の実現に向けても、「教育環境日本一」は欠かせない柱であると言えます。

京都府教育委員会では、第2期の教育振興プランを策定するに当たり、教育基本法に掲げられた教育の基本理念を踏まえつつ、今後「目指す人間像」を次のように定めました。

また、「目指す人間像」に必要な力を、3つの「はぐくみたい力」として表しました。

○目指す人間像

めまぐるしく変化していく社会において、変化を前向きにとらえて主体的に行動し、よりよい社会と幸福な人生を創り出せる人

○はぐくみたい力

- ・主体的に学び考える力
- ・多様な人とつながる力
- ・新たな価値を生み出す力

—京都府教育委員会が目指す人間像、そして、そのためにはぐくみたい力とは—

第Ⅰ期の教育振興プランの策定以降、2011年に東日本大震災が発生し、その後も日本の各地で想定を超える自然災害が頻発しています。学校の安心・安全など教育面での課題が浮き彫りになるとともに、人と人とがつながる絆の力が見直されるようになり、学ぶことや働くことなど生き方に関する人々の価値観も大きく変わろうとしています。

2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校はかつてない長期の臨時休業を行うこととなり、その後の社会は大きく変容することを求められました。「社会の変化」という言葉がこれほど重みをもったときはありません。

こうした時代であるからこそ、社会がどのように変わろうと、その変化を前向きに受け止められる人。社会の変化にただ流されるのではなく、学んだことを活かして答えのない問いに挑み、自分の力で考え、判断し、主体的に行動できる人。多様な人とつながり支え合いながら、社会の一員としての責任を果たし、価値観が多様化する社会において、自分らしく幸せな未来を創り出せる人が、求められています。

その人づくりを担う教育もまた、変わっていく必要があります。多様な価値観と多様な学び方が広がる中で、学校の意義や学ぶことの意義が改めて問われるようになりました。

超スマート社会やグローバル社会への対応として、AIの力を活用する一方で、人間の強みである想定外の事態に向き合い調整する力や新たな価値を生み出す力を育成することが必要です。現代社会を生き抜いていくための力、社会の担い手として生きる力をはぐくんでいくことは、成年年齢引き下げなどにより、さらに重要度を増しています。

そのためには、多様な他者と関わり対話を通じて学びあうという学校の営みを大切にしながら、これからの学びを支えるICTや先端技術を効果的に活用し、時代の変化に応じた教育を行わなければなりません。また、教員自身が教職生涯を通じて探究心をもって学び続け、時代の変化に対応して求められる資質や能力を身に付けていく必要があるのです。

京都府教育委員会では、変化を恐れず前向きに受け止め、人権尊重を基盤とした京都府ならではの学校教育と社会教育とを通じて、子どもから大人まですべての人々が生涯にわたって力強く歩み続け、高い志をもって、よりよい社会と幸福な人生の創り手となれる人づくりを進めていきます。

1 京都府の教育の基本理念

(2) 教育に関わるすべての者が大切にしたい思い

(以下、第2期京都府教育振興プランから抜粋)

教育に関わるすべての
者が大切にしたい
思い

「主体的に学び考える力」「多様な人をつながる力」「新たな価値を生み出す力」を身に付け、発揮し、目指す人間像に近づいていくためには、誰もが「包み込まれているという感覚」と「自己肯定感」をもてる環境の中で成長することが必要です。

これまで掲げてきた「包み込まれているという感覚」を引き続き京都府の教育のベースとし、さらに、子どもたちの主体的な行動を後押しするため、京都府教育委員会では、こうした環境整備について、学校・家庭・地域等で教育に関わるすべての人々が大切にしたい思いとして、基本理念に位置づけます。

「私は、かけがえのない存在として、愛され、見守られている」
「私は、共に支え合い助け合う仲間として、信頼されている」
「私は、この社会の一員として、責任ある行動を期待されている」

誰もが、かけがえのない一人の人間として、
周囲の人々に支えられ、生かされています。
しかし、それを感じることができなければ、
その思いに応えて「がんばろう」という気持ちは生まれません。

温かくて厳しい、周囲からの愛情や信頼、期待などに

【包み込まれているという感覚】

が土台となって、失敗したとしても再び挑戦できる

【自己肯定感】

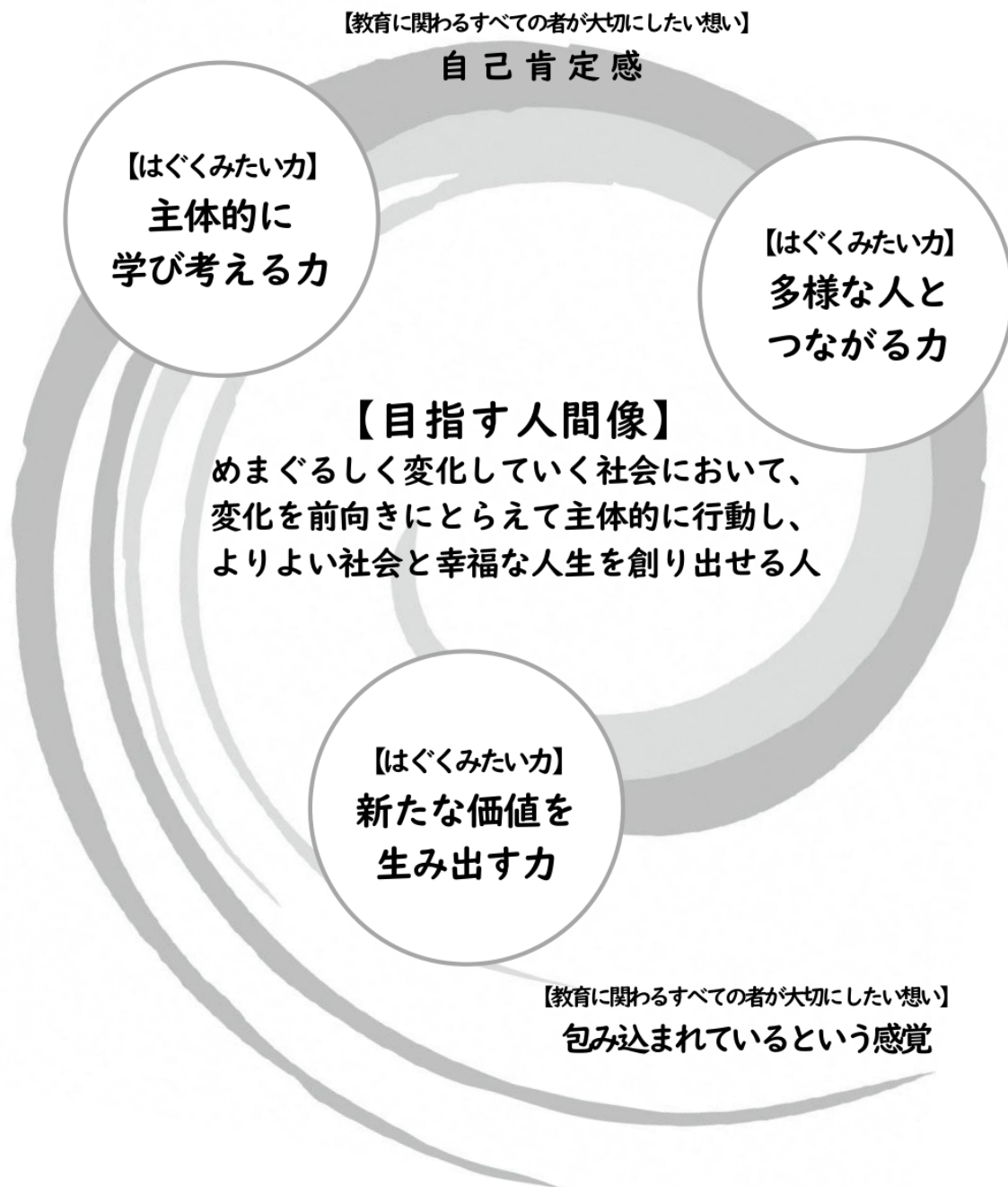
がはぐくまれ、主体的に学び考え、多様な人につながり、
新たな価値を生み出すための意欲が引き出されるものと考えます。

特に、困難な状況におかれた子どもは、
こうした感覚をもつことが難しくなっています。
すべての子どもを愛情と信頼と期待とで包み込んでいくこと、
すべての子どもが「包み込まれているという感覚」を土台にして
「自己肯定感」をはぐくむことができるように、
学校で、家庭で、地域で、教育に関わるすべての京都の人々が、
等しくこの思いを胸に、子どもたちに接していくことが求められます。

高い専門性をもって日々子どもたちに寄り添う学校の教職員はもちろん、
すべての教育の出発点である家庭の保護者も、
コミュニティの一員として子どもたちを迎え入れる地域も、
すべての大人がすべての子どもを愛情と信頼と期待とで見守り、
小さな変化にも気づきながら、支え、伸ばしていくことが、
子どもたちが自身の未来の扉を開くための力となるのです。

京都府の教育の基本
理念 概念図

誰もが、周囲からの愛情や信頼、期待などに「包み込まれているという感覚」を土台として「自己肯定感」をはぐくむことにより、上昇するらせんのように「主体的に学び考える力」「多様な人とつながる力」「新たな価値を生み出す力」を少しずつ身に付けながら、「目指す人間像」へと成長していく様子をイメージしました。



2 京都府の教育施策推進の視点

(以下、第2期京都府教育振興プランから抜粋)

施策推進の視点

○多様な子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことなく、
個性や能力を最大限伸ばす教育

すべての子どもが、「目指す人間像」に掲げるように、よりよい社会と幸福な人生の創り手として生きていけるようにするためには、子どもたちの多様な個性と能力を尊重し、子どもたちを取り巻く多様な環境や価値観などに正面から向き合い、教育もまた多様化していく必要があります。

子どもたちの学びに向かう意欲を高めるため、画一的な学校教育から脱却し、学校以外の様々な機関とも連携しながら、子ども一人一人の能力や適性等に応じた教育を進めていかなければなりません。そのためには、教員の資質向上が必要であり、中でも総合的に学びをコーディネートする力を高めていくことが求められています。

また、誰もが将来の自立を見据えて学ぶことが大切です。貧困や病気、地理的不利などの様々な困難な状況におかれた子どもも安心して学ぶことができるよう、誰一人取り残すことのない教育を進めることにより、すべての子どもの可能性を最大限に引き出していかなければなりません。

第1期の教育振興プランにおいて10の重点目標の1つとして掲げた「一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす教育」を、すべての施策に共通する「施策推進の視点」として定めることにより、京都府教育委員会では、これまで以上に子どもたち一人一人に寄り添う教育を進めていきます。

○幼児期から生涯にわたり、校種等を越えて切れ目なく学ぶことができる教育

人間の発達段階に合わせて、確かな学力・豊かな心・健やかな身体をバランスよくはぐくみ、「主体的に学び考える力」「多様な人とつながる力」「新たな価値を生み出す力」を身に付けていくためには、幼児期から生涯を視野に入れた連続性のある教育を進めていくことが大切です。

進学に伴う新しい環境への不適応等の課題を解決し、一人一人の心身の発達や学習の連続性を重視した教育活動が展開できるよう、幼稚園や保育所等と小学校、小学校と中学校というように、学校間の連携により、円滑な接続を図っていかなければなりません。

また、同じ地域の小・中学生と高校生の交流や高校生同士の交流、特別支援学校の児童生徒と高校生との交流などの取組、府民の生涯学習の成果を子どもたちの学びに活かす取組は、地域に根ざした公立学校ならではの強みです。

人生100年時代において生涯学び続けるために必要となる力の基礎を、学校教育の中ではぐくんでいきます。

○学校・家庭・地域がコミュニティとしてそれぞれの強みを活かしてつなげる教育

すべての子どもが「包み込まれているという感覚」と「自己肯定感」をはぐくむことができる環境を整えていくためには、学校はもとより家庭や地域がそれぞれの役割と責任と強みを自覚し、社会総がかりで教育に取り組むことが大切です。

学校は、学校教育のもつ意義や教員に課せられた崇高な使命を再認識し、その専門性を発揮しつつ、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指す」という目標をもち、地域と一体となって子どもたちをはぐくむ「地域とともにある学校」へと転換する必要があります。

子どもが生まれてから最も長い時間を過ごす家庭は、基本的な生活習慣を確立し人格形成の基礎を培う幼児期の教育の中核を担う場であり、「包み込まれているという感覚」の基礎を築くものです。

親の笑顔が子どもの笑顔をつくります。家庭の教育力が弱まっていると言われる中、安心して家庭での教育を行い、子どもの教育の第一義的責任をもつ保護者がその責務を果たすことができるように、社会全体で適切な支援を行っていく必要があります。

コミュニティの一員として子どもたちを迎え入れることとなる地域は、その成長を見守り支えることで、子どもの社会性や将来性をはぐくむ場です。

地域の住民、地域に立地する企業や大学等が子どもの教育に関わることは、人と人との新しい縁や子どもの地域に対する関心・愛着を生み、ひいては地域の課題解決や地域振興にもつながります。子どもたちが成長し幸せに暮らしていけるまちづくりに向けて、地域は、「支援」ととどまらない学校との「連携・協働」を目指す必要があります。

《参考資料》

□「第2期京都府教育振興プラン」（京都府教育委員会 令和3年3月）

□「令和7年度学校教育の重点」、「令和7年度社会教育を推進するために」（京都府教育委員会 令和7年3月）

1 学校教育の在り方

(1) 子どもたち一人一人が未来の創り手となるために

学校が果たすべき役割

教育は、人類が長い年月をかけて創造してきた学問や芸術、言語、価値観、行動様式等の文化を、次世代に伝えるという重要な役割を担っている。中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和3年1月）で、「日本の学校教育はこれまで、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながるができる居場所としての福祉的な役割も担ってきた。この役割の重要性は今後も変わることはない。」（不易）としつつも、「急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。」と述べている。

これからの学校教育においても、幼児児童生徒が自らの個性を存分に発揮しながら、「時代を超えて変わらない価値のあるもの」（不易）を確実に身に付けるよう指導するとともに、「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」（流行）にも柔軟に対応していかなければならない。幼児児童生徒が、自己実現を図りながら、主体的に生きていくために必要な資質・能力を身に付けるという視点から、教職員は、不易と流行を十分踏まえた教育活動を進めていく必要がある。

子どもたちが未来の創り手となるために

社会の変化は複雑で予測困難であり、しかもそうした変化が、どのような職業や人生を選択するかに関わらず、全ての子どもたちの生き方に影響するものとなっている。社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば、難しい時代になると考えられる。

しかし、人間は、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え出すことができる。また、人間は、正解のない課題に対しても、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解を見いだすことができるなどという強みをもっている。

解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解いたり、定められた手続きを効率的にこなしたりすることにとどまらず、直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けて自ら能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新たな価値を生み出していくために必要な力を身に付け、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要である。

変化が激しく将来の予測が困難な時代にあつてこそ、子どもたちが自信をもって自分の人生を切り拓き、よりよい社会を創り出していくことができるよう、必要な力を確実に身につけていくことがこれからの学校教育に期待さ

れている。そのためには、子どもたちに未来を創り出す力をはぐくんでいくことができるよう、学校教育の改善、とりわけその中核となる教育課程の改善を図っていかなければならない。

「生きる力」をはぐくむ教育活動の展開

学校の教育活動を進めるに当たっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指すことが求められている。

「生きる力」とは、平成8年7月の中央教育審議会の答申において、「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など」であると定義されている。

平成20年に行われた学習指導要領改訂においては、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要性を増す、いわゆる知識基盤社会において、確かな学力、豊かな心、健やかな身体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっているという認識が示された。また、知・徳・体のバランスのとれた育成（教基法第2条第1号）や、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うこと（学教法第30条第2項）等、教基法や学教法の規定に基づき、児童生徒に「生きる力」をはぐくむことが重視されたところである。

平成28年12月の中央教育審議会答申を受け、今回の学習指導要領改訂においては、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、児童生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通して、そのために必要な力をはぐくんでいくことを重視している。こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」そのものであり、加速度的に変化する社会にあって「生きる力」の意義を改めて捉え直し、確実に発揮できるようにしていくことが重要となる。

1 学校教育の在り方

(2) 働き方改革と学校組織

教職員の働き方改革

平成29年10月に実施した京都府教育委員会による勤務実態調査の結果では、いわゆる過労死ラインの月80時間以上残業している教員が、全国調査と比較しても相当多く、非常に深刻な状況にあることが明らかとなった。

この結果を受け、京都府教育委員会は、平成30年3月に「教職員の働き方改革実行計画」を策定し、市町（組合）教育委員会とも連携し、学校における働き方改革をスタートさせた。その際、京都府教育委員会教育長から「学校が働きやすく魅力ある職場となり、澁刺、颯爽とした様子で教壇に立つ教員が、子どもたちのあこがれの存在となることを期待しています。」とのメッセージが全教職員に届けられた。

学校における働き方改革に関する中教審の答申では、次のとおり述べられている。「『子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする』という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは『子供のため』にはならないものである。教師のこれまでの働き方を見直し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるという、今回の働き方改革の目指す理念を関係者全員が共有しながら、それぞれがそれぞれの立場でできる取組を直ちに実行することを強く期待する。」

令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、京都府でも条例が整備され、全ての教育委員会において、教育委員会規則により教育職員の勤務時間の上限を規定し、教員の長時間勤務の縮減のための取組を実行している。

そうした中、「教職員の働き方改革実行計画」について、計画期間終了後もなお取組を継続する必要があることから、令和3年3月、第2期京都府教育振興プランも踏まえて所要の改定が行われた（※）。

※〈取組方針の8つの柱〉

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1 学校運営・指導体制の充実・強化 | 5 学校組織マネジメント力のさらなる向上 |
| 2 専門スタッフの配置等の促進 | 6 学校における「勤務時間」を意識した働き方の推進 |
| 3 部活動運営の適正化と教員負担軽減 | 7 学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働の推進 |
| 4 学校業務のさらなる改善の推進 | 8 数値目標の設定による進捗管理 |

同プランでは、当面の重点課題について、ICTを積極的に活用しながら、重点的・横断的に進めていく「教育環境日本一プロジェクト」の一つとして、「新時代の学習指導体制の構築と働き方改革」を明記した。学校における働き方改革が実を結び、新しい時代に対応した豊かな教育が実践されるためには、あらゆる分野での総合的な取組が必要である。

学校においては、校長のリーダーシップの下、必要性が乏しい慣習的な業務の廃止やICTを活用した業務の効率化、部活動運営の適正化等に取り組むとともに、全ての教職員の働き方に関する意識改革を行い、勤務時間の上限遵守に向けた取組を進めることが重要である。

資料② P158

チーム学校

社会の急激な変化が進む中で、子どもが予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するためには、教育活動のさらなる充実が求められる。学校は学習指導、生徒指導等、幅広い業務を担い、子どもたちの状況を総合的に把握して指導していく必要がある。その

一方で、社会や経済の変化に伴い、子どもや家庭、地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育等に関わる課題が複雑化・多様化しており、学校や教職員だけが課題を抱えて対応するのでは、十分に解決ができない課題も増えている。学校が、複雑化・多様化した課題に対応し、子どもに必要な資質・能力をはぐくんでいくためには、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要である。その上で、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教職員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要である。

このような「チームとしての学校」の体制を整備することによって、教職員一人一人が自らの専門性を発揮するとともに、心理や福祉等の専門スタッフ等の参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補い、子どもの教育活動を充実していくことができる。

京都府教育委員会では、重点事業として、京都式「チーム学校」推進事業を実施し、教職員の担うべき本来業務に専念できる環境づくりに努めている。

学校の組織とその役割

学校の教育目標は、実際に教育活動を担う教職員によって具現化される。複数の教職員が集まって活動を行う学校で、調和のとれた学校運営がなされ、それぞれの活動が教育効果を上げるには、教育目標の実現に向かって組織を効果的に機能させることが必要である。そのために、各学校には、実態に合わせて校務分掌が設けられている（学教法施行規則第43条、第79条、第104条、第113条、第135条）。

＜校務分掌の主な内容＞

○学校の運営に関すること。

○教育課程の編成、実施、改善に関すること。

○幼児児童生徒の指導、管理に関すること。

○幼児児童生徒の保健安全に関すること。

○学校の施設・設備（教材・教具等を含む。）に関すること。

○地域社会・関係諸機関・団体等との連絡調整に関すること。

＜校務分掌の運営＞

分掌された校務の遂行に当たっては、学校の教育目標を具現化する創意と工夫が必要であるとともに、それが組織全体に生かされることが大切である。したがって、他の分掌との連携を十分に図りながら、教職員間の好ましい協働関係をつくるように心掛け、各自の職責遂行に努めることが大切である。

＜教職員の人事評価＞

教職員の人事評価は、学校教育の直接の担い手である教職員の育成及び資質能力の向上を図り、もって学校組織を活性化させることを目的として実施されるものであり、その活用を通して一人一人の教職員が、学校目標の達成に向けて、それぞれの役割と責任をもって教育活動を展開することにより、学校教育の充実を図ることができる。

資料③ P158

《参考資料》

- 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文部科学省 平成31年1月）
- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン～子供と向き合う時間の確保を目指して～」
(文部科学省 平成27年7月)
- 「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」
(中央教育審議会 令和6年8月)
- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」
(中央教育審議会 平成31年1月)
- 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（中央教育審議会 平成27年12月）
- 「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針」（京都府教育委員会 令和6年3月）
- 「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（京都府教育委員会 令和元年7月）
- 「京都府部活動指導指針」（京都府教育委員会 平成31年4月）

2 家庭や地域社会との連携・協働及び学校間の連携

基本的な考え方

学校がその目的を達成するためには、家庭や地域の人々とともに幼児児童生徒を育てていくという視点をもち、家庭、地域との連携・協働を深め、学校内外を通じた幼児児童生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。

また、学校、家庭、地域がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、連携しながら全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。

そのために、教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て、地域の教育資源や学習環境を幼児児童生徒にとって大切な学習の場として一層活用していくことが必要である。

保護者との連携

個々の幼児児童生徒を理解し、指導するには、背景としての家庭環境を理解することが必要である。また、子どもの基本的な生活習慣や学習習慣の確立、豊かな心の育成等、学校の教育活動の充実を図るためにも、保護者の理解と協力は欠かせない。

日頃から、家庭訪問や電話連絡、学級通信の発行等で、保護者との信頼関係を築くことが大切である。また、学級・ホームルームにおいても懇談会や個別面談を実施するなど、積極的に保護者との連携を図っていくことが重要である。保護者との連携の状況は管理職や関係教職員等に報告し、適切な対応に努めなければならない。

P T Aとの連携

P T Aは、保護者と教職員がお互いを高め合い、幼児児童生徒の健全な育成を支援する団体である。また、P T Aは学校行事への支援や登下校時の安全対策等、様々な活動を地域の実情に応じて実施しており、学校、家庭、地域を結ぶ要として大切な役割を担っている社会教育関係団体である。

P T Aの運営や活動が形骸化しないようにするためには、保護者同士、保護者と教職員が同じ会員として相互に尊重し合うとともに、運営にあたっては会員の意見を反映することが大切である。

教職員はこの組織や活動を活かしながら、学校とP T Aとが密接に連携して教育効果を上げるようにするとともに、全ての幼児児童生徒の健やかな成長を考えていくという広い視野に立って運営されるよう協力することが大切である。

地域社会との連携や協働

地域社会は子どもが生活し成長する場として重要な役割を担っている。学校と地域がパートナーとなり連携・協働し、幼児児童生徒の教育に関わることが重要である。そのため、学校では、地域の人々が生涯学習で学んだ知識や経験から学ぶ機会を得られるよう教育活動を工夫する必要がある。

さらに、地域で取り組まれる自然体験活動や生活体験活動、地域の人々との交流活動は、自己肯定感の向上やよりよい人格形成に資することから、幼児児童生徒に積極的な参加を促す必要がある。

京都府教育委員会では、地域と学校が連携・協働して社会総がかりで子どもをはぐくむ「地域学校協働活動」の中で、地域の力を活かして子どもの体験活動や学習活動を充実させる「京のまなび教室」や「地域未来塾」等の取組を支援しており、幅広い地域の人々の参画により、地域の力を最大限に活かし、子どもの成長を支える活動の充実を図っている。

また、活動を通じて学校、家庭、地域、関係諸機関のネットワークが充実するなど、地域社会全体で子どもを包み込みはぐくむ環境づくりを推進している。これらの推進が、学習指導要領の理念でもある、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と地域が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現につながるのである。

地域とともにある学校づくり

学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要である。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」を図るための有効な仕組みである。

学校相互間の連携や交流

学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、幼児児童生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。

その際には、近隣の学校のみならず異なった地域の学校同士において、あるいは同一校種だけでなく異校種間においても、このような幅広い連携や交流が考えられる。

幼児児童生徒の実態や指導の在り方等について理解を深めることにより、それぞれの学校段階の役割の基本を再確認することができる。また、そのことが広い視野に立って教育活動の改善・充実を図っていく上で極めて有意義であり、幼児児童生徒に対する一貫性のある教育を相互に連携し協力し合って推進するという新たな発想や取組が期待される。

一方で、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもある。

《参考資料》

- 「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」（文部科学省 令和2年3月）
- 「コミュニティ・スクール2018～地域とともにある学校づくりを目指して～」（文部科学省 平成30年）
- 「令和7年度社会教育を推進するために」（京都府教育委員会 令和7年3月）
- 「結ネットKYOTO学校で活用出前授業」（京都府教育委員会 令和5年4月）
- 「きょうとふの家庭教育支援」（京都府教育委員会 令和3年3月）
- 「コミュニティ・スクールを始めるにあたって」（京都府教育委員会 令和2年3月）

人生100年時代とウェルビーイングの向上

学習指導要領解説総則編には、「急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。」と述べられている。

人生100年時代は、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生のモデルから、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予測される時代である。社会の構造的な変化に対応するために、学校教育における学びの多様化だけでなく、社会人の学び直し（リカレント教育）も含めた生涯学習の必要性が、さらに高まることが考えられる。

若者から高齢者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、さらには社会人の学び直しに至るまで、生涯を通じて切れ目なく、質の高い教育を用意し、いつでも有用なスキルを身に付けられる学び直しの場が提供される必要がある。

また、子どもが心身ともに健全な成長を遂げ、人や社会とつながり、共に生きる力をはぐくむためには、子ども一人一人に対して、学校はもとより、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら連携・協働し、社会総がかりで子どもをはぐくむことが大切である。

令和5年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画では、2040年以降の社会を見据えた教育政策の総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の二つのコンセプトが掲げられ、「ウェルビーイングが実現される社会は、子どもから大人まで一人一人が担い手となって創っていくものである」、「個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要である」と述べられている。

また、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるというウェルビーイングの向上につなげることが期待される。

京都府においては、京都府総合計画ならびに第2期京都府教育振興プランを踏まえ、幼児期から生涯にわたり校種等を越えて切れ目なく学ぶことができる教育、学校・家庭・地域がコミュニティとしてそれぞれの強みを生かしてつながる教育の実現を目指し、様々な取組を推進しているところである。

生涯学習社会における学校の役割

生涯学習を進めるためには、幼児期から主体的に学ぶという生涯学習の基礎的な能力・態度を身に付けることが大切である。

学校教育は、自ら学ぶ力を養い、個性を伸ばし、生涯にわたって学習できる基礎や基本を育てる大切な役割を担っている。そのため、学校においては、教育活動の充実について全教職員の共通理解を図り、教育課程や学校運営に

おける工夫改善に取り組むと同時に、地域とともにある学校づくりを推進し、学校内外において、幼児児童生徒が幅広く体験し、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待できる。また、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することが、地域の発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要である。

学校を核とした地域づくり

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、平成29年4月1日に社会教育法等が一部改正された。

「地域学校協働活動」とは、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域住民、学生、保護者等、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域住民のつながりを深め地域の創生につなげていくために、学校と地域が相互に連携・協働して行う様々な活動のことである。

登下校の見守り活動や学習補助等、学校や子どもたちを応援・支援するという一方向の関係だけではなく、子どもたちの成長を軸として、地域と学校が互いに意見を出し合い、学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図ることが期待されている。

《参考資料》

- 「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」（文部科学省 令和2年3月）
- 「人づくり革命 基本構想」（平成30年6月）

IV 学校教育の内容及基本的な考え方

1 学校の教育課程

(1) 教育課程の意義、基準及び編成

教育課程の意義

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校である。

各学校は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、学習指導要領等に基づき、子どもたちの姿や地域の実態等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、教育課程を編成する。各教科、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という）、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間及び特別活動等についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら授業時数との関連において総合的に組織する。

教育課程の基準

学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることができる機会を保障するために、学教法等の法令に基づいて国が定めている教育課程の基準である。

その内容は、校種により違いがあるが、総則、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動等によって構成されているものである。

学習指導要領は、教育課程の編成はもちろん、年間指導計画の作成、指導目標や指導事項の設定等、日々の教育活動を進める際の最も基本となるものである。なお、学習指導要領は、指導内容やその取扱いについて大綱的に示しているものであり、それを十分読み取るために、「学習指導要領解説」等の資料を活用し、理解を深めることが大切である。各学校では、学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて教育課程を編成する必要がある。

教育課程の編成

教育課程は、各学校において全教職員の連携協力の下に、児童生徒の心身の発達の段階の特性及び学校や地域の実態を考慮し、創意工夫を加えて校長の責任において編成するものであり、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。全教職員は、それらに示されている事柄について十分に理解を深める必要がある。教育課程は、次の内容で編成される。

- | | |
|----------|---|
| 【小学校】 | 各教科、道徳科、外国語活動（小学校第3学年及び第4学年）、総合的な学習の時間（小学校第3学年から）、特別活動 |
| 【中学校】 | 各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動 |
| 【高等学校】 | 各教科、総合的な探究の時間、特別活動 |
| 【特別支援学校】 | 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間（小学部・中学部※知的障害小学部を除く。）・総合的な探究の時間（高等部）、特別活動、自立活動 |

（特別支援学校の教育課程については、本編P45 IV-2-(8)「特別支援学校における教育課程の編成」、本編P55 IV-2-(12)「特別支援学校における道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動の指導」参照）

教育課程の具体化のために

学校教育においては、生涯にわたる学習の基盤を培うため、教育活動全体において、資質・能力をはぐくみ、個性を生かし多様な人との協働を促す教育の充実に努めることが強く求められている。各学校では、地域社会の特性や児童生徒の実態に応じて編成された教育課程に基づき、一人一人の児童生徒を大切にしたい教育を実践しつつ、それらを評価し、改善するカリキュラム・マネジメントの確立に努める必要がある（本編 P29 IV－2－(2)「カリキュラム・マネジメント」参照）。

社会に開かれた教育課程

学校は社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標をもち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくことが必要である。

学校は、地域社会における重要な役割を担い地域とともに発展していく存在である。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携・協働をさらに広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子どもを育てるのかといった目標やビジョンを共有し、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

そのために、各学校においては、全教職員の連携協力の下に、児童生徒に求められる資質・能力を明確化した教育課程の実施、評価及び改善について、地域の人材、資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりしながら、教育目標の具現化を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現が重要である。

特色ある学校づくり

特色ある学校づくりとは、自校の教育目標を達成するために各学校が主体的に編成する教育課程に創意・工夫を加え、教育の活性化を図ることである。

学校の伝統や校風を大切にするとともに、地域社会や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成し、その効果的な実施と評価、改善に努める必要がある。

説明責任と学校評価

各学校が行う学校評価は、学校教育法第42、49、62、70、80条において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されている。

各学校は教育課程や学校運営について自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、その結果を公表し、教育活動の成果や課題について、保護者や地域の人々に対して十分説明したり意見を聞いたりすることにより、説明責任を果たし、改善を図る中で、その期待と信頼に応えていく必要がある。

《参考資料》

- 「コミュニティ・スクール2018～地域とともにある学校づくりを目指して～」（文部科学省 平成30年）
- 「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（文部科学省 平成28年3月）
- 「コミュニティ・スクールを始めるにあたって」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「コミュニティ・スクールで学校も地域も生き生きと！」（京都府教育委員会 平成30年10月）

IV 学校教育の内容と 基本的な考え方

学習指導要領の変遷



学習指導要領の変遷
(文部科学省)

1 学校の教育課程 (2) 学習指導要領改訂について

学習指導要領が改訂される理由は、学校は、社会と切り離された存在ではなく、社会の中にあり、グローバル化や急速な情報化、技術革新など、社会の変化を見据えて、子供たちがこれから生きていくために必要な資質や能力について見直しが求められるためである。学習指導要領が、現在のような告示の形で定められたのは昭和33年のことであり、それ以来、ほぼ10年ごとに改訂されてきた。これまでの改訂の変遷については、以下の通りである。

【昭和33～35年改訂】

教育課程の基準としての明確化
道徳の時間の新設、基礎学力の充実、科学技術教育の向上等
系統的な学習を重視

【昭和43年～45年改訂】

教育内容の一層の向上（教育内容の現代化）
時代の進展に対応した教育内容の導入
算数における集合の導入等

【昭和52年～53年改訂】

ゆとりある充実した学校生活の実現＝学習負担の適正化
各教科等の目標・内容を中核的にしぼる。

【平成元年改訂】

社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成
生活科の新設、道徳教育の充実

【平成10～11年改訂】

基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成
総合的な学習の時間の新設
(平成15年一部改正：学習指導要領のねらいの一層の実現について)

【平成20年～21年改訂】

「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス
授業時数の増、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入
(平成27年一部改正：道徳の「特別の教科」化)

現行学習指導要領の 基本的な方向性

【平成29年～30年改訂】

「生きる力」の育成を目指し資質・能力を三つの柱で整理
社会に開かれた教育課程の実現

「主体的・対話的で深い学び」（アクティブラーニング）の視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメントの推進、小学校外国語科の新設等

中央教育審議会答申（平成28年12月）では、「2030年の社会と、そして更にその先の豊かな未来において、一人一人の子供たちが、自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、よりよい人生とよりよい社会を築いていくために、教育課程を通じて初等中等教育が果たすべき役割を示すこと」が示された。

これからの社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、しかもそうした変化が、どのような職業や人生を選択するかにかかわらず、全ての子供たちの生き方に影響するものとなっている。社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば、難しい時代になると考えられるかもしれない。しかし、このような時代だからこそ、子供たちは、変化を前向きに受け止め、私たちの社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしたり、現在では思いもつかない新しい未来の姿を構想し実現したりしていくことができる。

例えば、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解いたり、定められた手続を効率的にこなしたりすることにとどまらず、直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考えることが大切である。そして、主体的に学び続けて自ら能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新たな価値を生み出していくために必要な力を身に付け、子供たち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要である。

《参考資料》

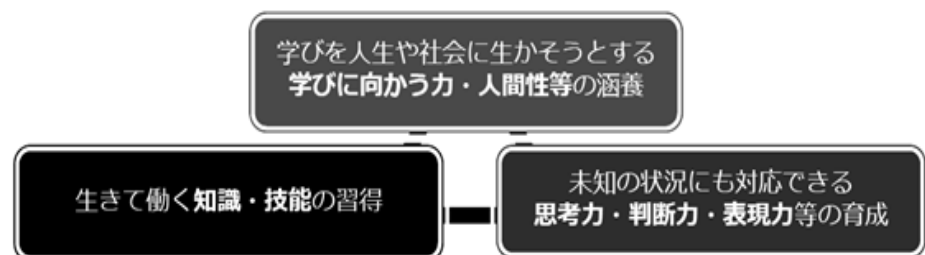
□幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）
（中央教育審議会 平成28年12月）

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(1) 育成を目指す資質・能力

「生きる力」を育む ために

学習指導要領総則には、児童生徒に知・徳・体にバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すに当たって、各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら教育活動の充実を図ること、その際には児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意することが示されている。



※出典 文部科学省「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」補足資料

生きて働く知識及び 技能が習得されるよ うにすること

資質・能力の育成は、児童生徒が「何を理解しているか、何ができるか」に関わる知識及び技能の質や量に支えられており、知識や技能なしに、思考や判断、表現等を深めることや、社会や世界と自己との多様な関わり方を見いだしていくことは難しい。一方で、社会や世界との関わりの中で学ぶことへの興味を高めたり、思考や判断、表現等を伴う学習活動を行ったりすることなしに、児童生徒が新たな知識や技能を得ようとしたり、知識や技能を確かなものとして習得していくことも難しい。こうした「知識及び技能」と他の二つの柱との相互の関係を見通しながら、発達の段階に応じて、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにしていくことが重要である。

知識については、児童生徒が学習の過程を通して個別の知識を学びながら、そうした新たな知識が既得の知識及び技能と関連付けられ、各教科等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できる確かな知識として習得されるようにしていくことが重要となる。また、芸術系教科における知識は、一人一人が感性等を働かせて様々なことを感じ取りながら考え、自分なりに理解し、表現したり鑑賞したりする喜びにつながっていくものであることが重要である。教科の特質に応じた学習過程を通して、知識が個別の感じ方や考え方等に応じ、生きて働く概念として習得されることや、新たな学習過程を経験することを通して更新されていくことが重要となる。

各教科等の指導に当たって、学習に必要な個別の知識については、教師が児童生徒の学びへの興味を高めつつしっかりと教授するとともに、深

い理解を伴う知識の習得につなげていくため、児童生徒がもつ知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりするための学習が必要となる。

**未知の状況にも対応
できる思考力、判断
力、表現力等を育成
すること**

児童生徒が「理解していることやできることをどう使うか」に関わる「思考力、判断力、表現力等」は、社会や生活の中で直面するような未知の状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をなすべきかを整理したり、その過程で既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力であり、変化が激しく予測困難な時代に向けてますますその重要性は高まっている。また、「思考力、判断力、表現力等」を発揮することを通して、深い理解を伴う知識が習得され、それによりさらに「思考力、判断力、表現力等」が高まるという相互の関係にあるものである。

**学びを人生や社会に
生かそうとする学び
に向かう力、人間性
等を涵養すること**

児童生徒が「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」に関わる「学びに向かう力、人間性等」は、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。児童生徒の情意や態度等に関わるものであることから、他の二つの柱以上に、児童生徒や学校、地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定していくことが重要となる。

児童生徒一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となる。これらは、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する、いわゆる「メタ認知」に関わる力を含むものである。こうした力は、社会や生活の中で児童生徒が様々な困難に直面する可能性を低くしたり、直面した困難への対処方法を見いだしたりできるようにすることにつながる重要な力である。また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやり等の人間性等に関するものも幅広く含まれる。

こうした情意や態度等をはぐくんでいくためには、我が国の学校教育の豊かな実践を生かし、体験活動を含めて、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(2) カリキュラム・マネジメント

カリキュラム・マネジメントの充実

教育課程はあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、学校運営についても、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から組織運営がなされなければならない。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことである。具体的には、

- ・児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことである。

児童生徒や学校、地域の把握

教育課程は、児童生徒の心身の発達段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して編成されることが必要である。各学校においては、各種調査結果やデータ等に基づき、児童生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握し、保護者や地域住民の意向等を的確に把握した上で、学校の教育目標等、教育課程の編成の基本となる事項を定めていくことが求められる。

教育活動の質の向上

学校の教育活動の質の向上を図る取組は、教育課程に基づき組織的かつ計画的に行われる必要がある。各学校においては、校長の方針の下で、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うことが必要である。また、教育課程は学校運営全体の中核ともなるものであり、学校評価の取組についても、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意が必要である。

組織的かつ計画的に取組を進めるためには、教育課程の編成を含めたカリキュラム・マネジメントに関わる取組を、学校の組織全体の中に明確に位置付け、具体的な組織や日程を決定していくことが重要となる。校内の組織及び各種会議の役割分担や相互関係を明確に決め、職務分担に応じて既存の組織を整備、補強したり、既存の組織を精選して新たな組織を設けたりすること、また、分担作業やその調整を含めて、各作業ごとの具体的な日程を決めて取り組んでいくことが必要である。

また、カリキュラム・マネジメントを効果的に進めるためには、何を目標として教育活動の質の向上を図っていくのかを明確にすることが重要である。次の点に留意し、教育課程の編成の基本となる学校の経営方針や教育目標を明確にし、家庭や地域とも共有していくことが求められる。

1 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で 組み立てていくこと

教育課程の編成に当たっては、教育課程に関する法令等や各学校の教育目標が定める教育の目的や目標の実現を目指して、指導のねらいを明確にし、教育の内容を選択して組織し、それに必要な授業時数を配当していくことが必要となる。各学校においては、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を選択し、各教科等の内容相互の関連を図りながら指導計画を作成したり、児童生徒の生活時間と教育の内容との効果的な組み合わせを考えたりしながら、年間や学期、月、週ごとの授業時数を適切に定めたりしていくことが求められる。

その際、「何を学ぶか」という教育の内容を選択して組織していくことと同時に、その内容を学ぶことで児童生徒が「何ができるようになるか」という、育成を目指す資質・能力を指導のねらいとして明確に設定していくことが求められていることに留意が必要である。教育課程の編成に当たっては、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を教育課程の中で適切に位置付けていくことや、各学校において具体的な目標及び内容を定めることとなる総合的な学習（探究）の時間において教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習が行われるようにすること等、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成することが重要である。

2 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと

各学校においては、各種調査結果やデータ等を活用して、児童生徒や学校、地域の実態を定期的に把握し、そうした結果等から教育の目的や目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見だし、改善方針を立案して実施していくことが求められる。

3 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

教育課程の実施に当たっては、人材や予算、時間、情報といった人的又は物的な資源を、教育の内容と効果的に組み合わせることが重要となる。学校規模、教職員の状況、施設設備の状況等の人的又は物的な体制の実態は、学校によって異なっており、教育活動の質の向上を組織的かつ計画的に図っていくためには、これらの人的又は物的な体制の実態を十分考慮することが必要である。そのためには、特に、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校、社会教育施設、児童生徒の学習に協力することのできる人材等）等について具体的に把握して、教育課程の編成に生かすことが必要である。

《参考資料》

□「豊かな学びをつなぐカリキュラム・マネジメントハンドブック」（京都府総合教育センター 令和2年3月）

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(3) 教科等横断的な視点に立った資質・能力

教科等横断的な視点 に立った資質・能力

変化の激しい社会の中で、主体的に学んで必要な情報を判断し、よりよい人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために必要な力を、児童生徒一人一人にはぐくんでいくためには、あらゆる教科等に共通した学習の基盤となる資質・能力や、教科等の学習を通じて身に付けた力を統合的に活用して現代的な諸課題に対応していくための資質・能力を、教育課程全体を見渡してはぐくんでいくことが重要となる。

学習の基盤となる資 質・能力

児童生徒の日々の学習や生涯にわたる学びの基盤となる資質・能力を、児童生徒の発達の段階を考慮し、それぞれの教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点ではぐくんでいくことができるよう、教育課程の編成を図ることが求められる。学習の基盤となる資質・能力として、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等が挙げられる。

【言語能力】

言葉は、児童生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである。教科書や教師の説明、様々な資料等から新たな知識を得たり、事象を観察して必要な情報を取り出したり、自分の考えをまとめたり、他者の思いを受け止めながら自分の思いを伝えたり、学級で目的を共有して協働したりすることができるのも、言葉の役割に負うところが大きい。したがって、言語能力の向上は、児童生徒の学びの質の向上や資質・能力の育成の在り方に関わる重要な課題として受け止め、重視していくことが求められる。

言語能力を育成するためには、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じた言語活動の充実を図ることが必要であるが、特に言葉を直接の学習対象とする国語科の果たす役割は大きい。言語能力を支える語彙の段階的な獲得も含め、発達の段階に応じた言語能力の育成が図られるよう、国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組が求められる。

また、外国語科や外国語活動は、学習対象とする言語は異なるが、言語能力の向上を目指す教科等であることから、国語科と共通する指導内容や指導方法を扱う場面がある。そうした指導内容や指導方法を効果的に連携させることによって、言葉の働きや仕組み等の言語としての共通性や固有の特徴への気づきを促し、相乗効果の中で言語能力の効果的な育成につなげていくことが重要である。

【情報活用能力】

情報活用能力は、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に、学習の基盤となる資質・能力である。その育成に当たっては、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされている。

また、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力でもある。

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。

【問題発見・解決能力】

各教科等において、物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程を重視した深い学びの実現を図ることを通じて、各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにするとともに、総合的な学習（探究）の時間における横断的・総合的な探究課題や、特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むこと等を通して、各教科等で身に付けた力が統合的に活用できるようにすることが重要である。

ここに挙げられた資質・能力の育成以外にも、各学校においては児童生徒の実態を踏まえ、学習の基盤作りに向けて課題となる資質・能力は何かを明確にし、カリキュラム・マネジメントの中でその育成が図られるように努めていくことが求められる。

現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

「生きる力」の育成という教育の目標を、各学校の特色を生かした教育課程の編成により具体化していくに当たり、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に照らして必要となる資質・能力を、それぞれの教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点ではぐくんでいくことが求められる。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(4) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善①

授業改善の視点

児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、これまでも多くの実践が重ねられている。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善は、そうした実践の上に積み上げていくものである。単に、授業の方法や技術の改善のみを意図するものではないことに、留意する必要がある。

児童生徒に求められる資質・能力をはぐくむためには、児童生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。児童生徒が生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、各教科等の特質を踏まえ、学習内容や児童生徒の状況等に応じて、質の高い学びを実現することが求められている。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善とは、具体的には、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことである。

主体的な学び

学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点

対話的な学び

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点

深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点

主体的・対話的で深い学びの実現に向けて

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材等内容や時間のまとまりを見通して行われるものである。例えば、主体的に学習に取り組めるよう、学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考え等を広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要となる。すなわち、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を考えることは、単元や題材等内容や時間のまとまりをどのように構成するかというデザインを考えることに他ならない。

主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」は、新しい知識及び技能を既にもっている知識及び技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力、判断力、表現力等を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものである。習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

なお、各教科等の解説において示されている各教科等の特質に応じた「見方・考え方」は、当該教科等における主要なものであり、「深い学び」の視点からは、それらの「見方・考え方」を踏まえながら、学習内容等に応じて柔軟に考えることが重要である。

また、思考・判断・表現の過程には、

- ・物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- ・精査した情報を基に自分の考えを形成し表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- ・思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

の大きく三つがある。

各教科等の特質に応じて、こうした学習の過程を重視して、具体的な学習内容、単元や題材の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要である。

各教科等において行われる学習活動をさらに改善・充実させ、学びの質を高める授業改善の取組は、既に多くの実践が積み重ねられてきている。具体的な授業の在り方は、児童生徒の発達の段階や学習課題等により様々である。単元や題材等内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり、基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けさせるために、児童生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることが求められる。児童生徒の実際の状況を踏まえながら、資質・能力を育成するために多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、例えば高度な社会課題の解決だけを目指したり、そのための討論や対話といった学習活動を行ったりすることのみが主体的・対話的で深い学びではない点に留意が必要である。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、児童生徒の資質・能力を確実に育成する必要がある、そのためには、学習指導要領の着実な実施が重要である。その上で、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」を一体的に実現することを目指していく必要がある。

そのためにも、教師は児童生徒を支える伴走者となり、ICTを活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実し、児童生徒の資質・能力を育成することが求められる。

【個別最適な学び】

「指導の個別化」と「学習の個性化」を教師視点から整理した概念が「個に応じた指導」であり、この「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」である。

【協働的な学び】

探究的な学習や体験活動等を通じ、児童生徒同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成することである。

学校における授業づくりに当たっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の要素が組み合わさって実現されていくことが多いと考えられる。各学校においては、教科等の特質に応じ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要である。

《参考資料》

□「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

（中央教育審議会 令和3年1月）

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(4) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善②

言語環境の整備と言 語活動の充実

言語能力の育成を図るためには、言語環境を整えることが重要である。児童生徒の言語活動は、児童生徒を取り巻く言語環境によって影響を受けることが大きいので、学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことが大切である。

また、言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として各教科等において言語活動の充実を図ることが大切である。言語活動は、言語能力を育成するとともに、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を身に付けるために充実を図るべき学習活動である。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、単元や題材等内容や時間のまとまりを見通して、各教科等の特質に応じて言語活動をどのような場面で、またどのような工夫を行い取り入れるかを考え、計画的・継続的に改善・充実を図ることが期待される。

なお、平成19年8月に文部科学省が報告した「言語力の育成方策について」の見解を踏まえ、京都府教育委員会では「ことばの力」（言語力）を次のように定義している（平成31年4月改訂）。

- 言語をととして知識や技能を理解する力
- 言語によって論理的に考える力
- 言語を使って表現する力
- 言語をととして心を豊かにし、学びに向かう力

これらの力を京都府教育委員会が「ことばの力」と呼称したのは、幼児教育段階からはぐくんでいく力として捉えるとともに、学校だけでなく、家庭、地域社会を含めた社会総がかりではぐくむべき力として設定し、だれでも親しみやすく分かりやすい表現にしようという思いが込められている。京都府教育委員会では、学習指導要領の改訂を踏まえ、引き続き「ことばの力」に込められた思いを継承し、その呼称を継続していくこととしている。

コンピュータ等や 教材・教具の活用、 コンピュータ等の基 本的な操作やプログ ラミングの体験

児童生徒に情報活用能力の育成を図るためには、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えるとともに、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要である。また、教師がこれらの情報手段に加えて、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器等の教材・教具を適切に活用することも重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、それらの特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

さらに、小学校においては、情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して、論理的思考力（プログラミング的思考等）を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施することとしている。

見通しを立てたり、 振り返ったりする学 習活動

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たって、特に主体的な学びとの関係からは、児童生徒が学ぶことに興味や関心をもつことや、見通しをもって粘り強く取り組むこと、自己の学習活動を振り返って次につなげることなどが重要になる。

各教科等の指導に当たっては、児童生徒が学習の見通しを立てたり、児童生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組の充実や、児童生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習をしたりする習慣の確立等を図ることが重要である。

これらの指導を通じ、児童生徒の学習意欲が向上するとともに、学習している事項について、事前に見通しを立てたり、事後に振り返ったりすることで学習内容の確実な定着が図られ、各教科等で目指す資質・能力の育成にも資するものとなる。

体験活動

児童生徒を取り巻く環境等を踏まえ、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性等を実感しながら理解することができるようにすることを重視し、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の間を生かして、地域・家庭と連携・協働して、体験活動の機会を確保していくことが求められる。

課題選択及び自主 的、自発的な学習の 促進

各教科等の指導においては、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に留意しつつ、児童生徒の興味・関心を生かした学習指導を展開することが学習意欲を喚起し自主的、自発的な学習を促す上で重要である。また、学習する意味について適切な指導を行うことによって、児童生徒が学習の目的を自覚し、学習における進歩の状況を意識し、進んで学習しようとする態度が育つよう配慮することが大切である。具体的には、まず、各教科等の指導において、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図ることが重要である。その上で、これらの活用を図る学習活動を行うに当たって、児童生徒が主体的に自分の生活体験や興味・関心を基に課題を見つけ、自分なりに方法を選択して解決に取り組むことができるように配慮することが考えられる。

学校図書館、地域の 公共施設の利活用

学校図書館については、①児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等をはぐくむ自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

学校においては、このような学校図書館の機能を最大限に活用することが重要である。また、学校図書館が児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる安らぎのある環境や知的好奇心を醸成するといった、開かれた学びの場や心の居場所として、環境を整えられるよう努めることが大切である。

また、地域の図書館等の公共施設も積極的に利用し、学習の場を広げて、さらに深い学びにつなげていけるよう活用していくことが大切である。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(5) 学校段階等間の接続

幼児期の教育と小学校教育との接続

小学校低学年は、幼児期の教育を通じて身に付けたことを生かしながらか教科等の学びにつなぎ、児童の資質・能力を伸ばしていく時期である。幼稚園教育要領等においては、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱から構成される資質・能力を一体的にはぐくむように努めることや、幼児期の教育を通して資質・能力がはぐくまれている幼児の具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として示している。この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼稚園の教職員等と子どもの成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切である。

小学校においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫することにより児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力をさらに伸ばしていくことができるようにすることが重要である。

その際、低学年における学びの特質を踏まえて、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力をはぐくむことを目的としている生活科と各教科等の関連を図るなど、低学年における教育課程全体を見渡して、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるように工夫する必要がある。特に、小学校の入学当初においては、幼児期の遊びを通じた総合的な指導を通じてはぐくまれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、スタートカリキュラムを児童や学校、地域の実情を踏まえて編成し、その中で、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定等、指導の工夫や指導計画の作成を行うことが求められる。

小学校教育と中学校教育との接続

小学校及び中学校の義務教育段階においては、小学校及び中学校9年間を通じて育成を目指す資質・能力を明確化し、高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められる。学校教育法並びに小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に示すところに従い、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を卒業段階までにはぐくむ必要がある。

したがって、小学校教育には、学級担任が児童の生活全般に関わりながら、各教科等の指導を含めた児童の育ちを全般的に支えることを通して、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を受け継ぎ、児童に義務教育としての基礎的な資質・能力の育成を目指した教育を行うことが求められる。

また、中学校教育には、学級担任による日常的な指導と教科担任による専門性を踏まえた指導とを行う中で、小学校教育の成果を受け継ぎ、生徒に義務教育9年間を通して必要な資質・能力の育成を目指す教育を行うことが求められる。このような観点から、小学校と中学校の接続に際しては、義務教

育9年間を見通して児童生徒に必要な資質・能力をはぐくむことを目指した取組が求められる。具体的には、例えば同一中学校区内の小学校と中学校の間の連携を深めるため、次のような工夫が考えられる。

- ・学校運営協議会や地域学校協働本部等の各種会議の合同開催を通じて、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針等を、学校、保護者、地域間で共有して改善を図ること。
- ・校長、副校長、教頭等の管理職の間で、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針等を共有し、改善を図ること。
- ・教職員の合同研修会を開催し、地域で育成を目指す資質・能力を検討しながら、各教科等や各学年の指導の在り方を考えるなど、指導の改善を図ること。
- ・同一中学校区内での保護者間の連携・交流を深め、取組の成果を共有していくこと。

特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、こうした工夫にとどまらず、9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成し、小学校と中学校とで一体的な教育内容と指導体制を確立して特色ある教育活動を展開していくことが重要となる。

中学校教育とその後の教育との接続

中学校においては、義務教育の最後の教育機関として、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を卒業までにはぐくむことができるよう、小学校教育の基礎の上に、中学校教育を通して身に付けるべき資質・能力を明確化し、その育成を高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められる。

このため、学習指導要領の各教科等の授業時数や指導内容を前提としつつ中央教育審議会答申で示された高等学校における新たな教科・科目構成との接続を含め、小・中・高等学校を見通した改善・充実の中で、中学校教育の充実を図っていくことが重要となる。

また、高等学校においては、生徒の多様な進路の希望に応えるため、幅広い教科・科目の中から生徒が履修する科目の選択を行うなど、選択履修の趣旨を生かした教育課程編成を行うこととしている。このことは、生徒に自身の在り方や生き方を考えさせて適切に選択・判断する力を求めるものである。中学校までの教育課程においては生徒が履修する教育課程を選択するということはないため、高等学校への接続に関連して、生徒が適切な教科・科目を選択できるよう指導の充実を図ることが重要である。

なお、中学校と高等学校との円滑な接続の観点から、中等教育の多様化を一層推進し、生徒の個性をより重視した教育を実現するため、中高一貫教育制度が設けられているところである。生徒の現状や地域の実情に応じ、こうした制度を活用して特色ある取組を展開していくことも考えられる。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(6) 学習評価①

指導と評価

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。児童生徒の学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学びを振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は極めて重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

児童生徒のよい点や進歩の状況等を積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように評価を行うことが大切である。

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、指導内容や児童生徒の特性に応じて、単元や題材等、内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切である。特に、他者との比較ではなく児童生徒一人一人のもつよい点や可能性等の多様な側面、進歩の様子等を把握し、学年や学期にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要である。

また、教師による評価とともに、児童生徒による学習活動としての相互評価や自己評価等を工夫することも大切である。相互評価や自己評価は、児童生徒自身の学習意欲の向上にもつながり、重視する必要がある。

各教科等の学習評価

各教科の評価については、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施する。

観点別学習状況の評価とは、学校における児童生徒の学習状況を、複数の観点からそれぞれの観点ごとに分析する評価のことである。児童生徒が各教科等での学習において、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点到課題が認められるかを明らかにすることにより、具体的な学習や指導の改善に生かすことを可能とするものである。

各学校において目標に準拠した観点別学習状況の評価を行うに当たっては、観点ごとに評価基準を定める必要がある。評価基準とは、観点別学習状況の評価を適切に行うため、学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するよりどころを表現したものである。観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「個人内評価」として実施する。

また、外国語活動や特別の教科道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動についても、それぞれの特質に応じ適切に評価することとしている。

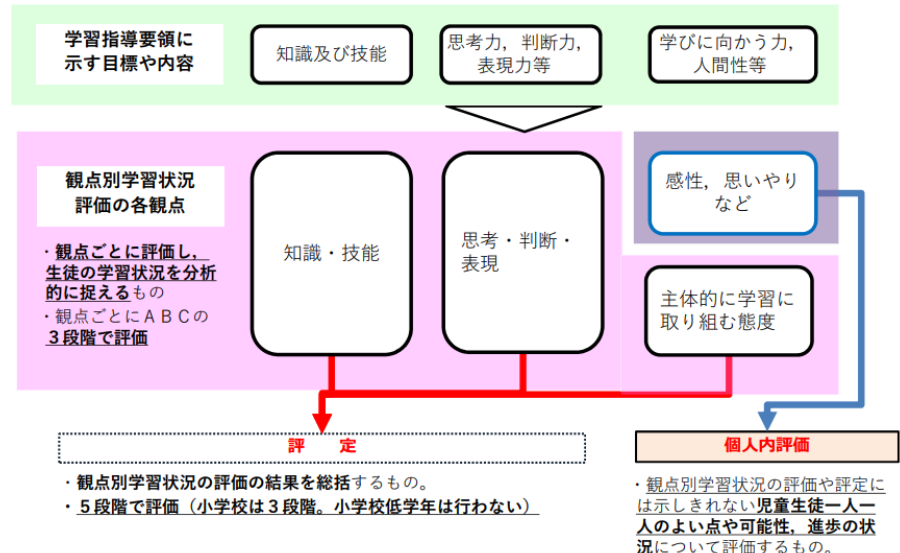
学習指導要領改訂を受けた評価の観点の整理

学習指導要領では、各教科等の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で整理している。これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思

考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の観点別学習状況の評価の実施に際しては、学習指導要領の規定に沿って評価規準を作成し、各教科等の特質を踏まえて適切に評価方法等を工夫することにより、学習評価の結果が児童生徒の学習や教師による指導の改善に生きるものとするのが重要である。

各教科における評価の基本構造

- ・各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況の評価するもの（目標準拠評価）
- ・したがって、目標準拠評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。



※出典 「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（中央教育審議会 平成31年1月）

観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動の中で児童生徒に伝えることが重要である。特に「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」等児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等を積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要である。

指導要録と通知票（表）

学教法施行規則第24条に指導要録を作成することが義務付けられている。指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校で学習評価を計画的に進めていく上で重要な表簿である。

通知票（表）は、その発行に関して法的な規定はないが、学習状況の評価等学校での児童生徒の成長の姿を保護者に伝え、家庭との連携・協力を促進するために作成されるものである。表簿である指導要録と異なり、通知票（表）の様式は各学校の実態に応じて様々な工夫がされ、その体裁や記入方法も様々である。自校の通知票（表）の趣旨や記入項目について十分理解しておくことが大切である。

《参考資料》

- 「学習評価の在り方ハンドブック（小・中学校編）」（文部科学省・国立教育政策研究所 令和元年6月）
- 「学習評価の在り方ハンドブック（高等学校編）」（文部科学省・国立教育政策研究所 令和元年6月）
- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（文部科学省 平成31年3月）
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（高等学校）（国立教育政策研究所 令和3年8月）
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（小学校・中学校）（国立教育政策研究所 令和2年3月）
- 「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（中央教育審議会 平成31年1月）

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(6) 学習評価②

学習指導要領における 各教科の学習評価につ いて

各教科の学習評価については、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施する。

3 観点の評価それぞれについての考え方は次の(1)～(3)のとおりとなる。なお、この考え方は、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動においても同様に考えることができる。

(1) 「知識・技能」 の評価

「知識・技能」の評価は、各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既有的知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについても評価するものである。

具体的な評価の方法としては、ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図るとともに、例えば、児童生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど、実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていくことが考えられる。

(2) 「思考・判断・ 表現」の評価

「思考・判断・表現」の評価は、各教科等の知識及び技能を活用して、課題解決等に必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかを評価するものである。「思考・判断・表現」を評価するためには、教師は主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通じ、児童生徒が思考・判断・表現する場면을効果的に設計した上で、指導・評価することが求められる。

具体的な評価の方法としては、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど評価方法を工夫することが考えられる。

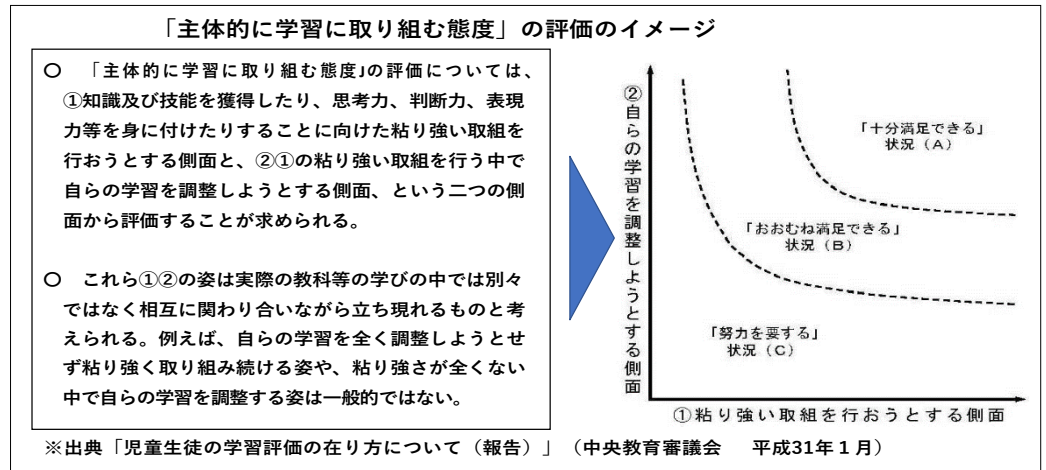
(3) 「主体的に学習 に取り組む態度」 の評価

「学びに向かう力、人間性等」には、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、観点別学習状況の評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分があることに留意する必要がある。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価は、単に継続的な行動や積極的な発言を行うなど、性格や行動面の傾向を評価するというのではない。各教科等の「主体的に学習に取り組む態度」に係る観点の趣旨に照らして、知識及び技能を習得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど、自らの学習を調整しながら学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要である。

本観点に基づく評価は、「主体的に学習に取り組む態度」に係る各教科等の評価の観点の趣旨に照らして、

- ① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとしている側面
 - ② ①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面
- この二つの面を評価することが求められる。



ここで評価の対象とする自らの学習の調整に関する態度は、必ずしもその学習の調整が「適切に行われているか」を判断するものではない。それが各教科等における知識及び技能の習得や、思考力、判断力、表現力等の育成に結び付いていない場合には、それらの資質・能力の育成に向けて児童生徒が適切に学習を調整することができるよう、その実態に応じて教師が学習の進め方を適切に指導するなどの対応が求められる。

なお、学習の調整に向けた取組のプロセスには児童生徒一人一人の特性があることから、特定の型に沿った学習の進め方を一律に指導することのないよう配慮することが必要であり、学習目標の達成に向けて適切な評価と指導が行われるよう授業改善に努めることが求められる。

具体的な評価の方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いること等が考えられる。その際、各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行う必要がある。したがって、例えば、ノートにおける特定の記述等を取り出して、他の観点から切り離して「主体的に学習に取り組む態度」として評価することは適切ではないことに留意する必要がある。

それぞれの観点別学習状況の評価を行っていく上では、児童生徒の学習状況を適切に評価することができるよう授業デザインを考えていくことは不可欠である。特に、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たっては、児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫をしたり、自らの考えを記述したり話し合ったりする場面、他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場면을単元や題材等の内容のまとまりの中で設けたりするなど、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図る中で、適切に評価できるようにしていくことが重要である。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(7) 指導に生かす評価

基本的な考え方

単元や題材の学習指導に当たっては、どのような資質・能力をどのような学習活動を通じて育成するのか、単元（題材）の目標を明確に設定することが重要である。さらに単元（題材）の目標は、児童生徒がどのような学習状況であれば目標が達成できたと判断するのか、そのよりどころとなる評価規準を児童生徒の具体的な姿として設定することで、より具体的で現実的なものとなる。

なお、学習評価の評価規準については、国立教育政策研究所の「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（小学校・中学校・高等学校）」等を参考にする。

1時間の授業における評価は、単元（題材）の目標・単元（題材）の評価規準を時間ごとの学習活動に即して細分化や焦点化して行う。毎時間の授業で児童生徒に学力を付けるには、どのような資質・能力をどのような学習活動を通じて育成するのか、また、児童生徒のどのような学習状況（姿）を目指すのかを明確にしておくことが特に重要である。

評価した結果は、その授業の中で直ちに児童生徒に伝えて励ましたり、指導の手立てを講じる参考にしたり、その後の授業の進め方を修正したりすることにつながるができる。学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことが重要である。

本時の評価規準

本時の評価規準は、本時の目標と一体のものとして捉え、児童生徒の学習活動が容易に想定できるよう、評価の観点に即して、できる限り具体的に設定する。その際、授業のどの学習活動を捉えて評価するのか、焦点化を図ることが重要である。評価の対象となる学習活動は、授業の終末だけに限らず、途中のグループ活動や、ノートやワークシートへの記述、発言の内容等様々な場面が考えられる。本時で育成を目指す資質・能力が、どの学習活動に最もはっきりと現れるのかを考えて設定することで、より確かな評価を行うことができる（本編P41 IV－2－(6)「学習評価②」参照）。

評価の方法

授業では、評価規準に加えて、実際に評価資料をどのような方法で収集するのかを計画しておくことが重要である。評価の方法は、ノート、ワークシート、学習カード等学習成果が客観的に残る資料を分析して評価する場合と、発言の内容、話合いの様子等を観察して評価する場合等がある。観察の場合は、児童生徒の学習状況が把握できるように、授業のどの場面で、何をポイントとして観察するのかを明確にしておく。

また、児童生徒の学習状況を「十分満足できる」と判断される状況、「おおむね満足できる」と判断される状況（評価規準）、「努力を要する」状況の三つで想定しておく。

「十分満足できる」と判断される状況は、評価規準に照らして学習の実現状況の程度から、その高まりや深まりが見られると判断される状況を想定する。その際、「より深く」や「より詳しく」等の抽象的な表現は避けて、評価規準に何が加われば、質的な高まりや深まりが見られる状況なのかを具体的に想定する。例えば、「『話すこと・聞くこと』において、相手に伝わるように行動したことや経験したことに基づいて、話す事柄の順序を考えている。」という評価規準に対して、「行動したことや経験したことに基づいて、聞き手に与える印象や効果も考えながら、話す事柄の順序を考えている。」等が考えられる。

「努力を要する」状況は、その時間の学習活動において評価規準を達成することが難しい児童生徒の姿を想定したものである。その上で、指導者がその時間内にどのような手立てを講じるのかを具体的に考えておくことが重要である。学習課題について、どのようなつまづきが予想されるかを具体的に想定し、それに応じた適切な手立てを準備しておくことで、的確な指導を行うことができる。そのためには、「ノートの見直しをさせる。」等のように抽象的な内容にとどまらず、「ノートを見直して前時に解いた問題を再度思い出させる。」といった、児童生徒の実際の学習活動につながる手立てにすることが、指導と評価の一体化を図る上で重要である。

《参考資料》

- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（高等学校）（国立教育政策研究所 令和3年8月）
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（小学校・中学校）
（国立教育政策研究所 令和2年3月）
- 「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」（専門教科）」（国立教育政策研究所 平成25年3月）
- 「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」（高等学校）」（国立教育政策研究所 平成24年7月）
- 「学習指導案ハンドブック」（京都府総合教育センター 令和3年3月）

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(8) 特別支援学校における教育課程の編成

教育課程の編成

特別支援学校は幼稚園、小・中・高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識及び技能を授けることを目的とする。したがって、特別支援学校における教育については、幼稚園、小・中・高等学校における教育には設けられていない特別の指導領域である自立活動が必要であると同時に、これが特に重要な意義をもつものといえる。また、障害の状態等により特に必要がある場合には、以下のような教育課程を編成することができる。

- 1 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。
- 2 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。

特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）の教育課程

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小・中・高等学校学習指導要領に示すものに準ずるものとする。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということを意味している。

なお、知的障害を併せ有する者については、各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。

特別支援学校（知的障害）の教育課程

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の取扱いについては、次のとおりである。

- 1 各教科等の種類については、学教法施行規則第126条第2項、127条第2項及び128条第2項で規定される。
- 2 各教科の目標や内容は学年別に示されず、段階別に示される。
また、学習指導要領においては、次のような点が改訂された。
 - ・障害のある子どもたちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視する。
 - ・各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づいて整理する。
 - ・各段階における育成を目指す資質・能力を明確にするために、段階ごとの目標を新設する。
 - ・小・中・高等部の内容のつながりを充実させるために、中学部に新たに段階を設ける。
 - ・小学部の教育課程に必要な応じて外国語活動を設けることができる。
 - ・小学校の各教科及び外国語活動、中学校の各教科及び高等学校の各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができる。

指導の形態

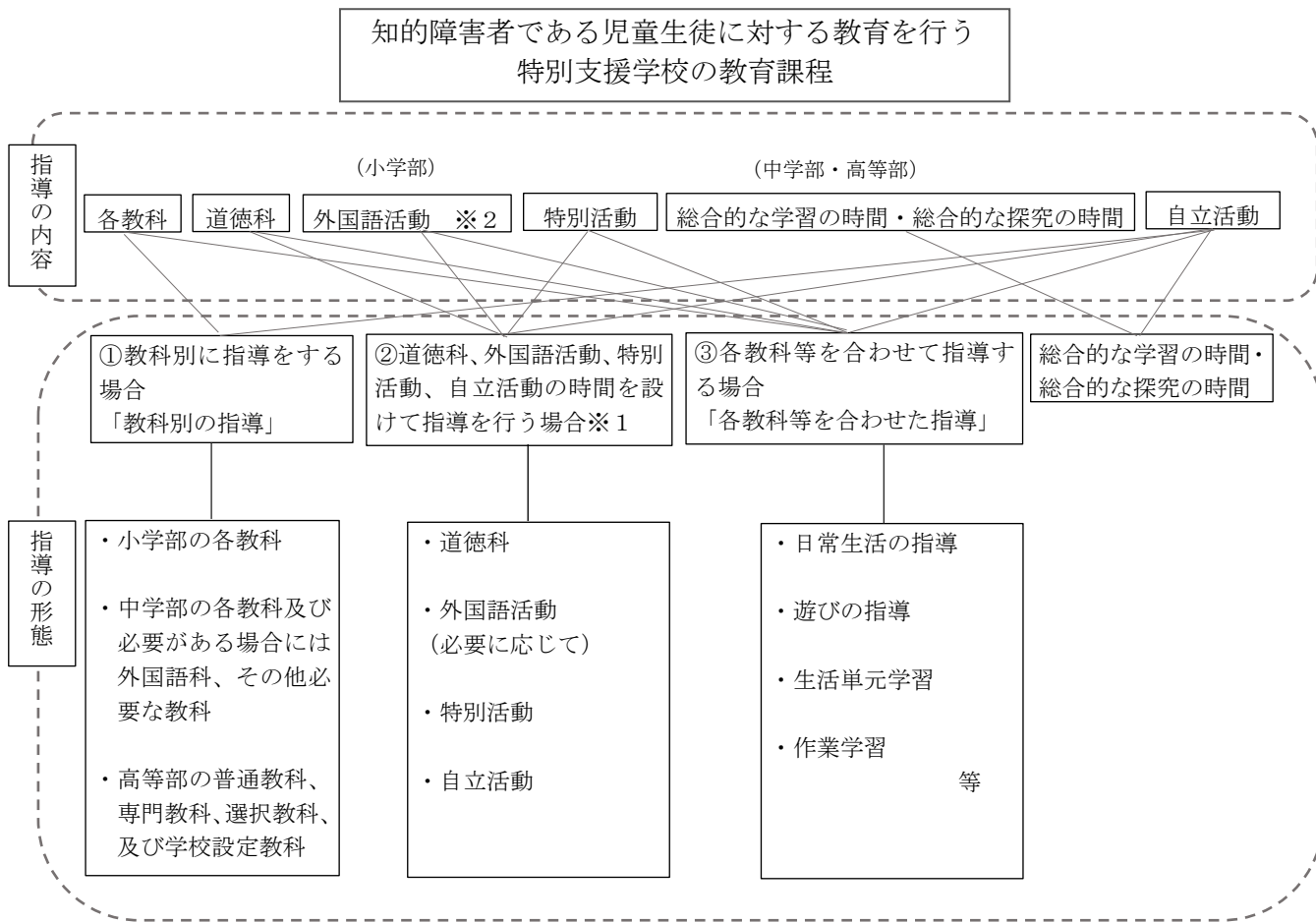
特別支援学校（知的障害）においては、指導の形態として①「教科別に指導を行う場合（教科別の指導）」、②「道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合※1」、③「各教科等を合わせて指導を行う場合（各教科等を合わせた指導）」をとることができる（下図参照）。

各教科等を合わせて指導を行う場合

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習等として実践されてきている。各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となる。

また、中学部及び高等部においては、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間を適切に設けて指導をすることに留意する必要がある。



※1 従前は「領域別に指導を行う場合」（領域別の指導）と示していたが、道徳科が位置付いたことや、小学部において児童や学校の実態を考慮して外国語活動を設けることができるようにしたことから、今回改訂の学習指導要領ではこのような示し方をしている。

※2 児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて外国語活動を設けることができることが学習指導要領に示されている。

Ⅳ 学校教育の内容及基本的な考え方

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(9) 小学校外国語

外国語活動及び外国語科の導入

学習指導要領の改訂により、小学校中学年に外国語活動を導入し、三つの資質・能力の下で、英語の目標を「聞くこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」の領域において設定した。音声面を中心とした外国語を用いたコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成した上で、高学年において「読むこと」、「書くこと」を加えた教科として外国語を導入し、五つの領域の言語活動を通じてコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することとしている。中学校及び高等学校では、こうした小学校での学びを踏まえ、五つの領域の言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成することとしている。

外国語活動及び外国語科の目標

今回の改訂では、育成を目指す資質・能力の三つの柱である(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」及び(3)「学びに向かう力、人間性等」のそれぞれに関わる目標を、以下(1)、(2)、(3)のように明確に設定している。

外国語活動	外国語科
外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
(1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。	(1) 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付く、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
(2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。	(2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
(3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。	(3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

「コミュニケーションを図る素地となる資質・能力」が中学年の外国語活動の目標の中心部分である。これは、高学年の外国語科の目標である「コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力」及び、中学校の外国語科の目標である「簡単な情報や考えなどを理解したり表現し合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力」につながるものである。

外国語活動

【内容と学習指導】

- 「知識及び技能」については、実際に外国語を用いた言語活動を通して、主体的にコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さを知ること及び日本と外国の言語や文化について理解することを体験的に身に付けることができるよう指導する。
- 「思考力、判断力、表現力等」については、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報や考え等を伝え合う力の素地を身に付けることができるよう指導する。相手の思いを想像し、どうすれば相手により伝わるかを思考しながら、表現する内容や表現方法を自己選択し、尋ねたり答えたりできるよう指導する。
- 外国語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いて友達との関わりを大切にしたい体験的な言語活動を行うこと。

外国語科

【内容】

- 「知識及び技能」については、実際に外国語を用いた言語活動を通して、外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働き等について、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、「読むこと」、「書くこと」に慣れ親しみ、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにすること。
- 「思考力、判断力、表現力等」については、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報や考え等を表現することを通して、身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ち等を伝え合うことができるよう指導すること。

【学習指導】

- 言語材料については、発達の段階に応じて、児童が受容するものと発信するものがあることに留意して指導すること。
- 「推測しながら読む」ことにつながるよう、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現について、音声と文字とを関連付けて指導すること。
- 文及び文構造の指導に当たっては、文法の用語や用法の指導を行うのではなく、言語活動の中で基本的な表現として繰り返し触れることを通して指導すること。

学習者用デジタル教科書の活用

- 令和6年度から全ての小中学校を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して、紙の教科書を併用した上で英語のデジタル教科書が文部科学省から提供されている。
- 学習者用デジタル教科書の活用は、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のための手段であり、一人一台情報端末と併用することで一人一人の学習の進捗状況に応じて、個々の学習状況を教師が見取ったり瞬時に個々の考えを共有する活動を行ったりすることが容易になる。また、教師による一斉提示と児童生徒による個別あるいは対話的な学習をどのように組み合わせるか、特別な配慮を必要とする児童生徒にどのように対応するかなど、学習者用デジタル教科書を効果的に活用する指導方法の開発が今後求められる。

《参考資料》

- 「学習者用デジタル教科書の活用による指導力向上ガイドブック」（文部科学省 令和5年3月）
- 「学習者用デジタル教科書実践事例集」（文部科学省 平成31年3月）

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(10) 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

ア 〈総合的な学習の時間〉

総合的な学習の時間 の目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

探究的な学習

探究的な学習とは、物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営みのことである。探究的な学習とするためには、学習過程が以下になることが重要である。

【課題の設定】 体験活動等を通して、課題を設定し課題意識をもつ。

【情報の収集】 必要な情報を取り出したり収集したりする。

【整理・分析】 収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。

【まとめ・表現】 気づきや発見、自分の考え等をまとめ、判断し、表現する。

こうした学習過程は、順番が前後したり、一つの活動の中に複数のプロセスが一体化して同時に行われたりする場合もある。探究的な学習を通して、自らの考えや課題が新たに更新され、探究的な学習の過程が繰り返される。

学習指導の基本的な 考え方

1 児童生徒の主体性の重視

総合的な学習の時間の学習指導の第1の基本は、学び手としての児童生徒の有能さを引き出し、児童生徒の発想を大切に、育てる主体的、創造的な学習活動を展開することである。しかし、児童生徒の主体性を重視することは、教師が児童生徒の学習に対して積極的に関わらないということの意味するものではない。児童生徒のもつ潜在的な力が発揮されるような学習指導を行うことが大切である。

2 適切な指導の在り方

学習指導の第2の基本は、探究課題に対する考えを深め、資質・能力の育成につながる探究的な学習となるように、教師が適切な指導をすることである。どのような体験活動を仕組み、どのような話し合いを行い、どのように考えを整理し、どのようにして表現し発信していくかなどは、教師の指導性にかかる部分であり、児童生徒の学習を活性化させ、発展させるためには欠かせない。こうした教師の指導性と児童生徒の自発性・能動性とのバランスを保ち、それぞれを適切に位置付けることが豊かで質の高い総合的な学習の時間を生み出すことにつながる。

3 具体的で発展的な教材

学習指導の第3の基本は、身近にある具体的な教材、発展的な展開が期待される教材を用意することである。教材は、探究的な学習として質の高い学習活動が展開されるように、児童生徒の学習を動機付けたり、方向付けたり、支えたりするものであることが望まれる。

総合的な学習の時間の教材には、以下の特徴があることが求められる。

- 1 児童生徒の身近にあり、観察したり調査したりするなど、直接体験をしたり繰り返し働きかけたりすることのできる具体的な教材であること。
- 2 児童生徒の学習活動が豊かに広がり、発展していく教材であること。
- 3 実社会や実生活について多面的・多角的に考えることができる教材であること。

探究的な学習の過程における「主体的・対話的で深い学び」

総合的な学習の時間において主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を重視することは、探究的な学習の過程を一層質的に高めていくことにほかならない。

【「主体的な学び」の視点】

児童生徒が主体的に学んでいく上では課題設定と振り返りが重要となる。課題設定については、児童生徒が自分の事として課題を設定し、主体的な学びを進めていくようにするために、実社会や実生活の問題を取り上げることが考えられる。振り返りについては、自らの学びを意味付けたり、価値付けたりして自覚し、他者と共有することが大切である。

【「対話的な学び」の視点】

実際の授業場面では、情報の質と量、再構成の方法等に配慮して具体的な学習活動や学習形態、学習環境として用意する必要がある。例えば「考えるための技法」を意識的に使っていくこと等は、対話的な学びを確かに実現していくものと期待できる（「考えるための技法」については、学習指導要領解説総合的な学習の時間編第5章総合的な学習の時間の指導計画の作成第3節4「考えるための技法の活用」を参照）。

【「深い学び」の視点】

「深い学び」については、探究的な学習の過程を一層重視し、これまで以上に学習過程の質的向上を目指すことが求められる。探究的な学習の過程では、各教科で身に付けた「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を活用・発揮する学習場面を何度も生み出すことが期待できる。それにより、各教科で身に付けた「知識及び技能」は関連付けられて概念化し、「思考力、判断力、表現力等」は活用場面と結び付いて汎用的なものとなり、多様な文脈で使えるものとなることが期待できる。

《参考資料》

- 「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」 小学校編（文部科学省 令和3年3月）
- 「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」 中学校編（文部科学省 令和4年3月）
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」 小学校 総合的な学習の時間
(国立教育政策研究所 令和2年3月)
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」 中学校 総合的な学習の時間
(国立教育政策研究所 令和2年7月)

IV 学校教育の内容と 基本的な考え方

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(10) 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

イ 〈総合的な探究の時間〉

総合的な探究の時間 の目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

小・中学校の総合的な学習の時間では、教師の指導も受けながら課題を設定し、解決していくことにより、児童生徒が結果として自己の生き方を考えていくことが多いのに対し、高等学校の総合的な探究の時間では、生徒自身が自己の在り方生き方と一体的で不可分な課題を自ら発見し、解決していくことが期待される。

探究的な学習

探究とは、物事の本質を自己との関わりで探り見極めようとする一連の知的営みのことである。学習過程を探究の過程とするためには、以下のようになることが重要である。

【課題の設定】 体験活動等を通して、課題を設定し課題意識をもつ。

【情報の収集】 必要な情報を取り出したり収集したりする。

【整理・分析】 収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。

【まとめ・表現】 気づきや発見、自分の考え等をまとめ、判断し、表現する。

こうした探究の過程は、順番が前後したり、一つの活動の中に複数のプロセスが一体化して同時に行われたりする場合もある。探究的な学習を通して、自らの考えや課題が新たに更新され、探究的な学習の過程が繰り返される。

学習指導の基本的な 考え方

1 生徒の主体性 の重視

総合的な探究の時間の学習指導の第1の基本は、学び手としての生徒の有能さを引き出し、生徒の発想を大切に、育てる主体的、創造的な学習活動を展開することである。しかし、生徒の主体性を重視するということは、教師が生徒の学習に対して積極的に関わらないということを意味するものではない。生徒のもつ潜在的な力が発揮されるような学習指導を行うことが大切である。

2 適切な指導の在り方

学習指導の第2の基本は、探究課題に対する考えを深め、資質・能力の育成につながる探究活動となるように、教師が適切な指導をすることである。どのような体験活動を仕組み、どのような話し合いを行い、どのように考えを整理し、どのようにして表現し発信していくかなどは、まさに教師の指導性にかかる部分であり、生徒の学習を活性化させ、発展させるためには欠かせない。こうした教師の指導性と生徒の自発性・能動性とのバランスを保ち、それぞれを適切に位置付けることが豊かで質の高い総合的な探究の時間を生み出すことにつながる。

3 具体的で発展的な教材

学習指導の第3の基本は、具体的な教材、発展的な展開が期待される教材を用意することである。教材は、質の高い探究活動が展開されるように、生徒の学習を動機付けたり、方向付けたり、支えたりするものであることが望まれる。

総合的な探究の時間の教材には、以下の特徴があることが求められる。

- 1 実社会や実生活の中にあり、観察したり調査したりするなど、直接体験をしたり繰り返し働きかけたりすることのできる具体的な教材であること。
- 2 生徒の学習活動が豊かに広がり、発展していく教材であること。
- 3 実社会や実生活と自己の関わりについて多面的・多角的に考えることができる教材であること。

総合的な探究の時間における「主体的・対話的で深い学び」

総合的な探究の時間において主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を重視することは、探究の過程を一層質的に高めていくことにほかならない。

【「主体的な学び」の視点】

生徒が主体的に学んでいく上では、課題設定と振り返りが重要となる。課題設定については、生徒が実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし自分で課題を立てることが大切である。振り返りについては、自らの学びを意味付けたり、価値付けしたりして自覚し、他者と共有したりしていくことにつながる。

【「対話的な学び」の視点】

実際の授業場面では、情報の質と量、再構成の方法等に配慮して具体的な学習活動や学習形態、学習環境として用意する必要がある。例えば「考えるための技法」を自在に活用していくこと等は、対話的な学びを確かに実現していくものと期待できる（「考えるための技法」については、学習指導要領解説総合的な探究の時間編第7章総合的な探究の時間の指導計画の作成第3節4「考えるための技法の活用」を参照）。

【「深い学び」の視点】

「深い学び」については、探究的な学習の過程を一層重視し、これまで以上に学習過程の質的向上を目指すことが求められる。探究の過程では、各教科で身に付けた「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を活用・発揮する学習場面を何度も生み出すことが期待できる。それにより、各教科で身に付けた「知識及び技能」は関連付けられて概念化し、「思考力、判断力、表現力等」は活用場面と結び付いて汎用的なものとなり、多様な文脈で使えるものとなることが期待できる。

《参考資料》

- 「今、求められる力を高める総合的な探究の時間の展開」 高等学校編（文部科学省 令和5年3月）
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」 高等学校 総合的な探究の時間
(国立教育政策研究所 令和3年8月)
- 「総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料（高等学校）」
(国立教育政策研究所 平成24年7月)

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(11) 特別活動

特別活動の目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、
＜小学校＞自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。
＜中学校＞人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。
＜高等学校＞人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

特別活動の内容

特別活動の内容は、小学校は、学級活動、児童会活動、クラブ活動と学校行事、中学校は、学級活動、生徒会活動と学校行事、高等学校は、ホームルーム活動、生徒会活動と学校行事から構成される。

これらの内容と各教科・科目、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間等の指導とが相互に関連することを全教職員が理解し、児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるように、特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成することが重要である。

【学級活動・ホームルーム活動】

学級・ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級・ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して、実践したりすることに自主的、実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。

また、キャリア教育の要としての特別活動の意義を明確にし、小学校から中学校、高等学校へと系統的なキャリア教育を進め、児童生徒にとっては自己理解、教師にとっては児童生徒理解を深めるための活動として、教師の適切な指導の下、児童生徒自らが記録の蓄積を行うとともに、それらを振り返りながら、新たな生活や学習への目標、将来の生き方等について記録していく、いわゆるポートフォリオ的な教材等を活用することが必要である。

【児童会活動・生徒会活動】

異年齢の児童生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。

児童会活動で育成する資質・能力は、中学校、高等学校における生徒会活動において、さらに学校卒業後は、地域社会の自治的な活動の中で生かされ、さらにはぐくまれていくものである。小学校では、児童会の運営や計画は主として高学年の児童が行うことになるが、その際、学校の全児童が主体的に活動に参加できるものとなるよう配慮することが必要である。また、中学校においては、小学校での児童会活動等の経験を基礎に、高等学校においては、

中学校での生徒会活動で身に付けた資質・能力を基礎にして、生徒の自発的、自治的に活動する態度や能力を一層高めていくことが求められる。そのためには自主的、実践的に活動できる場や機会の計画的な確保も含めた学校の一貫した指導体制の下に運営される必要がある。

【クラブ活動】

小学校において、主として第4学年以上の児童で組織される学年や学級が異なる同好の児童の集団によって行われる活動である。

異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、資質・能力を育成することを目指す。クラブ活動の指導においては、学級活動、児童会活動、学校行事等との関連を図り、全体として児童による自発的、自治的な活動が効果的に展開できるようにすることが大切である。

【学校行事】

学校行事は、全校又は学年という大きな集団を単位として行われる活動である。全校又は学年の児童生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、資質・能力を育成することを目指す。

学校行事は、各学校の創意工夫を生かしやすく、特色ある学校づくりを進める上でも有効な教育活動である。全教職員が共通理解を深め、協力してよりよい計画を生み出すようにすること、児童生徒が学校行事の意義や活動を行う上で必要となることについて理解するとともに、各行事の特質や、児童生徒の実態に応じて、児童生徒の自主的、実践的な活動を助長することが大切である。

特別活動の評価

特別活動においては、学習指導要領の目標及び特別活動の特質と学校の創意工夫を生かすということから、各学校が評価の観点を決めることとしている。特別活動は、全校又は学年を単位として行う活動があり、学級・ホームルーム担任以外の教師が指導すること多いことから、各学校では評価体制を確立し共通理解を図って、児童生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価できるようにすることが必要である。また、評価を通じて、教師が自己の指導の内容や方法、指導過程等を振り返り、より効果的な指導を行えるような工夫や改善を図ることも必要である。

《参考資料》

- 「小学校特別活動映像資料 児童会活動・クラブ活動編」 (国立教育政策研究所 令和6年3月)
- 「中学校・高等学校特別活動指導資料」 (国立教育政策研究所 令和5年5月)
- 「小学校特別活動映像資料 学級活動編」 (国立教育政策研究所 令和4年4月)
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 特別活動(小学校編、中学校編、高等学校編)」
(国立教育政策研究所 令和2年3月、令和3年8月)
- 「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)(教師用指導資料)」
(国立教育政策研究所 平成30年12月)

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(12) 特別支援学校における道徳科、外国語活動、 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、 特別活動の指導

道徳科

小・中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小・中学校の学習指導要領に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

なお、高等部（知的障害）の目標及び内容については、小・中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上で必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする。

外国語活動

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校における外国語活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領に示すものに準ずるほか、次の事項に配慮するものとする。

- 1 児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方等を工夫すること。
- 2 指導に当たっては、自立活動における指導と密接な関係を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

なお、学習指導要領の改訂により、中学年で「外国語活動」が、高学年で「外国語科」が導入された。

また、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においても、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて外国語活動を設けることができる。それに伴い、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校における外国語活動の目標及び内容も示している。

総合的な学習の時間・ 総合的な探究の時間

小・中学部の総合的な学習の時間、高等部の総合的な探究の時間の目標や各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小・中・高等学校学習指導要領に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校・高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

特別活動

小・中・高等部の特別活動の目標や各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小・中・高等学校学習指導要領に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小・中・高等学校の児童生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(13) 自立活動の指導

教育課程上の位置付け

自立活動は特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である。この自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければならない。このように自立活動は、障害のある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めているといえる。

自立活動の目標（ねらい）

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う（幼稚部については「ねらい」）。

自立活動の内容

自立活動の「内容」は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成しており、それらの代表的な要素である27項目を以下の6区分に分類・整理したものである。

【区分】 ア 健康の保持 イ 心理的な安定 ウ 人間関係の形成
 エ 環境の把握 オ 身体の動き カ コミュニケーション

学習指導要領等においては、連続性のある多様な学びの場において、障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導や自己の理解を深め、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなどの、発達の段階を踏まえた指導を充実するため、項目の見直しが行われ、「健康の保持」の区分に「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。」の項目が追加された。また、「環境の把握」の2項目についても改訂されている。

内容の取扱いについて

学習指導要領等に示す自立活動の「内容」とは、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素となるものである。従って、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な指導内容は、個々の幼児児童生徒の実態把握に基づき、自立を目指して設定される指導目標（ねらい）を達成するために、学習指導要領等に示されている内容から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定されるものである。

自立活動の指導の進め方

自立活動の指導に当たっては、幼児児童生徒の一人一人の実態を的確に把握して個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開しなければならない。

個別の指導計画に基づく指導は、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）の過程で進められなければならない。

まず、幼児児童生徒の実態把握に基づいて指導すべき課題を抽出する。そして、これまでの学習の状況や将来の可能性を見通しながら、指導すべき課題の相互の関連を検討し、長期的及び短期的な観点から指導の目標（ねらい）を設定した上で、具体的な指導内容を検討して計画が作成される。作成された計画に基づいた実践の過程においては、常に幼児児童生徒の学習の状況を評価し指導の改善を図ることが求められる。さらに、評価を踏まえて見直された計画により、幼児児童生徒にとって適切な指導が展開されることになる。すなわち、評価を通して指導の改善が期待されるのである。

このように、個別の指導計画に基づく指導においては、計画－実践－評価－改善のサイクルを確立し、適切な指導を進めていくことが極めて重要である。

また、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが重要である。

小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校における自立活動

小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。」と示されている。

小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の通級による指導において特別の教育課程を編成する場合については、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章（高等部は第6章）に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」ことが示されている。その際、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する」という通級による指導の目的を前提としつつ、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことも可能であるが、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導等、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことがないよう留意することが必要である。

また、小学校、中学校及び義務教育学校の通常の学級に在籍している児童生徒及び高等学校に在籍している生徒の中には、通級による指導の対象とはならないが障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要となる者がいる。こうした児童生徒の指導の際には、自立活動の内容を参考にして、児童生徒の困難さを明らかにし、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどして、必要な支援を考えていくことが望まれる。

《参考資料》

□ 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」（文部科学省 令和2年3月）

□ 「特別支援教育体制整備状況調査」及び「通級による指導実施状況調査」の結果について（周知）

（文部科学省 令和6年9月）

3 道德教育

(1) 道德教育と道德科

道德教育の目標

道德教育の目標は、小学校（中学校）学習指導要領に、次のように示されている。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の（人間としての）生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

学校における道德教育においては、各教育活動の特質に応じて、特に道德性を構成する諸様相である道德的判断力、道德的心情、道德的实践意欲と態度を養うことが求められている。

高等学校においては、学習指導要領に次のように示されている。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

道德教育と道德科

学校における道德教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とする教育活動であり、社会の変化に対応しその形成者として生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。道德教育は「特別の教科 道德」（以降、道德科という）はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて行うことを基本として、あらゆる教育活動を通じて、適切に行わなければならない。その中で、道德科は道德教育の要として、それらを補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させたり統合させたりする役割を果たす。各教育活動での道德教育がその特質に応じて意図的、計画的に推進され、相互に関連が図られるとともに、道德科において、各教育活動で養われた道德性が調和的に生かされ、道德科の特質が押さえられた学習が計画的、発展的に行われることによって、児童生徒の道德性は一層豊かに養われていく。各校においては、道德教育の目標を踏まえ、道德教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教師（道德教育推進教師）を中心に全教師が協力して道德教育を展開することが重要である。

なお、高等学校においては、特に道德科は設定されていないが、学習指導要領総則の第1款の2の(2)において、「学校における道德教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。」と規定されている。

また、特別支援学校小・中学部においては小・中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、特別支援学校独自の項目が三つ示されており、これらの事項に十分配慮する必要がある（本編P55 IV-2-(12)「特別支援学校における道德科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動の指導」参照）。

道徳科の目標

【小・中学校】

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

※（ ）内は中学校

【特別支援学校】

小・中学校の道徳科の目標に準ずる（本編P55 IV－2－(12)「特別支援学校における道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動の指導」参照）。

道徳科の内容

【小・中学校】

道徳教育の目標を達成するために指導すべき内容項目は以下の四つの視点に分けて示されている。

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

道徳科の内容は、教師と児童生徒が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である。これらは、教育活動全体を通じて行われる道徳教育の要としての道徳科はもとより、全教育活動において指導されなければならない。

内容項目は、児童生徒が人間として他者と共によりよく生きていく上で学ぶことが必要と考えられる道徳的価値を含む内容を、短い文章で平易に表現したものである。その指導に当たっては、内容を端的に表す言葉そのものを教え込んだり、知的な理解にのみとどまる指導になったりすることがないよう十分留意する必要がある。

【高等学校における道徳教育】

特に道徳科は設定されていないが、道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、「道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の『公共』及び『倫理』並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。」と示されている（高等学校学習指導要領総則第8章道徳教育推進上の配慮事項）。

【特別支援学校】

小・中学校の道徳科の内容に準ずる。ただし、指導計画の作成と内容の取扱いについては特別支援学校独自の項目が示されており、十分配慮する必要がある。

道徳科の指導の基本的な在り方

道徳科においては、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、年間指導計画に基づき、児童生徒や学級の実態に即し、道徳科の特質に基づく適切な指導を展開しなければならない。そのために、以下の道徳科の指導の基本方針を明確にして指導に当たる必要がある。

道徳科の指導の基本方針

1 道徳科の特質を理解する

道徳科は、児童生徒一人一人が、ねらいに含まれる道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習を通して、内面的資質としての道徳性を主体的に養っていく時間である。

※（ ）内は中学校

2 信頼関係や温かい人間関係を基盤に置く

道徳科の指導は、よりよい生き方について児童生徒が互いに語り合うなど学級での温かな心の交流があって効果を発揮する。道徳科が学級経営と深く関わっていることを理解し、学級における信頼関係に基づく温かい人間関係を築き上げ、心の交流を深めることが大切である。

3 内面的な自覚を促す指導方法を工夫する

道徳科の目指すものは、個々の道徳的行為や日常生活の問題処理に終わるものではなく、児童生徒自らが時と場に応じて望ましい道徳的な行動がとれるような内面的資質を高めることにある。道徳科は、道徳的価値についての単なる知的理解に終始したり、行為の仕方そのものを指導したりする時間ではなく、ねらいとする道徳的価値について児童生徒自身がどのように捉え、どのような葛藤があるのか、また道徳的価値を実現することにどのような意味を見いだすことができるのかなど、道徳的価値を自己との関わりにおいて捉える時間である。したがって、児童生徒が道徳的価値を内面的に自覚できるよう指導方法の工夫に努めなければならない。

4 児童生徒の発達や個に応じた指導を工夫する

児童生徒には、年齢相応の発達の課題があるとともに、児童生徒の発達には個人差があることや、日々の生活において様々な課題を抱えていることを踏まえて、適切な指導を工夫する必要がある。

5 問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法を工夫する

道徳科における問題解決的な学習とは、児童生徒一人一人が生きる上で出会う様々な道徳上の問題や課題を多面的・多角的に考え、主体的に判断し実行し、よりよく生きていくための資質・能力を養う学習である。指導方法は、ねらいに即して、目標である道徳性を養うことに資するものでなければならない。

6 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する

道徳科の指導を計画的に推進し、それぞれの授業を魅力的なものとして効果を上げるためには、校長の方針の下に学校の全教師が協力しながら取組を進めていくことが大切である。

学習指導案の作成

学習指導案は、教師の指導の意図や構想が適切に表現されることが望ましく、各教師の創意工夫が期待される。したがって、その形式に特に決まった基準はないが、参考資料として、「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」（京都府教育委員会 平成30年3月改訂）がある。

「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」



京都式ハンドブック

京都府教育委員会では、学習指導要領の趣旨に沿った道徳教育を実施するため、様々な研修や道徳科の指導の手引きとして「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」（平成30年3月改訂）を作成した。

道徳教育の基礎的な知識や道徳科の指導力を高めるため、この資料を積極的に活用することが望ましい。

道徳科の教材

道徳科においては、主たる教材として教科用図書を使用しなければならないが、道徳教育の特性に鑑みて、多様な教材を併せて活用することが重要である。

「京の子ども 明日へのとびら」

「京の子ども 明日へのとびら」（京都府教育委員会 平成19年3月）は、「心の教育」学習資料集である。京都府の子どもたちが人間としてよりよく生きるための基本について学びながら、一人一人に豊かな心がはぐくまれることを願い作成した。「京の子ども 明日へのとびら」は、道徳科だけでなく学校の教育活動全体で活用することが望ましい。

「私たちの道徳」

平成26年度から配布されていた「私たちの道徳」（平成30年度で無償配布は終了、文部科学省HPでダウンロード可）は、「心のノート」を全面改訂したものであり、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、行動できるようになることをねらいとして作成された道徳教育用教材である。道徳科はもとより、学校の教育活動全体を通じて、また学校と家庭や地域が連携して活用し、道徳教育の一層の充実に効果を上げることが期待されている。

「道徳教育アーカイブ」



道徳教育アーカイブ

「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる映像資料等が掲載されている。各紹介されている事例はいずれも一つの工夫の例であり、これらを参考にしつつも、これらにとらわれることなく、各学校の児童生徒の実態に応じて、多様な創意工夫を生かした授業づくりを進めることこそが重要である。

道德科における評価 の意識

道德科の評価については、学習指導要領に「児童（生徒）の学習状況や道德性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。」と示されている。これは、道德科の評価を行わないとしているのではない。道德科において養うべき道德性は、児童生徒の人格全体に関わるものであり、数値等によって不用意に評価してはならないことを特に明記したものである。したがって、教師は道德科においてもこうした点を踏まえ、それぞれの授業における指導のねらいとの関わりにおいて、児童生徒の学習状況や道德性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の児童生徒の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努めることが大切である。

※（ ）内は中学校

評価の基本的態度

道德性の評価の基盤には、教師と児童生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要である。その上で、児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童生徒が自らの成長を実感し、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められる。

道德科に関する評価

「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める」という目標に掲げる学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められる。その際、個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うことが求められる。

評価に当たっては、特に、学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが重要である。

なお、道德科の評価は、選抜に当たり客観性・公平性が求められる入学者選抜とはなじまないものであり、このため、道德科の評価は調査書には記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要がある。

※（ ）内は中学校

評価のための具体的な工夫

道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するに当たっては、ICT等も活用しながら、児童生徒が学習活動を通じて多面的・多角的な見方へ発展させていることや、道徳的価値の理解を自分との関わりで深めていることを見取るための様々な工夫が必要であり、次のようなものが考えられる。

- ・ 児童生徒の学習の過程や成果等の記録を計画的にファイルに蓄積したもの
- ・ 児童生徒が道徳性を養っていく過程での児童生徒自身のエピソードを累積したもの
- ・ 作文やレポート、スピーチやプレゼンテーション等の具体的な学習の過程
- ・ 児童生徒が行う自己評価や相互評価

《参考資料》

- 「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」（中央教育審議会 平成26年10月）
- 「私たちの道徳 活用のための指導資料（小・中学校）」（文部科学省 平成26年11月）
- 「中学校道徳 読み物資料集」（文部科学省 平成24年3月）
- 「小学校道徳 読み物資料集」（文部科学省 平成23年3月）
- 「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」（京都府教育委員会 平成30年3月改訂）

4 人権教育

(1) 人権教育の基本的な考え方

基本的な考え方

21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきたが、現在においてもなお世界各地で、人種や民族、宗教等の違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や紛争、迫害、差別等が生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々がいるという現状がある。また、日本社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じている状況にある。

特に、次代を担う児童生徒に関しては、いじめや体罰、ヤングケアラー、子どもの貧困や虐待等子どもの人権に関わる問題は依然として深刻である。

こうした人権問題の現状を踏まえ、全ての人の尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、一人一人が人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠である。

国連の「人権教育のための世界計画」では、「人権教育には、人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組が含まれる」とした上で、「知識及びスキル」「姿勢」「行動」を育成するプロセスであるとしている。

そこで、人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そして、その意欲や態度を実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成することが求められる。

京都府の取組

京都府においては、これまで同和問題（部落差別）等様々な人権問題の解決に向けた施策を積極的に展開してきた。こうした諸施策の成果と課題及び人権をめぐる国際的、国内状況を踏まえ、平成28年1月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」が策定された。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、学校や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込み等様々な事象が社会問題化していることから、令和3年3月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改訂版）」以下「第2次推進計画改訂版」が策定された。

さらに、京都府教育委員会では「第2次推進計画改定版」や「第2期京都府教育振興プラン」を踏まえ、人権教育についての基本的な考え方と年度ごとの重点的取組事項を明らかにするため「人権教育を推進するために」を策定している。「第2次推進計画改定版」においては、「人権という普遍的文化を京都府において構築すること」を目標としている。この目標を達成するために、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が、社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会の実現を目指して、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しなければならない。

このため、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、それが日常生活において自然に態度や行動として現れるようにすることが大切である。また、同和問題（部落差別）等様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培い、自ら気づき、主体的に考え、解決しようとする意識・態度・実践力を育成することが求められる。

そこで、人権教育は、生涯学習の視点に立ち、幼児期からの発達の段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが連携・協働して、これらを推進していく必要がある。

「第2次推進計画改定版」は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、京都府の人権教育・啓発の基本的指針を示したものである。

人権教育の動向

	国・府関係(太枠は府関係)	国連関係
昭和		
38	同和教育の基本方針(京都府教育委員会)	1948 世界人権宣言
40	同和対策審議会答申	
平成		
8	地域改善対策協議会意見具申	1994 人権教育のための国連10年 (1995年～2004年)
9	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画	
11	人権教育のための国連10年京都府行動計画	
12	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
14	人権教育・啓発に関する基本計画	
16	人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕	2005 人権教育のための世界計画 (第1フェーズ)
17	新京都府人権教育・啓発推進計画 人権教育を推進するために(京都府教育委員会)毎年度発行	
18	人権教育の指導方法等の在り方について〔第二次とりまとめ〕	
20	人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕	
23	京都府教育振興プラン	2010 人権教育のための世界計画 (第2フェーズ)
28	京都府人権教育・啓発推進計画(第2次) 京都府教育振興プラン(平成28年度改定版) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 部落差別の解消の推進に関する法律	2014 人権教育のための世界計画 (第3フェーズ)
令和		
2	第2次京都府子どもの貧困対策推進計画 第2期京都府教育振興プラン	2020 人権教育のための世界計画 (第4フェーズ)
3	京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改訂版)	
5	こども基本法 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	

主な法令等のみ掲載(詳しくは「人権教育指導資料—2つのアプローチから—第4版(令和元年度)」(京都府教育委員会)を参照)

※京都府教育委員会 学校教育課 人権教育室

①動画リンク集

②人権教育に関する教職員の意識調査に係るリーフレット



4 人権教育

(2) 人権教育を推進するために

あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進

人権教育は、いわゆる「人権学習」の時間のみに行われるものではない。常に人権に配慮した教育活動等に努めるなど、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、一人一人を大切にされた教育を推進することが重要である。その際、学校や地域の実態・課題の状況等を十分に把握して、人権教育推進計画を策定するとともに、校長のリーダーシップの下、全校推進体制を充実し、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実践を進めていく必要がある。

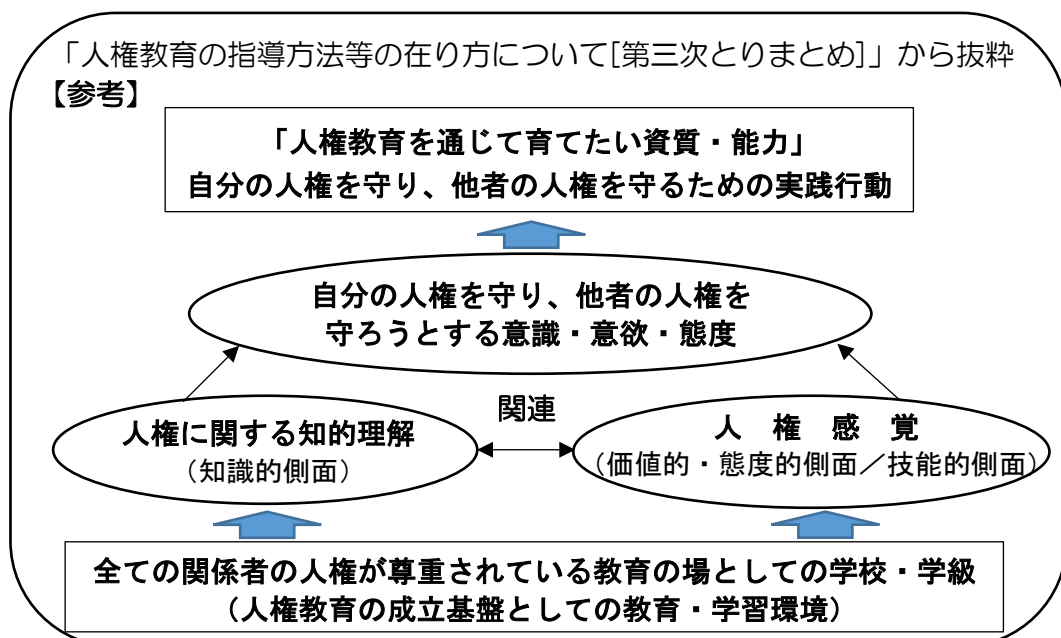
人権問題の解決に向けて実践する態度の育成

人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けて実践する態度を育成するためには、人権に関する知的理解に深く関わる「知識的側面」の学習と人権感覚に深く関わる「価値的・態度的側面」、「技能的側面」の学習を結び付けた指導が重要である。そのためには、教科や特別活動等での指導を人権教育の視点で関連付ける必要がある。

また、人権学習の実施に当たっては、生命や人間の尊厳についての認識の基礎を培うとともに、自尊感情やコミュニケーション能力を育成するための学習等、普遍的な視点からのアプローチと、同和問題（部落差別）等様々な人権問題についての正しい理解と認識の基礎を培い、その解決に向けて実践する態度を育成するための学習等、個別的な視点からのアプローチを効果的に関連付けて指導していく必要がある。

京都府教育委員会では各学校での取組を支援するために、「人権学習資料集」「人権学習実践事例集」「人権学習モデルカリキュラム集」等を作成している。普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチにより、児童生徒の発達の段階に即した体系的な人権学習の展開事例が掲載されているので、学校や地域、児童生徒の実態に応じて展開を工夫して積極的に活用することが望ましい。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」から抜粋【参考】



基礎学力の定着と希望進路の実現

生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上、就・修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できるような力を身に付けさせることが求められる。そのため、幼児教育と小学校教育の円滑な接続のために「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を具体的に保育所・幼稚園・こども園・小学校で共有し、確実に基礎学力の定着を図ることや、小学校低学年段階から基本的な学習習慣を身に付けさせるとともに、個に応じた指導や授業評価に基づく授業改善等により基礎・基本の徹底を図ることが大切である。

また、京都府では、経済的理由等によって就・修学、技能習得や就職、進学が実現できないということが生じないよう、乳・幼児から高校卒業に至るまで各種の援護制度を設けている。詳しくは、各校（園）に配付されている「就・修学及び進学・就職を支援するための援護制度一覧」を参考にし、家庭と連携して有効に活用することが望ましい。

学校、家庭、地域社会及び関係諸機関等の連携・協働

人権教育の推進に当たっては、日常的・継続的な家庭との連携を強化するとともに、校種間及び地域社会、関係諸機関等と連携・協働を図り、「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」（令和2年3月策定）の趣旨も踏まえ、個々の児童生徒の課題に即したきめ細かな指導に努めなければならない。

教職員の人権意識の高揚

児童生徒の人権意識の高揚を図る上で、教職員が重要な役割を担うため、教職員自らが高い人権意識をもつとともに、人権教育に関する知識・技能を向上させることにより、人権尊重を踏まえた教育活動を進めることが大切である。とりわけ、体罰は、児童生徒の人権を侵害する絶対に許されない行為であるという認識と自覚を深め、体罰根絶に向けた取組を徹底することが重要である。また、児童生徒にとって深刻かつ重大な人権問題であるいじめを許さない学校づくりや、いじめの早期発見・解消に向けた組織的かつ適切な対応ができるよう、一人一人の教職員が確かな人権意識をもち、人権教育に関する教職員の意識調査の結果を踏まえ、実践力を高めることも重要である。

《参考資料》

- 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」（京都府 令和3年3月）
- 「人権学習モデルカリキュラム集」（京都府教育委員会 令和6年3月）
- 「人権教育に関する教職員の意識調査 結果報告書」（京都府教育委員会 令和2年4月）
- 「人権教育を推進するために」（京都府教育委員会 毎年度発行）
- 「人権教育指導資料－2つのアプローチから－第4版（令和元年度）」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「人権学習資料集（高等学校編Ⅰ～Ⅱ）」（京都府教育委員会 平成22年、平成31年）
- 「人権学習資料集（中学校編Ⅰ～Ⅱ）」（京都府教育委員会 平成21年、平成30年）
- 「人権学習資料集（小学校編Ⅰ～Ⅳ）」（京都府教育委員会 平成18年～20年、平成29年）
- 「人権学習実践事例集（小学校編Ⅰ～Ⅱ 中学校編Ⅰ～Ⅱ 高等学校編Ⅰ～Ⅱ）」
（京都府教育委員会 平成24年～26年、令和3～5年）
- 「人権教育指導者ハンドブック（社会教育編）」（京都府教育委員会 平成30年3月）

4 人権教育

(3) 個別の人権問題の取組

ア 〈同和問題(部落差別)・女性・子ども・高齢者〉

同和問題（部落差別）

「同和对策審議会答申」（昭和40年）が示した、同和問題（部落差別）は「人間の自由と平等に関する問題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」という認識の下に、同和問題（部落差別）に関わる実態的差別、心理的差別の解消を目指した総合的な施策が展開された結果、同和对策審議会答申で指摘された低位な実態は、様々な面で大きく改善されるなど、おおむねその目的を達成できる状況となった。しかしながら、結婚に関わる問題や住宅購入にあたっての忌避意識等が依然として存在していることがうかがわれ、こうした心理面での課題が、結婚差別や身元調査、インターネット等を利用した悪質な書き込み等で顕在化する場合が見られる。「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月施行）に示されている、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」という認識の上に立って、同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱として位置付け、解決に向けた取組を推進することが求められている。

学校教育においては、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、あらゆる教育活動を通して取組を推進しなければならない。

また、近年の部落史研究の成果を踏まえるとともに、今日的な課題を取り入れるなどの学習内容の改善や学習方法の工夫により、同和問題（部落差別）についての正しい理解や認識の基礎を培い、同和問題（部落差別）に関する偏見や差別意識の解消を目指すとともに、一人一人を大切にされた教育を推進する中で、その解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法

＜成果＞

- ・長欠、不就学の解消
- ・高校、大学進学率の向上
- ・就職差別撤廃の取組の充実（近畿高等学校統一応募用紙の制定等）

＜手法＞

- ・一人一人の課題とその背景を分析し、学力の充実や進路保障に努める取組
- ・校長のリーダーシップの下での全教職員が一致した体制と課題解決に向けた具体的な取組
- ・科学的、実証的に差別に対する認識を深め、具体的な問題を通して人権意識を高める取組

女性の人権問題

女性の人権問題の現状は、依然として性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等の課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況にある。

京都府では、こうした認識の下、女性の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、平成16年に「京都府男女共同参画推進条例」が策定された。その中で、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等性別による人権侵害の禁止等がうたわれている。

学校教育においては、男女が互いに尊重し合うための教育を一層推進するとともに、児童生徒に男女共同参画社会の担い手としての資質・能力を身に付けさせることが求められている。

子どもの人権問題

近年、いじめ、子どもの貧困、児童虐待、ヤングケアラー、SNS等を介した誹謗中傷やインターネット上の有害情報の氾濫、児童買春・児童ポルノ等の子どもに関わる犯罪等、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがある。日本は平成6年に「子どもの権利条約」を批准し、子どもを権利の主体と認め、その権利を保障するとしているが、今なお十分に認識されていない。このような現状等を踏まえ、国においては、令和4年度に「こども基本法」が制定され、本府においては、令和4年に京都府ヤングケアラー総合支援センターが設置された。

学校教育においては、まず何よりも子どもの人権を侵害する行為である体罰の根絶に努めなければならない。また、いじめや不登校等、個々の事象に適切に対応できるよう支援・相談・指導体制の一層の充実に努め、学校・家庭・地域社会及び関係機関等の連携による総合的な取組を推進し、子ども一人一人の人権が最大限に尊重され、子どもが健やかに育ち、安心・安全に暮らせる環境づくりを進める必要がある。さらに、教職員はいじめや子どもの貧困及び児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見・早期対応に努めなければならない。

高齢者の人権問題

高齢化が一層進行しており、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加している。自分の価値観や個性を生かして、文化・スポーツ活動や社会活動に参加したり、働いたりしている高齢者がいる一方で、寝たきりや認知症等で介護を必要とする高齢者も増えている。

こうした中で、高齢者に対する身体的・心理的・経済的虐待や施設等における身体拘束、アパートやマンションへの入居拒否等、深刻な人権問題が発生している。また、高齢者を年齢等により一律に弱者と判断するといった誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を発生させ、働く意欲のある元気な高齢者についても、年齢制限等により、雇用・就業機会が大変少ないという実情がある。高齢者が社会全体で支えられ、人間としての尊厳が守られて生活できるような社会づくりを進めることが必要である。

学校教育においては、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育て、超高齢社会や高齢者についての正しい理解と認識を深めるとともに、児童生徒が自分自身の問題として捉えることができるよう、学習活動を充実することが大切である。

IV 学校教育の内容及び基本的な考え方

4 人権教育

(3) 個別の人権問題の取組

イ 〈障害のある人・外国人・患者等・犯罪被害者等〉

障害のある人の人権問題

障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合い、共に安心していきいきと暮らせる社会の実現が求められている。

しかし、障害のある人に対する人々の理解や配慮は十分とは言えず、車椅子での乗車拒否、アパートやマンションへの入居拒否、さらには、就職、結婚に際しての誤解や偏見、差別があるなど、障害のある人を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

一方で、障害の有無や年齢、性別、国籍等の違いに関わらず、全ての人が利用しやすいように、環境や建物、製品、サービス等をデザインしようという「ユニバーサルデザイン」の考え方や社会的援護を要する人々を包み込む社会の確立を目指す「ソーシャル・インクルージョン」の考え方も、次第に社会の中に広がってきており、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行された。

京都府においては、「京都府障害者基本計画」や「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」を策定し、障害のある人がライフステージの全ての段階において、社会・経済・文化の各分野で平等に参加、活動することのできる社会の実現を目指している。

学校教育においても合理的配慮や発達障害等を含めた障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、障害のある人が社会の一員として充実した生活が営めるよう学習機会の充実に努めることが必要である。

外国人の人権問題

国際化が急速に進み、日本を訪れたり居住したりする外国人が増えてくるにつれて、外国人の人権は身近で重要な問題になってきている。新たに日本で生活することになった人々については、言葉や生活習慣の違い等から、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流等日常生活上の問題や、相互理解が不十分なことによる偏見や差別の問題等が指摘されている。

また、従来から日本に居住してきた在日韓国・朝鮮の人々に対しては、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われるなど、依然として人権侵害が発生している状況から、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されたことを踏まえ、民族や国籍等による不当な差別的言動のない社会の実現に寄与することが重要である。

学校教育においては、人権尊重の精神を基盤とした国際理解教育に努め、諸外国や他の民族についての正しい理解と認識を深めるとともに、その違いと主体性を認め、互いに理解し尊重する能力と態度を養うことが大切である。

ハンセン病・エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）・HIV感染症・難病患者等の人権問題

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気であるが、未だに、病気に対する誤解や偏見が根強く残っており、ハンセン病患者や回復者にとどまらず、その家族に対しても根強い社会的な偏見や差別が存在している。

学校教育においては、ハンセン病に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、偏見や差別の実態について学習することを通して、偏見や差別を解消しようとする態度を身に付けさせることが求められている。

また、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されている。こうした偏見や差別が感染者の就労等の社会生活に影響するといった問題もある。

学校教育においては、エイズに対する正しい知識を身に付けさせ、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたエイズ教育の推進に努める必要がある。

犯罪被害者等の人権問題

犯罪被害者とその家族又は遺族は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられている。京都府では平成16年に「京都府犯罪のない安心、安全なまちづくり条例」が制定され、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定めた「京都府犯罪被害者等支援条例」が令和5年3月に制定された。

学校教育においては、このような犯罪被害者とその家族又は遺族の直接的、さらには二次的な被害について正しい理解と認識を深め、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について、理解の促進を図る学習活動を充実することが大切である。

さまざまな人権問題

さまざまな人権問題として、ホームレス、性的指向・ジェンダーアイデンティティ、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、婚外子、識字問題、北朝鮮当局による拉致問題等があり、これらの解消に向けた取組が必要となっている。

【性的指向・ジェンダーアイデンティティ】

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和5年に制定された。性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性についての理解を深め、誰もが安心して暮らしているための教育・啓発を推進することが大切である。学校では、平成28年4月1日付けで文部科学省から出された「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を踏まえ、適切な指導に努める必要がある。

※世界保健機関（WHO）は、2019年5月に「性同一性障害」を「精神障害」から除外し、「性の健康に関連する状態」として「性別不合」に変更した。

【識字問題】

同和問題（部落差別）をはじめ、在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経緯によって教育を受ける機会が保障されなかった人々や、近年では新たに来日した外国籍府民の識字問題も指摘されており、識字問題に関する教育・啓発の推進に努めることが求められている。

【北朝鮮当局による拉致問題等】

北朝鮮当局による拉致問題等を深刻な人権問題の一つとして捉え、歴史的経緯や社会的背景等を知り、拉致問題を正しく理解することが求められている。

社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題

社会情勢の変化等により、新型コロナウイルス感染症による人権問題、インターネット社会における人権の尊重、個人情報保護、安心して働ける職場環境の推進、自殺対策の推進、災害時の配慮等、人権に関わる課題が顕在化している。

【新型コロナウイルス感染症における人権問題】

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定を踏まえ、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、新型コロナウイルス感染症についての正しい理解と認識を深め、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導を行うことが求められる。

また、身体的理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる人とその家族に対してだけでなく、ワクチンの接種の有無による偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷等の未然防止に向けた取組を進める必要がある。

なお、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から、感染法上の分類が「5類感染症」に引き下げられた。

ここまで述べてきた以外の人権問題も含め、常にその状況に留意し、人権教育を推進しなければならない。

共生社会の形成

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。共生社会を実現するために、障害者等が直面する社会的障壁を取り除いていくという考え方は、「障害者権利条約」の理念である障害の「社会モデル」の考え方を踏まえたものである。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。また、障害の捉え方については、障害を単に心身や生活機能の障害として捉えるのではなく、環境因子等と相互に影響し合うものとして捉える世界保健機構（WHO）が示している国際生活機能分類（ICF）や障害の「社会モデル」の考え方が一般的となっている。

資料④ P159

インクルーシブ教育システム

「障害者の権利に関する条約（平成26年2月19日効力発生）」の第24条によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「教育制度一般」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」（障害者差別解消法）に基づき、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」という。

合理的配慮

改正差別解消法が施行され（令和6年4月）公立・私立問わず合理的配慮の提供は全ての校種の学校（園）等に法的義務となっている。「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校（園）の設置者及び学校（園）が必要かつ適当な変更・調整を行い、障害のある子どもに対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、また、学校（園）の設置者及び学校（園）に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものである。

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、学校（園）の設置者及び学校（園）と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、可能な限り合意形成を図った上で決定し提供されることが望ましい。

京都府教育委員会においては、「京都府教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年4月1日）」が定められ、合理的配慮の基本的な考え方とともに学校での具体的な配慮内容等が示された。

連続性のある「多様な学びの場」学びの連続性

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」における環境整備の充実と指導方法の工夫改善に努め、校長のリーダーシップの下、学校全体で対応することや、校内外の専門家の活用を図り、障害のある子どもへの支援を充実させることが必要である。

学習指導要領においては、学校間等で相互の行き来がしやすくなる分、「学びの連続性」を確保していくために、各教科等の目標・内容等を連続させていく重要性が示されている。例えば、小学校と特別支援学校小学部（知的障害）の教科の目標や内容がつながることにより、個々の児童の学びの連続性が確保されることになる（本編 P 45 IV－2－(8)「特別支援学校における教育課程の編成」参照）。

高等学校における通級による指導の制度化

学校教育法施行規則等の一部が改正（平成28年12月）、平成30年 4 月 1 日から施行された。これまで、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されてきた、いわゆる通級による指導（各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別の場で受ける指導形態）を、高等学校等においても実施できるように制度化が図られたものである。

高等学校における通級による指導が制度化された社会的背景としては、中学校において通級による指導を受けている生徒数が年々増加していることがそのひとつとして挙げられている。また、これらの生徒を受け入れている高等学校においても、より実態に応じた特別支援教育をさらに進めることが大切である。

該当する児童生徒

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者（身体虚弱者を含む。）	知的障害者 肢体不自由者 病弱者及び身体虚弱者 弱視者 難聴者 言語障害者 自閉症者・情緒障害者	言語障害者 自閉症者 情緒障害者 弱視者 難聴者 学習障害者 注意欠陥多動性障害者 肢体不自由者 病弱者及び身体虚弱者

《参考資料》
☐ 「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について」（通知）（文部科学省 令和 5 年 3 月）
☐ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（文部科学省 平成29年 3 月）
☐ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の交付について（通知）」（文部科学省 平成28年12月）
☐ 「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害がある人となない人とが支え合う社会づくり条例」（京都府 平成30年 3 月）
☐ 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」（京都府 平成27年 4 月）

IV 学校教育の内容及基本的な考え方

京都府における特別支援教育

京都府の重層的支援システム

校内委員会

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育に関わる支援員・指導員

学校生活や授業におけるユニバーサルデザイン



5 特別支援教育

(2) 京都府における特別支援教育

京都府における特別支援教育は、明治11年の我が国最初の京都盲啞院に始まる。現在、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室をはじめ、全ての学校の通常の学級においても特別支援教育が進められている。

京都府では、学校、市町（組合）教育委員会、教育局が地域の現状に応じた取組を進めている他、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすため、各特別支援学校に「地域支援センター」を設置し、専任の地域支援コーディネーターを含む巡回相談員を配置し、教育相談（発達障害に関する内容を含む）や各校及び関係機関の研修支援等を積極的に行っている。また「京都府スーパーサポートセンター（SSC）」を設置し、研修や相談等のニーズに対応するなど、重層的に支援を行っている。

資料⑤ P160

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置している。

校内委員会は、児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握、教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討（個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む）、支援内容の評価等の役割を担っている。

特別支援教育コーディネーターは、各学校の特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者の相談窓口等の役割を担う。また、特別支援教育コーディネーターは合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担い、各学校において組織的に機能するよう努めている。

各学校において、管理職、特別支援教育コーディネーター、各学級担任等と連携の上、例えば、基本的な生活習慣の確立のための日常生活上の支援等の役割を果たすことが想定されている。

通常の学級においても、発達障害を含む様々な障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を行うことが重要である。そのためには、質の高い教育環境づくりが大切であり、ユニバーサルデザインの概念を学校生活や授業により積極的に取り入れることが重要である。

授業づくりにおいては、障害のある児童生徒も学びやすいよう授業を改善することを契機として、全ての児童生徒がより分かる、できることを目指すユニバーサルデザインによる授業づくりを進めていくことが大切である。また、個々の授業だけでなく、教職員間で共通理解を図りながら、学校全体でユニバーサルデザインを進める学校づくりが期待される（本編P131 V-2-（2）「1時間の授業の組立て方」参照）。

なお、障害のある児童生徒については、教育的ニーズに応じて「合理的配慮」を提供する必要がある（本編 P73 IV－5－(1) 「基本的な考え方」参照）。

教育支援委員会

京都府及び各市町（組合）教育委員会には、医師、教育職員、児童福祉施設職員等各分野の専門家からなる「教育支援委員会」等が設置され、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育的ニーズ等を踏まえた適切な就学先の判断等について相談及び審議を行っている。

就学の仕組み

市町（組合）教育委員会は、「教育支援委員会」等の審議結果の報告を受け、本人・保護者に対し十分な情報提供を行いつつ、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、本人・保護者と市町（組合）教育委員会、学校等が幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町（組合）教育委員会が総合的な判断により、就学先を決定している。

資料⑥ P161

〈特別支援学校の対象とする障害の程度〉

学校教育法施行令第22条の3

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

《参考資料》

- 「まなびの道しるべ」（京都府教育委員会 令和7年3月）
- 「京都府の特別支援教育」（京都府教育委員会 令和5年度版）
- 「就学事務の手引－特別支援学校（小・中学部）編－」（京都府教育委員会 令和4年7月改訂）
- 「ユニバーサルデザイン授業～発達障害等のある子どもを含めて、どの子にもわかりやすい授業～」
（京都府総合教育センター 平成25年2月）

IV 学校教育の内容及基本的な考え方

5 特別支援教育

(3) 障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育

一人一人の教育的ニーズに応じた教育

障害のある子どもが自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うためには、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導及び評価を一層充実することが重要である。

特別支援学校

(本編 P 45 IV－2－(8) 「特別支援学校における教育課程の編成」 参照)

特別支援学級・通級による指導

特別支援学級は、小学校、中学校及び義務教育学校の学級の一つであり、特に必要がある場合には特別の教育課程を編成し、児童生徒の障害の状態等に即した適切な指導及び支援を行う少人数の学級である。

通級による指導とは、小学校、中学校及び義務教育学校の通常の学級及び高等学校に在籍している障害のある児童生徒について、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態である。なお、高等学校における通級による指導は、平成30年度から制度化された。

特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、自立活動を取り入れる（特別支援学級）又はその内容を参考（通級指導教室）として教育を行うこと、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用することが必要である。

障害のある幼児児童生徒への配慮

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の通常の学級及び高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒への指導に当たっては、各教科等においても、丁寧な実態把握とともに個々の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することが大切である。同時に、長所や今できていることにも注目し、それを伸ばしていくことも重要である。

見えにくい

見えにくさに応じて、点字の教科書や、触覚教材や聴覚教材の活用、文字を拡大するなどの配慮や、ICT機器等の活用、手指の操作、聴覚等の諸感覚の活用を含めて指導を行う。幼児児童生徒が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすることが必要である。

聞こえにくい

聞こえにくさに応じて、手話、指文字、文字、音声等を適切に活用した聴覚活用とともに一人一人に応じた言語指導を行う。伝えたい気持ちをはぐくむとともに、ICT機器等も活用し、発表や幼児児童生徒同士の話し合い等の学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫することが大切である。

知的発達の遅れがあり、意思疎通や日常生活の適応等が難しい

全般的な知的発達の遅れから意思疎通や行動上の適応が難しい場合は、言葉を整理して簡潔に伝えたり、視覚化して具体的に伝えたり、ICT機器や具体物や絵等を用いてやりとりをするなどが考えられる。また、生活に結び付く具体的、実際的な内容を指導内容に位置付け、学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的である。

身体動作や運動が 難しい

一人一人の障害の状態に応じた適切な教材・教具やＩＣＴ機器等を有効に活用し、指導の効果が高められるようにする。まず、自立活動の指導を基盤に、姿勢を安定・保持すること、その上で、具体物を見る、触れる、数える等の活動や、補助具等を操作して、実物を観察する、測る、施設等を利用する等の体験的な身体活動を効果的に取り入れること、感じたことや気付いたこと等を言語化するなどが考えられる。活動への意欲とともに身体の移動・動作の改善やコミュニケーションの力をはぐくむことも大切である。

疾病による療養の ため又は障害があ る

医療機関と連携し、病気療養中の児童生徒の学習の遅れ、将来像や治療に伴う心理社会的な不安や課題について、病気の状態に配慮しつつ児童生徒のＩＣＴ等を活用した遠隔教育による学習保障や、身体面、心理面の健康維持のための自立活動の指導を進めながら、病気を改善・克服するための知識や技能を培い、病気に対する自己管理能力を育てていくことが大切である。

読み書きや計算等 が難しい・注意集 中の持続が難し い・心理的に不安 定さがある

読み書き等の特定の能力に著しい困難を示したり、発達の段階に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を示したりする幼児児童生徒には、一人一人の学び方に応じて教材等を工夫し、課題に集中できるように学習環境を整えて指導を進める。例えば、比較的長い文章を書くなど、一定量の文字を書くことが困難な場合には、書く量を調整したり、手書きだけでなくＩＣＴ機器を使って文章を書くことができるようにしたりするなどの配慮が考えられる。

また、失敗や叱責を受けるなどの経験を重ねがちであることから、自己の特性の理解を進めることや、多くの成功経験を積みませ、自信がもてるようにしていくことが大切である。

人間関係形成に困 難さがある

役割を交代して相手の気持ちを考えたり、相手の意図を理解しやすい場面に置き換えたりすることや、イラスト等を活用して視覚的に表したりするなどの配慮が考えられる。

医療的ケア

医師免許や看護師等の免許を有しない者は、本来、医行為を行うことはできないが、平成24年度の制度改正により、看護師等の免許を有しなくても医療行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、府知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

特別支援学校等の教職員についても、特定行為（①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管カニューレ内部の喀痰吸引、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養）については法律に基づいて実施することが可能になった。なお、特別支援学校以外の学校で、教員が医療的ケアを実施するに当たっては、慎重かつ十分な検討と準備が必要である。

《参考資料》

- 「点字学習指導の手引き」（文部科学省 令和5年11月）
- 「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について（通知）」（文部科学省 令和5年3月）
- 「小・中学校等における病気療養児に対するＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要領上の出欠の取扱い等について（通知）」（文部科学省 令和5年3月）
- 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（文部科学省 令和4年4月）
- 「障害のある子どもの教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（文部科学省 令和3年6月）
- 「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」（文部科学省 令和3年6月）
- 「聴覚障害教育の手引き」（令和2年3月）
- 「通常の学級に在籍する読み書きに困難のある児童生徒のＩＣＴを活用した学びの研究」（京都府総合教育センター 令和5年3月）

IV 学校教育の内容及基本的な考え方

教育課程の改善

学習指導要領等では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指している。

特別支援教育に関しては、主に以下の点が示された。

- ・インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- ・子どもの障害の重度・重複化、多様化
- ・社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方

これらの点に対応して、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を通して、自立と社会参加に向けて「生きる力」の育成を目指した資質・能力を身に付けていくことができるよう教育課程の改善を図ることが大切である。

カリキュラム・マネジメント

特別支援学校における「カリキュラム・マネジメント」の特徴として、「個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること」が四つ目の側面として求められている（本編P29 IV-2-(2)「カリキュラム・マネジメント」参照）。個別の指導計画に基づいて児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫することが大切である。

交流及び共同学習

交流及び共同学習とは、障害のある幼児児童生徒を含め全ての幼児児童生徒が、社会性を養い、相互理解に基づく好ましい人間関係の確立を目的として、学校及び地域社会において集団活動を共にする教育である。

特別支援学校学習指導要領等には、「障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、組織的かつ計画的に行うものとし、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」という内容が示されている。

なお、交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していくことが大切である。

交流及び共同学習を学校間で行う場合には、学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、幼児児童生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。

そして、保護者にも交流及び共同学習についての理解が十分得られるように留意することが大切である。

切れ目ない支援体制

平成28年4月の障害者差別解消法の施行、平成28年8月の発達障害者支援法の改正等を踏まえ特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備に向けた取組が進められている。

切れ目ない支援体制の整備として、具体的には、教育、福祉、医療、労働分野等の関係部局や関係機関が連携した体制を整備し、支援する仕組みを整備することが求められている。

特に、教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事務所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。こうした課題を踏まえ、文部科学省と厚生労働省では、家庭と

教育と福祉のより一層の連携を推進するために、各地方自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子どもやその保護者が乳幼児期から学齢期、生涯にわたり、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」を発足している。

また、平成30年8月に学校教育法施行規則が改正され、個別の支援情報に関する「個別の教育支援計画」を作成して、就学、進級、進学、就労の際に、各学校等で取り組んだ内容が適切に引き継がれることが求められている。

医療・福祉機関との連携

障害の状態によっては、日常的に医療機関と連携しなければならない場合もある。幼児児童生徒の障害についての理解を深め、医療に関する基礎的な知識もあらかじめ持ち合わせておくことが大切である。医療機関からの助言等を理解し、配慮を要する点等に十分留意することが必要であり、安全面からも特に密接に連携することが大切である。

令和5年4月にこども家庭庁が発足したことも踏まえて、家庭・教育・福祉が連携した取組の一層の推進のための連携会議が設置された。福祉機関としては、児童相談所、発達障害者支援センター、就業・生活支援センター、障害者支援施設等がある。それぞれの機関の役割を知り、幼児児童生徒の障害に応じた指導・支援のために密接に連携することが必要である。また、切れ目ない支援の充実のため、教育相談の機会等において、保護者へ相談支援ファイルの説明や配付を行うなど、積極的な普及に努めていくことが必要である。さらに、圏域ごとの特別支援教育連携協議会等において、取組内容や課題を共有しながら、教育と福祉・医療等の一層の連携等の推進に向けて各学校や保護者、地域、各関係機関のニーズに応じた支援を進めていく必要がある。

また、京都府は、病気や障害があることで人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケアを日常的に必要とする子どもとその家族の相談に応じるとともに、地域で安心して生活できるよう関係機関の連携を進めるため「京都府医療的ケア児等支援センター」（愛称：「ことのわ」）を令和4年4月25日に開設した。小学校等は、医療的ケアに係る基本理念に則り、在籍する医療的ケア児に対し適切な支援を行うこととなった。医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援を行い、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要である。

障害のある人への援助の諸制度

障害のある人への援助制度の中で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び障害者雇用促進制度等について理解しておくことが必要である。また、障害のある児童生徒が特別支援学校や小学校、中学校及び義務教育学校で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体から補助を受けることができる、特別支援教育就学奨励費等、障害のある幼児児童生徒の就学援助制度についても理解しておくことが必要である。

《参考資料》

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（文部科学省 令和3年9月18日）
- 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」（文部科学省 令和2年3月）
- 「学校における職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）研修テキスト（例）」
（公益財団法人日本訪問看護財団 令和2年3月 文部科学省令和元年度学校における医療的ケア実施体制構築事業）
- 「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（文部科学省 平成30年5月24日）
- 「障害者福祉のてびき」（京都府健康福祉部障害者支援課 令和4年4月版）
- 「京都府の特別支援教育 医療的ケアガイド」（京都府教育委員会 令和元年改訂版）

6 体育・健康安全に関する指導

(1) 学校体育・スポーツ

基本的な考え方

小学校学習指導要領総則には、「学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」と示されており、中学校、高等学校にも同様の内容が示されている。

それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

学校体育の基本方針

学校体育の基本方針は、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育てることである。

そのためには、児童生徒の個々の実態を把握した指導を基盤とし、体育的行事、運動部活動等との連携をはじめとする学校教育全体を通じて教科体育の充実に努めることが大切である。

京都府の取組

京都府教育委員会では、「体力向上推進プロジェクト」に基づく体力・運動能力の向上に係る取組を推進している。各学校においては、「新体力テスト」等の結果を活用し、児童生徒に自己の体力や運動能力について理解させるとともに、各学校の現状を的確に把握・分析し、学校教育活動における様々な機会を通じて体力・運動能力の向上を図ることが必要である。

特に小学校では「京の子ども元気なからだスタンダードPLUS+」（平成25年3月）及び「まゆまる体操」（平成29年3月）や「運動遊びガイドブック」（平成29年3月）を活用し、子どもたちの身に付けるべき基本的な身体動作からつまずきの改善を図り、運動習慣の確立及び体力・運動能力の向上に取り組むとともに、体育指導力向上に関する実技研修会の開催等により授業の工夫改善を図っている。

「京の子ども元気なからだスタンダードPLUS+」等を参考に実践してみよう。
保健体育課ホームページ（<https://www.kyoto-be.ne.jp/hotai/cms>）
からダウンロード可



〔「新体力テスト」と「京の子ども元気なからだスタンダード及びスタンダードPLUS+」の違い〕

	新体力テスト	スタンダード及びスタンダードPLUS+
ねらいや 特 色	①体力・運動能力の現状を明らかにする。 ・筋力、瞬発力、柔軟性、全身持久力などを知ることができる。 ②数値で表す。	①身体動作の獲得状況を明らかにする。 ・動作の出来ばえ、他者との連携の様子などを知ることができる。 ②数値では表せない。
対 象	小学校、中学校、高等学校	小学校3・4年生及び5・6年生

教科体育の指導に当たって

教科体育の指導においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、各校種における発達の段階を考慮した内容とするとともに、個々の教員によって指導や評価の内容に差が生じることのないよう、事前に適切な指導と評価の計画を作成する必要がある。

また、小学校学習指導要領解説体育編に示された「楽しく、安心して運動に取り組むことができるようにし、その結果として体力の向上につながる指導等の在り方について改善を図る。その際に、特に運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児童への指導等の在り方について配慮する。」を踏まえ、児童生徒の「よしっ!」「さあ!」「やってみよう!」という楽しく前向きな気持ち（スポーツごころ）を持つ意識改善や行動変容が「体力向上の鍵」となるよう、全ての校種において授業改善に取り組むことが大切である。

併せて、誰もが運動に親しみ、進んで体を動かそうとする態度をはぐくむために、以下の点に留意することが大切である。

留意事項

○指導と評価の一体化（PDCAサイクル）

- ・到達目標を明確にした指導と評価計画を立案、実践する。

【P:計画、D:実行】

- ・具体的な評価規準に基づき評価する（状況把握）。

【C:評価】

- ・評価結果により現行計画を修正し、後の指導と評価の計画を改善する。

【A:改善】

→授業の改善に向けて、指導の過程における評価方法を工夫する。

○育成する能力や動きの明確化

- ・各教材の特性となる能力や動きを把握する。

→(例)「サッカー(教材)を通じて〇〇する能力(動き)を育成する。」

○評価の妥当性

○安全の確保

- ・起こりうる事象を予見し、人的要因と環境要因に対して適切な対策を講じ、事故防止に努める。

○準備運動・整理運動の確実な実施

- ・準備運動や整理運動は、児童生徒のけがや事故発生の予防につながるとともに、特に整理運動は、心身を落ちつかせ、次の授業へ向けた準備を整える意味があることから、毎時間確実に実施するように努める。

スポーツごころ

「スポーツごころ」とは、「感動」「楽しみ」「向上」「健康」「挑戦」「つながり」「公正」といった、人々の日々の生活の中での「よしっ!」「さあ!」「やってみよう!」という前向きで積極的な心のありようの総称である。京都府教育委員会では、「スポーツごころ」をテーマとしたスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進している。

《参考資料》

- 「令和6年度体育指導力向上研究事例報告書」（京都府教育委員会 令和7年3月）
- 「第2期京都府スポーツ推進計画」（京都府教育委員会 令和6年3月）

6 体育・健康安全に関する指導

(2) 学校保健

基本的な考え方

学校保健は、保健教育及び保健管理の諸活動を通して児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育目標の達成に寄与することを目指して行われる。その活動の円滑な実施と成果の確保のために、全教職員の共通理解に基づいて役割を明確にした上で組織的に活動を推進するとともに、家庭及び地域の関係機関等との連携を密にするための組織活動の充実が求められる。

保健管理

保健管理は、学校保健安全法等の法令に基づき、児童生徒の健康及び学校環境の管理を行うものである。全教職員の協力の下に実施されるべきもので、健康観察、健康相談、健康診断の実施、感染症の予防、救急処置、学校環境衛生の活動が挙げられる。

保健教育

保健教育は、児童生徒の発育・発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要がある（次頁表参照）。

教科における保健教育は、学習指導要領の目標の実現を目指し、現在及び将来の生活において自他の健康に関心を持ち、その大切さについての認識を深めるとともに、健康に関する課題に対して保健の知識及び技能等を習得、活用して、自他の健康の保持増進や回復を目指して的確に思考、判断し、それらを実現することができるような資質・能力の育成を図ることを目指す。

特別活動における保健教育は、健康・安全についての意識向上と、健康・安全な生活を送るためのより具体的な実践力の育成を目指すとともに、教科で学んだことや健康生活の実態に基づき現在の生活を健康に送るための具体的な課題解決方法の習得を目指す。

保健教育を組織的かつ計画的に進めるためにも、学校の教育活動全体を通じて主に集団の場面での必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて主に個別の会話・面談や言葉かけを通して援助や指導を行うカウンセリング機能を充実していくことが大切である。

組織活動

学校保健活動は、全教職員が学校保健に関する共通理解に立ち、それぞれの責任を明確にし、互いに連携を保ちながら協力して行うことが大切である。また、児童生徒が生涯を通じた健康づくりを推進していくためには、家庭との連携が重要であり、児童生徒の現代的な健康課題に適切に対応するためには、地域の関係機関を含めた地域レベルでの連携が必要である。

組織活動として機能を発揮するためには、次の点が大切である。

- 1 校内における教職員の協力体制を確立するとともに、学校保健に関する校内研修を充実させる。
- 2 家庭との連携を図る。
- 3 地域社会との連携を図る。

4 学校保健委員会の組織化と運営の活性化を図る。

学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織であり、校長、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表等を主な委員とし、保健主事が中心となって運営する。この学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関等の連携による効果的な学校保健活動が展開されることが期待できる。

資料⑦ P162

〈薬物乱用防止教育の徹底〉

府内児童生徒の大麻取締法違反での相次ぐ検挙事案を受け、薬物乱用防止教育の徹底について通知してきた。しかしながら、府内少年の同検挙数人員は高止まり状態で、少年への大麻の蔓延が懸念されることを踏まえ、府内全ての学校で薬物乱用防止教室を年度当初に実施するとともに、家庭・保護者はもとより、警察や学校薬剤師等関係機関との連携を強化し、教科等横断的に学校教育活動全体で薬物乱用の根絶に向けた取組を徹底する必要がある。

保健教育における教科学習と指導

	保健教育における教科学習	保健教育における指導
目 標	健康を保持増進するための基礎的・基本的事項の理解を通して、思考力、判断力、意思決定や行動選択等の実践力の育成を図る。	日常生活における健康問題について自己決定し、対処できる能力や態度の育成、習慣化を図る。
内 容	学習指導要領に示された教科としての一般的で基本的な心身の健康に関する内容	各学校の児童生徒が当面している、または近い将来に当面するであろう健康に関する内容
教育課程への位置付け	体育科保健領域（小学校）、保健体育科保健分野（中学校）、保健体育科科目保健（高等学校）、関連教科等	特別活動の学級活動、ホームルーム活動を中心とした教育活動全体
進 め 方	年間指導計画に基づき、身近な日常生活の体験や事例等を用いた話し合い、ブレインストーミング、実習、実験等多様な指導方法を工夫して進める。	学校の実態等に応じて、個人、集団を対象とする。発達段階に応じて、取扱う内容、適切な時期や機会を設定し、計画的に実施する。
指 導 者	学級担任、教科担任、兼職発令を受けた養護教諭等	学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等

《参考資料》

- 「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」
(文部科学省 令和4年3月改訂)
- 「高等学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引」 (文部科学省 令和3年3月)
- 「中学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引」
(追補版) 「感染症の予防～新型コロナウイルス感染症～」 (文部科学省 令和2年3月)
- 「小学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」 (文部科学省 平成31年3月)
- 「保健教育における個別指導の考え方、進め方」 (日本学校保健会 令和6年3月)
- 「保健教育の指導と評価 令和4年版」 (日本学校保健会 令和5年3月)
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 高等学校編」 (日本学校保健会 令和3年度改訂)
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 中学校編」 (日本学校保健会 令和2年度改訂)
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 小学校編」 (日本学校保健会 令和元年度改訂)
- 「少年非行等の実態～令和5年～」 (京都府警察本部生活安全部少年課)

IV 学校教育の内容と 基本的な考え方

6 体育・健康安全に関する指導

(3) 学校安全・危機管理

基本的な考え方

学校安全は、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。そのため学校安全の活動は、安全教育、安全管理、組織活動の三つの主要な活動から構成され、学校保健安全法第27条による学校安全計画に基づいて実施されている。

学校安全計画

学校安全計画とは、学校における児童生徒等の安全確保を図るため、施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修等に関する事項が記載されたものである。安全な生活を営む正しい判断力と行動力を養うため、防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全（防災と同義）の三つの領域に関する安全教育と安全管理を進めることが大切である。

なお、京都府では、東日本大震災の教訓を生かし、児童生徒等の一層の安全確保を図るよう改めて防災に関する取組を見直し、右の事項を視点に防災教育を推進することとしている。

防災教育推進の視点

- 1 実効性のある防災に関する取組
 - (1) 多様な想定に基づく避難訓練の検討と実施
 - (2) 訓練方法の工夫
 - (3) 訓練後の検証
 - 2 危険等発生時の対処の見直し
 - (1) 対応チームの編成
 - (2) 危険等発生時の対処行動
 - (3) 登下校時、在宅時に発生する災害における対応
 - (4) 原子力災害発生の場合の対応（参考）
- （京都府教育委員会 平成23年6月）

安全教育と安全管理

安全教育は、学校教育活動全体を通して安全に関する資質・能力をはぐくむことを目指しており、安全管理は、児童生徒の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。例えば、安全管理として把握した、児童生徒等の安全に関して望ましくない行動から、適切な行動や実践について考えさせるなどの安全教育につなげるといった一体的な活動を展開することによって、学校安全の確保を図ることが重要である。

危機管理

学校は、学校管理下で発生する事故災害に備え、事前、発生時、事後の適切な対応を行うために危機管理体制を確立しなければならない。

まず、事故災害を未然に防ぐために、日常的に校内の安全点検や巡回等を実施し、必要な安全対策を講じるとともに、教職員が様々な危機に迅速かつ適切に対処できるよう、救急車の要請及び管理職への報告等を含む校内連絡体制の確認を行い、「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）について、校内の全教職員が共通理解をしておく必要がある。

事故災害等が発生した場合は、迅速な初動対応が最も大切であることから、学校は、「危険等発生時対処要領」に沿って、危機管理責任者である校長を中心に対応チームを機能させ、児童生徒等の安全を確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を行う。また、保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行う。

事後には必要に応じて児童生徒等への心のケアを十分に実施することが重要である。また、発生原因の究明や従来の安全対策の検証を行うとともに、再発防止対策に万全を期す必要がある。

学校安全推進上の留意点

安全は、教育と管理を一体のものとして行うことによって維持するものである。学校管理下における事故災害の実態を見ると、不可抗力といった要素もあるが、安全教育あるいは安全管理が徹底されていれば、未然に防止できたと思われる事例もある。

また、同一校で類似の事故災害が再発している事例もある。事故災害の再発を防止するために、原因を究明し、その予防や対応を検討することが必要である。さらに、検討した結果を安全教育及び安全管理に生かすようにする。しかし、事故防止を考えるあまり、管理的側面が強調されて禁止事項が多くなり、本来積極的であるべき教育活動や計画が消極的になってしまうことは避けなければならない。

児童生徒等の安全を守るために、各学校において作成した学校独自の「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）を防犯・防災訓練等を通して検証し実効性の高いものへ改善するとともに、登下校時及び学校内の安全確保に努める必要がある。

さらに、学校安全の推進については教職員のみでの取組では十分でないため、児童生徒等の保護者、関係機関・団体及び地域住民等と共同訓練を実施する等の連携を図ることが重要である。

学校安全の三つの領域

- 生活安全 生活安全（防犯を含む）に関する指導は、各教科、日常生活で起こりうる、事件・事故の内容や発生原因、被害防止と安全の確保の方法について理解させるとともに、不審者から危害を加えられる事件、誘拐や傷害等の犯罪被害防止等防犯に関する指導も含めて行うものである。
- 交通安全 交通安全に関する指導は、発達段階に応じて、様々な交通場面における危険について理解させ、安全な歩行、自転車・二輪車の利用ができるようにするとともに、交通社会の一員としての責任と義務について理解を深めることができることを目指して行うものである。
- 災害安全 災害安全に関する指導は、自然災害や火災、原子力災害に関する内容を取り扱い、様々な災害発生時における危険について理解させ、正しい備えと適切な判断ができ、地域社会の一員として自主的に行動する態度を身に付けさせることを目指して行うものである。

資料⑧ P163

《参考資料》

- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省 令和3年6月）
- 「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省 平成31年3月改訂）
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成30年2月）
- 「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省 平成24年3月）
- 「いのちを守る『知恵』をはぐくむために～学校における安全教育の手引～東日本大震災の教訓を踏まえて～原子力防災編～」（京都府教育委員会 平成27年4月）
- 「いのちを守る『知恵』をはぐくむために～学校における安全教育の手引～東日本大震災の教訓を踏まえて」（京都府教育委員会 平成24年1月）

6 体育・健康安全に関する指導

(4) 学校給食

学校給食の役割

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

また、学級担任や他の児童生徒とともに食事し共通の体験をすることから、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間及び特別活動等において活用することができる。

特に、給食の時間では、準備から後片付けの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができる。

さらに、学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通じて、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることが期待できる。

【給食の時間に行われる食に関する指導】

「給食指導」

- ・食事のマナー（「正しい箸の使い方」「楽しく食べよう」「正しい食器の並べ方」等）
- ・感謝して食べよう（「いただきます・ごちそうさまの意味」「食べ残しをなくす工夫について」等）
- ・給食の準備（「給食当番にふさわしい身じたく」「みんなで準備しよう」等）

「食に関する指導」

- ・給食の栄養（「食べ物の3つの働き」「主食・主菜・副菜を調べてみよう」等）
- ・行事食・郷土食・地場産物（「きせつのごちそう（行事食）」「地域に伝わる食べ物を大切にしよう」等）

資料⑨ P164

学校給食の管理 栄養管理

栄養教諭・学校栄養職員等は、学校給食栄養管理者として、適切な栄養管理がなされた給食を提供するよう努めなければならない。そのためには、国の学校給食実施基準に示されている学校給食摂取基準や食品構成、食事内容の充実等に配慮するとともに、喫食者の集団の特性を把握し、成長曲線等を活用した栄養量の策定を行うことが大切である。特に摂取しにくい栄養素（鉄、食物繊維、カルシウム、マグネシウム等）については、これらの供給源となる食品の積極的な使用も考慮することが必要である。

学級担任は、学級に配分された給食を等分に配当することを基本とするが、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、給食主任等と連携し、児童生徒の個々の健康及び生活活動等の実態や残食の状況等を考慮して提供する必要がある。

安全管理

学校においては、学校給食を取り巻く危機（食中毒、異物混入、食物アレルギー、窒息事故等）の発生の予防に努めるとともに、発生時の対応に万全を期すため、日頃から指導を徹底し、児童生徒の身近な生活に注目させ、健康で安全な生活習慣や態度の確立を図ることが大切である。また、事故発生時の校内連絡体制を確認し、不測の事態が生じた場合は、常に校長や副校長・教頭、保健主事、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等と連携を図って対応しなければならない。

食中毒等の発生の予防

○手洗いの励行

食中毒、感染症の病原菌等は、汚染された手や指から他に広がることが多い。日常生活において、食事前や用便後等に手洗いを励行する習慣を身に付けるよう指導する。

○配膳時の注意

エプロン、帽子、マスク等の着用を義務付け、食器や食べ物を衛生的に扱うなど安全・清潔に留意させる。給食当番の児童生徒については、特に、健康状態に注意する（下痢、発熱、腹痛、嘔吐等感染症が疑われる症状のある場合は給食当番を代えるなどの対応が必要である。）。

○飲食物に対する注意

安全で衛生的な食品の選び方や食中毒等にも目を向け、自分の健康に気を付けるように指導する。

○患者の早期発見

児童生徒等からの異常の訴えや、早退者の状況及び欠席届の内容等について常に留意し、同様の健康異常を訴える者が多くないかを把握するとともに、異常を疑った場合には、校長や副校長・教頭、保健主事、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等に速やかに報告・相談することが大切である。

○集団発生の際の措置

校内組織等による取組体制の下、学校医及び保健所等の関係機関と連携し、一体となって患者の措置に万全を期さねばならない。また、保護者やその他関係機関等に対しては、患者の集団発生の状況を周知させ、協力を求めるようにする。その際、プライバシー等人権の侵害が生じないように配慮することが大切である。

食物アレルギーを有する児童生徒への対応

学校には各種のアレルギー疾患を有する児童生徒がいることを前提とした取組が必要である。学校給食は、必要な栄養を摂る手段だけではなく、児童生徒が「食の大切さ」や「食の楽しさ」を理解する生きた教材としての役割も担っている。したがって、食物アレルギーを有する児童生徒も他の児童生徒と同じように給食を楽しめることを目指すことが大切である。しかし、食物アレルギーへの対応は、時として命にも関わる症状（アナフィラキシーショック等）を招く重大な事故につながる可能性があることから、事故を未然に防ぐために、学校においては安全性を最優先し、全教職員が食物アレルギーに対する正確な知識に基づいた適切な対応を組織的に行うことが重要である。

資料⑩ P164

《参考資料》

- 「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（文部科学省 平成31年3月）
- 「小学生用食育教材『たのしい食事つながる食育』」（文部科学省 平成28年2月）
- 「中学生用食育教材『「食」の探究と社会へのつながり』」（文部科学省 令和3年3月）
- 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省 平成27年3月）
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会 令和元年度改訂）
- 「推定エネルギー必要量算出及び体格の評価表」（京都府教育委員会 令和6年1月）
- 「学校等における食物アレルギー対応の手引」（京都府教育委員会 平成29年3月）及び追記「まわりの児童生徒への指導及び関連法等」（京都府教育委員会 平成31年3月）

7 生徒指導・教育相談

(1) 生徒指導の実践上の視点

生徒指導の定義

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）である。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言える。

生徒指導の目的

生徒指導の目的は、教育課程の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を果たすべく、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追求することを支えるところに求められる。

生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

生徒指導において発達を支えるとは、児童生徒の心理面（自信・自己肯定感等）の発達のみならず、学習面（興味・関心・学習意欲等）、社会面（人間関係・集団適応等）、進路面（進路意識・将来展望等）、健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）の発達を含む包括的なものである。

また、生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要である。児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが目指される。

児童生徒は、学校生活における多様な他者との関わり合いや学び合いの経験を通して、学ぶこと、生きること、働くことなどの価値や課題を見いだししていく。その過程において、自らの生き方や人生の目標が徐々に明確になる。学校から学校への移行、学校から社会の移行においても、主体的な選択・決定を促す自己指導能力が重要である。

生徒指導の実践上の 視点

1 自己存在感の感受

児童生徒の教育活動の大半は、集団一斉型か小集団型で展開される。そのため、集団に個が埋没してしまう危険性がある。そうならないようにするには、学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切である。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要である。

2 共感的な人間関係の育成

学級経営・ホームルーム経営の焦点は、教職員と児童生徒、児童生徒同士の選択できない出会いから始まる生活集団を、どのようにして認め合い・励まし合い・支え合える学習集団に変えていくのかということに置かれる。失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台となる。そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげるかが重要となる。

3 自己決定の場の提供

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートするなど、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作するなどの体験が何より重要である。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めていくことが求められる。

4 安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要がある。他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為等は、決して許されるものではない。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切である。そのためには、教職員による児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等が許されないことは言うまでもない。

《参考資料》

□「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）

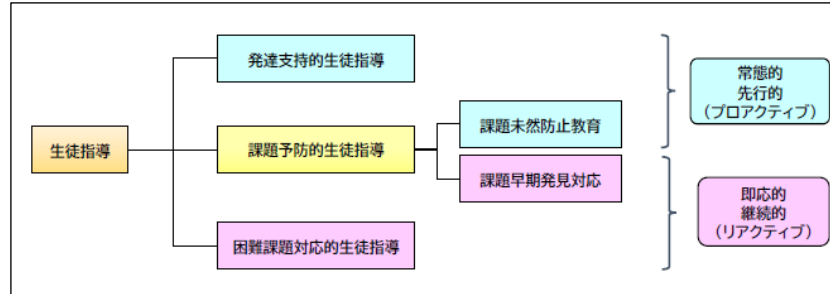


7 生徒指導・教育相談

(2) 生徒指導の構造と方法

生徒指導の構造 【2軸3類4層構造】

生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、構造化することができる。



1 生徒指導の2軸

(1) 常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導

日常の生徒指導を基盤とする発達支持的生徒指導と組織的・計画的な課題未然防止教育は、積極的な先手型の常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導と言える。

(2) 即応的・継続的（リアクティブ）生徒指導

課題の予兆的段階や初期状態における指導・援助を行う課題早期発見対応と、深刻な課題への切れ目のない指導・援助を行う困難課題対応の生徒指導は、事後対応型の即応的・継続的（リアクティブ）生徒指導と言える。

2 生徒指導の3類

生徒指導の課題性（「高い」・「低い」）と課題への対応の種類から分類すると、以下の3類になる。

(1) 発達支持的生徒指導

全ての児童生徒の発達を支える。

(2) 課題予防的生徒指導

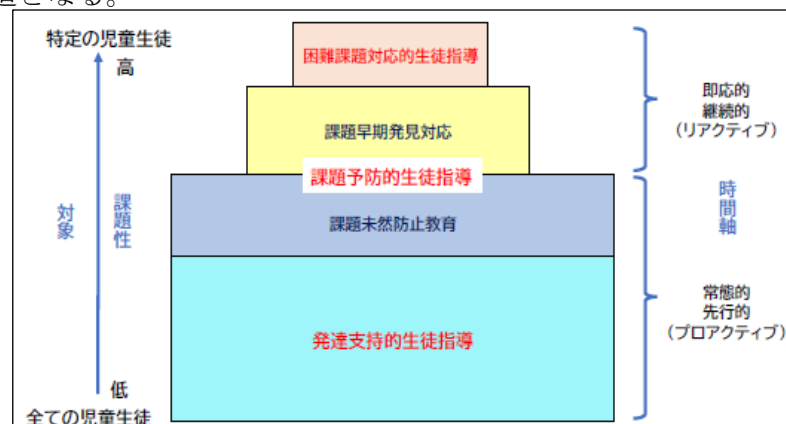
全ての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応を含む。

(3) 困難課題対応の生徒指導

深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う。

3 生徒指導の4層

2軸3類に加えて、生徒指導の対象となる児童生徒の範囲から、全ての児童生徒を対象とした第1層「発達支持的生徒指導」と第2層「課題予防的生徒指導：課題未然防止教育」、一部の児童生徒を対象とした第3層「課題予防的生徒指導：課題早期発見対応」、そして、特定の生徒を対象とした第4層「困難課題対応の生徒指導」の4層から成る生徒指導の重層的支援構造となる。



生徒指導の方法

【集団指導と個別指導】

1 集団指導

集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図る。児童生徒は役割分担の過程で、各役割の重要性を学びながら、協調性を身に付けることができる。自らも集団の形成者であることを自覚し、互いが支え合う社会の仕組みを理解するとともに、集団において、自分が大切な存在であることを実感する。指導においては、あらゆる場面において、児童生徒が人として平等な立場で互いに理解し信頼した上で、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくることが大切である。

2 個別指導

授業等、集団で一斉に活動をしている場合において、個別の児童生徒の状況に応じて配慮することも個別指導と捉えられる。また、集団に適応できない場合等、課題への対応を求める場合には、集団から離れて行う個別指導の方がより効果的に児童生徒の力を伸ばす場合も少なくない。「生徒指導上の課題の増加、外国人児童生徒数の増加、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒、子供の貧困の問題等により多様化する子供たち」への対応も含め、誰一人取り残さない生徒指導が求められている。さらに今後、個の課題や家庭・学校環境に応じた、適切かつ切れ目のない生徒指導を行うことが大切となる。

【ガイダンスとカウンセリング】

人間関係で多くの児童生徒が悩みを持ち、学習面の不安だけでなく、心理面や進路面での不安や悩みを抱えることも少なくない。そのような課題に対しては、教職員が児童生徒や学級・ホームルームの実態に応じて、ガイダンスという観点から、学校生活への適応やよりよい人間関係の形成、学習活動や進路等における主体的な取組や選択及び自己の生き方等に関して、全ての児童生徒に、組織的・計画的に情報提供や説明を行う。場合によっては、社会性の発達を支援するプログラム（ソーシャル・スキル・トレーニングやソーシャル・エモーショナル・ラーニング等）等を実施する。

また、カウンセリングという観点からは、児童生徒一人一人の生活や人間関係等に関する悩みや迷い等を受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めるように働きかけたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための相談・助言等を個別に行う。

【チーム支援による組織的対応】

深刻化、多様化、低年齢化する生徒指導の諸課題を解決するためには、学級・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込まずに生徒指導主事等と協力して、機動的連携型支援チームで対応することが求められる。また、対応が難しい場合は、生徒指導主事や教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（以下SCという。）、まなび・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー、以下SSWという。）等校内の教職員が連携・協働した校内連携型支援チームによる組織的対応が重要となる。さらに、深刻な課題は、校外の関係機関等との連携・協働に基づくネットワーク型支援チームによる地域の社会資源を活用した組織的対応が必要になる。

《参考資料》

□「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）

学習指導と生徒指導

学習指導要領では、知・徳・体にわたる「生きる力」のバランスの取れた育成を重視しており、学習指導と生徒指導との関連を意識しながら、日々の教育活動を充実していくことが重要である。このことは、学習指導を担う教員が同時に生徒指導の主たる担い手にもなるという日本型学校教育の特徴を最大限に発揮させることでもある。

学習指導において、児童生徒一人一人に対する理解（児童生徒理解）の深化を図った上で、安全・安心な学校・学級の風土を創り出す、児童生徒一人一人が自己存在感を感じられるようにする、教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくりを進める、児童生徒の自己選択や自己決定を促すといった生徒指導の実践上の視点を生かすことにより、その充実を図っていくことが求められている。

教科の指導と生徒指導の一体化

1 自己存在感の感受を促進する授業づくり

授業において、児童生徒が「自分も一人の人間として大切にされている」と感じ、自分を肯定的に捉える自己肯定感や、認められたという自己有用感を育む工夫が求められる。学習の状況等に基づく「指導の個別化」や、児童生徒の興味・関心、キャリア形成の方向性等に応じた「学習の個性化」により「個別最適な学び」を実現できるように、授業で工夫することが大切である。児童生徒の多様な学習の状況や興味・関心に柔軟に応じることにより、「どの児童生徒も分かる授業」、「どの児童生徒にとっても面白い授業」になるよう創意工夫することが必要である。なお、ICTの活用は、授業における「個別最適な学び」の実現に役立つ。

2 共感的な人間関係を育成する授業

共感的な人間関係を育成する観点からは、授業において、互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを促進していくことが大切である。例えば、児童生徒がお互いに、自分の得意なところを発表し合う機会を提供する授業づくりや、発表や課題提出において、失敗を恐れない、間違いやできないことが笑われない、むしろ、なぜそう思ったのかという児童生徒の考えについて児童生徒同士がお互いに関心を抱き合う授業づくりが求められる。このような授業を通して実現される共感的な人間関係が育つ学習集団づくりは、いじめや非行の防止等の基盤になる。そのためには、教員が学級・ホームルームの児童生徒の多様な個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動する姿勢を率先して示すことが大切である。教員が児童生徒の間違いや不適切な言動に、どのように対応するか、児童生徒は常に関心を持っている。

3 自己決定の場を提供する授業づくり

児童生徒が、授業場面で自らの意見を述べたり、観察・実験・調べ学習等において自己の仮説を検証しレポートにまとめたりすることを通して、自ら考え、選択し、決定する力が育つ。したがって、教員は、児童生徒に意見発表の場を提供したり、児童生徒間の対話や議論の機会を設けたり、児童生徒が協力して調べ学習をする、実験する、発表する、作品を作る、演じるなどの取組を積極的に進めたりして、児童生徒の学びを促進するファシリテーターとしての役割を果たすことも重要である。

4 安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業

授業において、児童生徒の個性が尊重され、安全かつ安心して学習できるように配慮することも不可欠である。授業は一般に学級・ホームルームの単位で行われるため、一人一人の児童生徒が安全・安心に学べるように学級・ホームルーム集団が児童生徒の「(心の)居場所」になることが望まれる。

道徳科の授業と生徒指導

道徳科の特質は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己(人間として)の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を養うことにある。

道徳科の授業では、その特質を踏まえ、生徒指導上の様々な問題に児童生徒が主体的に対処できる実効性ある力の基盤となる道徳性を身に付けることが求められており、道徳科の授業と生徒指導には以下のような相互補完関係がある。なお、実際の指導に際しては、両者は一体的に働くものであることに十分留意する必要がある。

※()内は中学校

- 1 道徳科の授業の充実に資する生徒指導
 - (1) 道徳科の授業に対する学習態度の育成
 - (2) 道徳科の授業に資する資料の活用
 - (3) 学級内の人間関係や環境の整備、望ましい道徳科授業の雰囲気の醸成
- 2 生徒指導の充実に資する道徳科の授業
 - (1) 生徒指導を進める望ましい雰囲気の醸成
 - (2) 道徳科の授業を生徒指導につなぐ
 - (3) 道徳科の授業展開の中で生徒指導の機会を提供

総合的な学習(探究)の時間と生徒指導

探究的な学習を実現する探究のプロセスを意識した学習活動では、①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現、を発展的に繰り返していくことになる。このような学習活動を通じて、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である「自己指導能力」を育むことが目指される。

さらに、高等学校の総合的な探究の時間では、小・中学校における総合的な学習の時間の成果を生かしつつ、探究が高度化し、自律的に行われるようにするとともに、初等中等教育の縦のつながりにおいて総仕上げを行う学校段階として、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、自ら課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することが求められている。

特別活動と生徒指導

特別活動は、生徒指導の目的である「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ことに資する集団活動を通して、生徒指導の目的に直接迫る学習活動であると言える。

- 1 所属する集団を、自分たちの力によって円滑に運営することを学ぶ
- 2 集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶ
- 3 集団としての連帯意識を高め、集団や社会の形成者としての望ましい態度や行動の在り方を学ぶ

《参考資料》

□「生徒指導提要」(文部科学省 令和4年12月)

教育相談の基本的な 考え方と活動の体制

教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、この点において生徒指導と教育相談は共通している。ただ、生徒指導は集団や社会の一員として求められる資質や能力を身に付けるように働きかけるという発想が強く、教育相談は個人の資質や能力の伸長を援助するという発想が強い傾向がある。

この発想の違いから、時には、毅然とした指導を重視すべきなのか、受容的な援助を重視すべきなのかという指導・援助の方法を巡る意見の違いが顕在化することもある。しかし、教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、重要な役割を担うものであることを踏まえて、生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることが必要である。そのため、教職員には、以下のような姿勢が求められる。

- 1 指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
 - 2 児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
 - 3 どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つこと。
- また、教育相談は、生徒指導と同様に学校内外の連携に基づくチームの活動として進められる。その際、チームの要となる教育相談コーディネーターの役割が重要である。

児童生徒理解

生徒指導の基本と言えるのは、教職員の児童生徒理解である。児童生徒理解においては、児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要となる。また、学級・ホームルーム担任の日頃のきめ細かい観察力が、指導・援助の成否を大きく左右する。また、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、SC、SSWの専門的な立場からの児童生徒理解、生活実態調査やいじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解も有効である。

特に、教育相談では、児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要になる。

教育相談の進め方

教育相談は全ての児童生徒を対象に、学校生活への適応と人格の成長を目指して、あらゆる教育活動を通して、全ての教職員が、適時、行うものである。授業やその他休み時間、清掃時、給食時、部活動等あらゆる場面が、児童生徒の様々な情報をつかみ、児童生徒理解を深める大切な機会となる。

【発達支持的教育 相談】

「発達支持的教育相談」とは、様々な資質や能力の積極的な獲得を支援する教育相談活動であり、個々の児童生徒の成長・発達の基盤をつくるものと言える。個別面談やグループ面談等の相談活動だけでなく、日常の会話や声かけ等、通常のエデュケーションの中で、全ての児童生徒に対して、一人一人を大切にしたい何気ない丁寧な関わりをすることが大切である。

【課題予防的教育 相談】

「課題予防的教育相談」は、全ての児童生徒を対象に、いじめや暴力の防止、SOSの出し方等のプログラムを学校全体で取り組む「課題未然防止教育」と、特定の問題や課題の未然防止のため、発達課題の積み残しや、何らかの脆弱性を抱えた児童生徒、環境的に厳しい状態にある児童生徒等を早期に見つけ出し、即応的に支援を行う「課題早期発見対応」が挙げられる。

【困難課題対応的教育相談】

児童生徒の危機のサインに気付くには、教職員が日頃から児童生徒への丁寧な関わりや観察を行い、身体や行動のちょっとした変化に気付くことが大切である。他にも定期相談、児童生徒の作品の活用、質問紙調査等を行うことで悩みや不安を抱える児童生徒を早期に見つけることも有効である。

児童生徒の危機のサインに気付いたときは、決して一人で抱え込まず、該当の児童生徒に関わる教職員と情報を共有し、リスクの高いものについては校内外チームによる早期の支援や介入を行う必要がある。

「困難課題対応的教育相談」は、困難な状況において苦戦している特定の児童生徒、発達や適応上の課題のある児童生徒等を対象とする。こうした児童生徒に対してはケース会議を開き、教育相談コーディネーターを中心に情報収集を行い、SCやSSW等の専門性を生かしながら、教育、心理、医療、発達、福祉等の観点からアセスメントを行い、長期にわたる手厚い支援を組織的に行うことによって課題の解決を目指す。その際、学校外のネットワークを活用して、地域の関係機関と連携・協働することが重要である。

生徒指導と教育相談が一体となった支援

教育相談は全ての児童生徒を対象に、発達支持・課題予防・困難課題対応の機能を持った教育活動である。また、教育相談はコミュニケーションを通して気付きを促し、悩みや問題を抱えた児童生徒を支援する働きかけでもある。その点において、主体的・能動的な自己決定を支えるように働きかけるという生徒指導の考え方と重なり合うものであり、両者が相まってはじめて、包括的な児童生徒支援が可能になる。

児童生徒の発達上の課題や問題行動の多様化・深刻化が進む中で、今起っていることの意味を探り今後起こり得る展開を予測し、ばらばらな理解による矛盾した対応を避け、共通理解に基づく組織的対応を行うことの必要性が高まっている。そのため、学校として組織的な生徒指導を進める上で、心理的・発達の理論に基づいて問題の見立てを行うアセスメント力や実際の指導場面での臨機応変で柔軟な対応力、学校内外の連携を可能にするコーディネート力等を備えることが求められている。教育相談の基盤となる心理学の理論やカウンセリングの考え方、技法は児童生徒理解において有効な方法を提供するものと考えられる。

教職員、保護者、地域等との連携

担任一人ではできないことも、他の教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が飛躍的に広がる。また、学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい解決の方向性を見いだしたりするためには、多職種の専門家との連携が不可欠である。異なる専門性に基づく発想が重ね合わさることで、新たな支援策が生み出される。

生徒指導は、学校の中だけで完結するものではなく、家庭や地域社会及び関係機関との連携・協力を密にしていくことが重要である。日頃から、家庭訪問や電話連絡を行い、学校だよりや学級・学年通信等で学校、学級の児童生徒の様子を伝え、PTAの会報、保護者会等により保護者との相互の交流を深め、信頼関係を築くことが大切である。地域住民に学校だより等を配布し、学校としての指導方針や教育活動を広報したり、地域懇談会や関係機関等との懇談等を通して交流と連携を深めたりするなどの取組も必要である。

《参考資料》

□「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）

□「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」

（教育相談等に関する調査研究協力者会議 平成29年1月）

□「学校不適應の未然防止のために」教育相談リーフレットⅠ・Ⅱ・Ⅲ

（京都府総合教育センター 平成28年5月～平成30年5月）

7 生徒指導・教育相談

(5) 児童生徒への指導

ア 〈いじめ〉

いじめ

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。豊かな人間性の形成や人権尊重の観点から見過ごすことのできない重要な問題であり、いじめを許さない指導を充実させるなど緊急かつ総合的な取組を進めるとともに、学校での相談体制の一層の充実を図らなければならない。教職員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであること、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識しておく必要がある。

また、日頃から児童生徒が発する心のサインを見逃さないように、いじめの早期発見・早期対応に努めることが重要である。

なお、最近のいじめは携帯電話・スマートフォンやコンピュータの介在により、一層見えにくいものになっている。「ネット上のいじめ」等の問題については、関係機関等と連携した迅速かつ適切な対応を図るとともに、情報モラルに関する指導を進める必要がある。

いじめの定義・構造

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布された。いじめ防止対策推進法では、「いじめ」とは、「児童等（「児童等」とは学校に在籍する児童又は生徒をいう。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。すなわち、被害児童生徒の思いを最優先としたいじめの把握を行い、早期対応につなげていくことが求められる。

いじめの構造は「いじめる者」、「いじめられる者」、それをはやしたてたり、面白がったりする「観衆」、周辺で見て見ぬふりをしたり脅えたりしている「傍観者」という存在による四層構造になっている場合が多い。しかし、こうした四層構造は決して固定されたものではなく、「いじめる者」、「いじめられる者」、「観衆」、「傍観者」の立場は、流動化する場合もある。

いじめの四層構造



「いじめの防止等のために 教職員用ハンドブック」より

学校いじめ防止基本方針

各学校は、国や地方公共団体のいじめ防止基本方針を参考にして、自校の現状を十分に踏まえ「学校いじめ防止基本方針」を定めなければならない。教職員はその方針に従って、組織的にいじめの防止と早期発見及びいじめの対処等に努めなければならない。

いじめの重大事態



いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について

いじめにより、①児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②児童生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときを重大事態といい、当該教育委員会を通じて府立学校は知事、その他の公立学校は地方公共団体の長へ速やかに報告し、学校や学校の設置者は事実関係の調査、対処、再発防止のための措置等を講じなければならない。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

いじめの予防と対応

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。いじめの未然防止教育においては、いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習等を通じて継続的に行うことが大切である。

いじめへの対応の原則は、①いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア、②被害者のニーズの確認、③いじめ加害者と被害者の関係修復、④いじめの解消である。また、いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していくことが求められる。

いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- 1 いじめに係る行為が止んでいること。

止んでいる期間は、少なくとも3か月を目安とする。

- 2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童生徒本人及び保護者に対し面談等で確認する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

《参考資料》

- 「いじめ防止対策推進法」（令和3年4月改正）
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 令和6年8月改訂版）
- 「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）
- 「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月改定）
- 「生徒指導支援資料1～7」（国立教育政策研究所 平成21年6月～令和3年7月）
- 「いじめの防止等のために 教職員用ハンドブック」（京都府教育委員会 令和3年3月改訂）
- 「京都府いじめ防止基本方針」（京都府 平成30年4月改定）
- 「いじめの防止等のために」リーフレット（京都府教育委員会 平成28年6月）

7 生徒指導・教育相談

(5) 児童生徒への指導

イ〈非行〉

非行の定義

非行が意味するものは多様だが、校内の指導にとどまらず、児童生徒やその保護者の私生活も関係機関の介入の対象となる。そのため、まず非行の定義と手続きを正確に理解し、適切な事実の把握と記録を前提に対応することが求められる。非行に対しては、市町村と児童相談所、児童福祉施設、警察や少年補導センターと家庭裁判所、少年鑑別所、少年院や保護観察所等、様々な関係機関が持つ権限を意識し、効果的な連携を活用した取組が求められる。学校としては、児童生徒理解と保護者との協働を前提に、生徒指導を行う。

少年法第3条では、非行のある少年を以下の三つに分けており、それぞれについて異なる取り扱いを定めている。

- 1 14歳以上で犯罪を行った少年（犯罪少年）
- 2 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（触法少年）
- 3 保護者の正当な監督に服しないなどの事由が認められ、今後犯罪少年や触法少年になるおそれのある18歳未満の少年（ぐ犯少年）

また、令和4年4月1日に改正少年法が施行され、18、19歳の者が罪を犯した場合にはその立場に応じた取扱いをするため、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めている。例えば、特定少年が犯した事件で起訴された場合には、実名・写真等の報道の禁止が解除される。

いじめや教職員への暴力行為が、犯罪や触法に当たる場合も少なくないため、学校が非行として考える場合には、どの枠組みで非行とするのかを明らかにするようにして、誤解を生まないようにする必要がある。

非行についての対応

学校における非行への対応は、児童生徒本人に対する直接的指導と保護者への助言が中心となるが、非行の内容に応じて様々な対応が必要になる。

1 正確な事実の特定

指導のことばかりを気にすると、事実確認が不十分なまま教職員の思い込みで指導が行われてしまうことにもなりかねない。児童生徒や保護者の信頼を失うことを避けるためにも、正確な事実の把握は非常に大切である。

事実の特定とは、いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように、行ったのか、といったことを確認するだけでなく、それらについて、本人や保護者が認めているのかを確認する。もちろん、教職員が考える事実を無理に認めさせたり、誘導したりしてはいけない。

2 児童生徒からの聴き取り

児童生徒との面接は、まずは客観的事実の把握が目的であり、児童生徒自らの言葉で話してもらうことが重要である。その中で、いわゆる「司法面接」の技術が活用されている。これは、多人数で何回も聴取するのではなく、聴取担当者を一人に限定し、極力少ない回数（可能な限り一回）で周到的準備の下に聴取を行うものである。児童生徒からの聴き取りにも参考となる。

3 本人や関係者の言い分の聞き取りと記録

本人や関係者の言い分をしっかりと聞き取る際には、その内容を、正確に時系列を追って記録しておくことが必要である。特に非行事実の有無や指導の内容に関しては、後日紛糾する可能性があるという視点を持ち、記録に基づく的確な指導を行う。

4 非行の背景を考えた指導

何度指導しても効果が現れず、非行が繰り返される場合には、改めてその背景を考えることが必要である。特に、児童生徒の発達に課題がある場合や、保護者の監護力の背景に様々な困難のある場合等では、本人の攻撃性や被害経験、対人関係等をよく観察して、指導を考える。そのため、SCやSSWと協働したアセスメントの充実と、医療や福祉等の外部機関との連携が求められる。

5 被害者を念頭においた指導

非行の結果、被害者がでる場合もある。この場合、加害者への指導を意識しすぎるあまり、被害者の思いや願いを見落とさないように注意する。

なお、被害者が児童生徒（他校生である場合も含む。）であれば、いじめに該当するという視点で対応することも不可欠である。

非行防止について

非行の防止を考えるには、多くの児童生徒が非行に走らない理由について考えてみることに役立つ。部活や勉強に打ち込んでいる、失いたくない大切なものがある、喜びや苦労を分かち合う仲間がいる、そして、何よりも家庭や学校に居場所があるなど様々な理由が考えられるが、そこには、児童生徒と家庭や学校をしっかりとつなぎとめる関係性がある。他方で、非行少年の多くは、家庭や学校との関係性が構築されていない、または切れかかっていると言える。家庭や学校で非行を未然に防止する秘訣は、児童生徒と家庭や学校との関係性をいかに強く切れないものにするかという視点が大切である。このことは、非行防止につながる発達支持的生徒指導とも捉えることができる。

児童生徒との関係性やつながりをつくるためには、教職員は児童生徒と境界線をはさんで対峙するのではなく、その境界線をまたいで児童生徒の隣に立って接するという姿勢も大切である。問題が起こったときに単に詰問・叱責するのではなく、どう対応するのか一緒に考える姿勢によって、児童生徒も心を開いていく。さらに、児童生徒と信頼関係があれば、児童生徒の間だけで伝わっている情報を話してくれるようになり、児童生徒だけが把握している非行や被害等の問題やその兆候に関する情報を収集することができるようになる。

次に、家庭や学校で児童生徒が打ち込めるものを一緒に探し、提供することが大切である。児童生徒が打ち込めるものがあれば、非行仲間とつきあう時間や、非行を行う時間を減らすことができる。そのためには、例えば、児童生徒の知的好奇心を刺激し、クラスの皆が積極的に参加意識を持てる授業づくりが大切である。さらに、自分の打ち込めることが見つければ、それが就労へとつながるという希望にもなる。児童生徒にとって、学校で過ごす時間が、自らの人生の目標や価値を見つけるための準備期間となるように支援することが大切である。

《参考資料》

□「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）

7 生徒指導・教育相談

(5) 児童生徒への指導

ウ〈不登校〉

不登校の定義

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」と定義されている。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校とは、多様な要因や背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を、「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校、家庭、社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。

不登校の基本的な考え方

不登校への考え方や対応の仕方について以下に示す。

1 最終目標の「社会的自立」に向けた支援

不登校の問題は「心の問題」としてのみ捉えるのではなく、広く「進路の問題」として捉えることが大切である。すなわち、児童生徒一人一人が「社会的自立」に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方の支援を行うことであると考ええる。

2 不登校を見極め適切に対応するために必要な連携ネットワーク

公的機関だけでなく、民間施設（フリースクール）やNPO等とも積極的に連携し、対応に当たるとともに、児童生徒の発達の段階に応じた指導を継続的に行うために、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等と必要な連携ネットワークを築く。

3 全ての児童生徒にとって居場所となる学校

「不登校の児童生徒にとって居心地のいい学校」は「全ての児童生徒にとっても居心地のいい学校」になるという視点から、全ての児童生徒が楽しく通えるような学校を目指して、取組を展開することが大切である。

4 関係の構築と、適切な働きかけや関わりの継続

不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか、教職員やSC、SSW等の専門家とも連携し、見立てを行った上で、適切な働きかけや関わりをもつ。「この児童生徒はどのようなことに困っているのか」、「どのようなニーズを抱えているのか」を見極め、その上で「誰が、いつ、どのような関わりをすべきか」を的確に判断し、児童生徒本人が社会とのつながりを形成し主体的に歩み出せるための支援を行うようにする。

5 保護者支援及び家庭教育力の充実

担任の教員や養護教諭、SCやSSW等が保護者の相談に応じたり、必要な専門的相談の場を紹介したりするなど、適時適切な対応を行いながら、保護者を支援し、家庭の教育力を充実させる。

校内生徒指導体制の 在り方

直接影響を与え得る教職員一人一人が、児童生徒に対する共通理解の姿勢をもち、支援に当たる体制の充実を図ることが肝要である。児童生徒への効果的な支援ができるよう、SCやSSW等の専門家とともにアセスメントを行い、個々の児童生徒の状況に応じた支援計画を策定し、当該児童生徒に関する状況の共有と、具体的な支援の在り方を検討する。不登校児童生徒については、学校・学級の一員としての関係の糸を切らないよう、児童生徒や保護者との関わりをもち続けることが大切である。

不登校児童生徒への 配慮

不登校児童生徒の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援するとともに、学校は学習状況を把握し、学習の評価を適切に行うことが必要である。例えば、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないように配慮する必要がある。併せて、不登校児童生徒の保護者に対し、支援を行う機関や保護者の会等の情報提供及び指導要録上の出席扱い等を周知することも重要である。

加えて、家庭で多くの時間を過ごしている場合には、状況を見極め、当該児童生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行うことが重要である。

さらに、不登校児童生徒が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮し、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるような支援を行うことが重要である。

なお、不登校児童生徒が欠席中に行った学習成果については成績評価を適切に行い、指導要録に記入したり、評価の結果を通知表等により、当該児童生徒や保護者、学校外の機関等に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の自立を支援する上で意義が大きい。

《参考資料》

- 「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」
(文部科学省 令和6年10月)
- 「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」（文部科学省 令和6年8月）
- 「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）
- 「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書 不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議」
(文部科学省 令和3年10月)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（文部科学省 令和元年10月）
- 「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」（不登校児童生徒への支援の在り方について）（通知）
(文部科学省 令和元年10月)
- 「児童生徒理解・教育支援シート（参考資料）」（文部科学省 平成30年4月）
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（文部科学省 平成29年3月）
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（文部科学省 平成28年12月）
- 「不登校児童生徒支援ハンドブック」（京都府教育委員会 令和2年3月）

7 生徒指導・教育相談

(5) 児童生徒への指導

エ 〈児童虐待への対応〉

児童虐待

近年、家庭支援センター（児童相談所）における児童虐待の対応件数は年々増加しており、子どもの生命が奪われるなどの重大な児童虐待が後を絶たない。児童虐待は、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つとなっている。学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないということや、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに児童相談所等に通告しなければならないということが「児童虐待の防止等に関する法律」の第5条及び第6条に定められており、子どもたちの身近にいる学校の教職員に課せられた責務は極めて重大である。教職員は児童虐待に関する正確な知識をもち、その理解を深め、予防及び早期発見等に努めるとともに、適切な対応が求められている。

児童虐待の定義

「児童虐待」とは、保護者（児童を現に監護するもの）がその監護する児童（18歳未満の者）について次に掲げる4種類の行為である（「児童虐待の防止等に関する法律」第2条より）。

1 身体的虐待

子どもの身体に痛みと苦痛が生じ、又は外傷の生じるおそれのある暴行を加えたり子どもの命を危うくするような怪我をさせたりすること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くある。

2 性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、又は、わいせつな行為をさせたり見せたりすること。子どもをポルノグラフィーの被写体にすること等も含まれる。

3 ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。これには、保護者以外の同居人による1、2、4の虐待行為を放置することも含まれる。

4 心理的虐待

著しい暴言や拒絶的な態度等、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。子どもの存在を否定するような言動が代表的であるが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もある。また、子どもの目前での配偶者間暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）やその他の家族に対する暴力や暴言もこれに当たる。

（配偶者：婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

児童虐待の影響

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格形成に重大な影響を及ぼし、我が国における将来世代の育成にも懸念を及ぼすことが指摘されている。また、その影響は虐待を受けていた期間、その態様、子どもの年齢や性格等によって様々であるが、身体面、知的発達面、心理面等様々な領域にわたっている。丁寧に理解していくことが子どもたちの援助には必要となる。

児童虐待への具体的 対応

児童虐待の早期発見のポイントや対応等について校内研修を実施し、組織的な対応の周知徹底を図る。

資料⑫⑬ P166・167・168

○児童虐待の早期発見のポイント

- ・顔や腕、足等に傷やけが、人から受けたと思われるやけどのあとがある。
- ・体重の減少や身長伸びが悪いなど、発育不良が見られる。
- ・体や服がいつも汚れていたり、異臭がしたり、季節に合わない服装をしたりしている。
- ・表情が乏しく、受け答えが少ない。
- ・保護者の前では硬くなり、極端に恐れている。
- ・保護者というとおどおどし、落ち着きがない。
- ・落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、他人をいじめたりする。
- ・理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。
- ・金銭の持ち出しや万引き等の問題行動を繰り返す。

*子どもの変化に「気づく」力を磨くことが重要である。

*児童虐待と発達障害は行動面での類似点が多く峻別が難しいため、適切に見立てて支援をしていく必要がある。

○児童虐待を疑ったときの対応～相談機関との連携・通告～

- ・必ず管理職に報告し、速やかに関係機関へ通告する。
- ・家庭訪問等で再確認することは避け、既存の情報により組織的で速やかな対応を行う。
- ・関係機関と連携しながら対応し、子どもの心身の状態について経過を観察しつつ、学校として支援可能な事柄に全力を注ぎ、中・長期的フォローアップ体制を整える。
- ・保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯等）に関する開示の求めがあっても伝えない。

《参考資料》

- 「児童虐待の防止等に関する法律」（令和4年6月改正）
- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省 令和2年6月改訂）
- 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省 令和2年1月）
- 「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（文部科学省 平成19年10月）
- 「子どものSOSサインを見逃さないために！」～教職員のための児童虐待防止・対応リーフレット～
（京都府教育委員会 令和3年3月改訂）
- 「子どもたちを児童虐待から守るために」教育相談リーフレット（京都府総合教育センター 平成27年3月）

8 学級・ホームルーム経営

(1) 学級経営の在り方と実際～小学校～

学級経営とは

学級は、児童にとって、学習や生活等学校生活の基盤となるものである。児童は学校生活の多くの時間を学級で過ごすため、自己と学級の他の成員との個々の関係や自己と学級集団との関係は、学校生活そのものに大きな影響を与えることとなる。教員は、個々の児童が、学級内でよりよい人間関係を築き、学級の生活に適応し、各教科等の学習や様々な活動の効果を高められるように、学級内での個別指導や集団指導を工夫していく。学級経営の内容は多岐にわたるが、学級集団としての質の高まりを目指したり、教員と児童、児童相互のよりよい人間関係を構築しようとしたりすることが、その中心的な内容である。学級担任の教員は、学校・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てるようにする必要がある。

学級経営の在り方

学級経営を行う上で最も重要なことは学級の児童一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな児童理解である。学級担任の教員の日ごろのきめ細かい観察を基本に、面接等適切な方法を用いて、一人一人の児童を客観的かつ総合的に認識することが児童理解の第一歩である。日ごろから、児童の気持ちを理解しようとする学級担任の教員の姿勢は、児童との信頼関係を築く上で極めて重要であり、愛情をもって接していくことが大切である。

また、学級を一人一人の児童にとって存在感を実感できる場としてつくりあげることが大切である。すなわち、児童の規範意識を育成するため、必要な場面では、学級担任の教員が毅然とした対応を行いつつ、相手の身になって考え、相手のよさを見付けようと努める学級、互いに協力し合い、自分の力を学級全体のために役立てようとする学級、言い換えれば、児童相互の好ましい人間関係を育てていく上で、学級の風土を支持的な風土につくり変えていくことが大切である。

さらに、集団の一員として、一人一人の児童が安心して自分の力を発揮できるよう、日ごろから、児童に自己存在感や自己決定の場を与え、その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培うことが大切である。

なお、教員の意識しない言動や価値観が、児童に感化を及ぼすこともあり、この見えない部分での教師と児童との人間関係にも十分配慮する必要がある。

学級経営の実際(例)

<朝の会>

児童の健康状態等の把握と学校生活を円滑に送るための連絡及び調整を行う。

○朝のあいさつを行う。

○欠席、遅刻、早退の点検とその理由を確認する。連絡がないまま欠席している児童については、家庭連絡を行い、欠席の理由を確認する。

○児童の健康状態等の把握と指導を行う。

- 係や班活動の報告及び伝達等、学級での生活に関わる指導を進める。
- 1日の予定等の連絡と、学校、各教科、各分掌からの連絡事項の伝達を行う。

<休み時間>

休み時間には、授業中には見られない児童の姿が見られる。児童一人一人をよりよく理解するためにも、児童と打ち解けた時間を過ごしたい。
また、安全確保と事故防止について留意し、日頃から指導する必要がある。

<給食の時間>

給食の時間に行われる指導は「給食指導」と「食に関する指導」に分けることができる。「給食指導」は、給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナー等を体得させる時間である。また、「食に関する指導」は、学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられた食品や学習内容を確認したりするなど、献立を教材として用いた指導を行う時間である。

- 給食の前に— ○手洗い・うがいの徹底 ○配膳中の指示
- 当番の活動— ○身支度と手洗い ○食器等の運搬 ○配膳
- 食事中— ○食事のマナー
- 後片付け— ○片付け等の指示

資料⑨⑩⑪ P164・165

<清掃の時間>

清掃の時間は、児童が協力しながら、力を合わせて働いたり、学級や学校の生活の向上に貢献したりする喜びを実感する時間である。
○役割分担等を適切に行い、協力して清掃ができるように事前に十分な指導を行う。

<終わりの会>

今日1日の学習や生活等全般について振り返ったり、翌日の指示や連絡をしたりする。
○学習の様子や、係・班活動の様子について話し合う。
○各教科の課題や準備物、提出物について指示し、翌日の予定等の連絡をする。
○帰りのあいさつを行う。

8 学級・ホームルーム経営

(2) 学級経営の在り方と実際～中学校～

学級経営とは

学級は、生徒にとって学習や学校生活の基盤となるものである。そして、学級経営は、学級担任の教員が学級の実態を正しく把握し、生徒の人間関係を深めながら、より健全な学級集団を育てていく日常的な営みである。その活動としては、生徒のまとまりをつくりあげる活動や学級で行われる教科・領域等の活動、教室の環境を整える活動、学級事務に関わる活動等が挙げられる。

学級担任の教員の営みは重要である。学校・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てるようにする必要がある。

学級経営の在り方

学級経営を行う上で最も重要なことは学級の生徒一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな生徒理解である。学級担任の教員の、日ごろのきめ細かい観察を基本に、面接等適切な方法を用いて、一人一人の生徒を客観的かつ総合的に認識することが生徒理解の第一歩である。日ごろから、生徒の気持ちを理解しようとする学級担任の教員の姿勢は、生徒との信頼関係を築く上で極めて重要であり、愛情をもって接していくことが大切である。

また、学級を一人一人の生徒にとって存在感を実感できる場としてつくりあげることが大切である。すなわち、生徒の規範意識を育成するため、必要な場面では、学級担任の教員が毅然とした対応を行いつつ、相手の身になって考え、相手のよさを見付けようと努める学級、互いに協力し合い、自分の力を学級全体のために役立てようとする学級、言い換えれば、生徒相互の好ましい人間関係を育てていく上で、学級の風土を支持的な風土につくり変えていくことが大切である。

さらに、集団の一員として、一人一人の生徒が安心して自分の力を発揮できるよう、日ごろから、生徒に自己存在感を与え、自己決定する場を設け、その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培うことが大切である。

なお、教員の意識しない言動や価値観が、生徒に感化を及ぼすこともあり、この見えない部分での教師と生徒との人間関係にも十分配慮する必要がある。

学級経営の実際(例)

<朝の会・朝学活>

生徒の健康状態等の把握と学校生活を円滑に送るための連絡及び調整を行う。

○朝のあいさつを行う。

○欠席、遅刻、早退の点検とその理由を確認する。連絡がないまま欠席している生徒については、家庭連絡を行い、欠席の理由を確認する。

○生徒の健康状態等の把握と指導を行う。

○係や班活動の報告及び伝達等、学級での生活に関わる指導を行う。

○1日の予定等の連絡と、学校、各教科、各分掌からの連絡事項の伝達を行う。

<休み時間>

休み時間には、授業中では見られない生徒の姿が見られる。生徒一人一人をよりよく理解するためにも、生徒と打ち解けた時間を過ごしたい。

また、安全確保と事故防止について留意し、日頃から指導する必要がある。

<給食・昼食の時間>

給食・昼食の時間に行われる指導は「給食指導」と「食に関する指導」に分けることができる。「給食指導」は、給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナー等を体得させる時間である。また、「食に関する指導」は、学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられた食品や学習内容を確認したりするなど、献立を教材として用いた指導を行う時間である。

- | | | | |
|------------|-------------|---------|-----|
| —給食・昼食の前に— | ○手洗い・うがいの徹底 | ○配膳中の指示 | |
| —当番の活動— | ○身支度と手洗い | ○食器等の運搬 | ○配膳 |
| —食事中— | ○食事のマナー | | |
| —後片付け— | ○片付け等の指示 | | |

資料⑨⑩⑪ P164・165

<清掃の時間>

清掃の時間は、生徒が協力しながら、力を合わせて働いたり、学級や学校の生活の向上に貢献したりする喜びを実感する時間である。

○役割分担等を適切に行い、協力して清掃ができるように事前に十分な指導を行う。

<終わりの会・終学活>

今日1日の学習や生活等全般について振り返り、翌日の指示や連絡を行う。

○学習の様子や、係・班活動の様子について話し合う。

○各教科の課題や準備物、提出物について指示し、翌日の予定等の連絡をする。

○帰りのあいさつを行う。

8 学級・ホームルーム経営

(3) ホームルーム経営の在り方と実際～高等学校～

ホームルーム経営とは

ホームルームは、生徒にとって、学習や生活など学校生活の基盤となるものである。生徒は、学校生活の多くの時間をホームルームで過ごすため、自己とホームルームの他の成員との個々の関係や自己とホームルーム集団との関係は、学校生活そのものに大きな影響を与えることとなる。教員は、個々の生徒が、ホームルーム内でよりよい人間関係を築き、ホームルームの生活に適応し、各教科等の学習や様々な活動の効果を高めることができるように、ホームルーム内での個別指導や集団指導を工夫することが求められる。

ホームルーム経営の 在り方

ホームルーム経営は教職員の共通理解に基づいて行われ、ホームルーム担任の教員は、学校の教育目標やホームルームの実態を踏まえてホームルーム経営を展開する。

ホームルーム経営の中心的内容は、ホームルーム集団としての質の高まりを目指したり、教員と児童生徒、児童生徒相互のよりよい人間関係を構築したりすることである。生徒自身がホームルームや学校生活、人間関係をよりよいものにするために、話し合い、決定し、実践するなどの、自発的・自治的な活動を通して、ホームルーム経営の充実を図ることで、ホームルームにおいて互いを尊重し合う風土が醸成され、個々の生徒が自己有用感や自己肯定感を獲得することへとつながる。

また、生徒にとって安全・安心な居場所づくりへとつなげるために規範意識を醸成することが大切である。安心して自らの意見を述べたり、他者の意見や考えを共感的に受け止めたりすることが可能になり、生徒が、自ら考え、選択し、決定し、発表し、実践する体験としての学びの循環を通じて、主体的・自律的な選択・決定をしていく基盤となる自己指導能力を身に付けることができる。

なお、教員の意識しない言動や価値観が、生徒に感化を及ぼすこともあり、この見えない部分での教師と生徒との人間関係にも十分配慮する必要がある。

ホームルーム経営の 実際（例）

〈ホームルーム活動〉

ホームルーム活動の内容の一つは、「学級・ホームルームや学校における生活づくりへの参画」である。

○ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決にあたり、生徒自身が、課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図る活動において、自発的・自治的な活動となるよう、適切な指導を行う。

ガイダンスの機能と カウンセリングの充 実

学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択等については、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行う。特に入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活をできるよう工夫する。あわせて、生徒の家庭との連絡を密にする。

8 学級・ホームルーム経営

(4) 学級・ホームルーム経営の在り方と実際～特別支援学校～

学級・ホームルーム 経営の在り方

学級は、児童生徒にとって学習や学校生活の基盤であり、学級担任の教師の営みは重要である。学級担任の教師は、学校・学部・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てるようには必要がある。

学級経営を行う上で最も重要なことは学級の児童生徒一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな児童生徒理解である。学級担任の教師の、日頃のきめ細かい観察を基本に、面接等適切な方法を用いて、一人一人の児童生徒を客観的かつ総合的に認識することが児童生徒理解の第一歩である。日頃から、児童生徒の気持ちを理解しようとする学級担任の教師の姿勢は、児童生徒との信頼関係を築く上で極めて重要であり、愛情をもって接していくことが大切である。

また、学級を一人一人の児童生徒にとって存在感を実感できる場としてつくりあげることが大切である。すなわち、児童生徒の規範意識を育成するため、必要な場面では、学級担任の教師が毅然とした対応を行いつつ、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた分かりやすい説明に努めながら、相手の身になって考え、相手のよさに気付いたり、よさを見付けようと努めたりする学級、互いに協力し合い、自分の力を学級全体のために役立てようとする学級、言い換えれば、児童生徒相互の好ましい人間関係を育てていく上で、学級の風土を支持的な風土につくり変えていくことが大切である。さらに、集団の一員として、一人一人の児童生徒が安心して自分の力を発揮できるよう、日頃から、児童生徒に自己存在感や自己決定の場を与え、その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培うことが大切である。

なお、教員の意識しない言動や価値観が、児童生徒に感化を及ぼすこともあり、この見えない部分での教員と児童生徒との人間関係にも十分配慮する必要がある。

学級・ホームルーム 経営の実際

特別支援学校では「日常生活の指導(各教科等を合わせた指導)」の形態で指導することが多い。各教科や自立活動の内容も計画的に取り扱いつつ、下記のような学級・ホームルーム経営を行う。

＜朝の会・終わりの会・短学活（ショートホームルーム）＞

児童生徒の健康状態等の把握と学校生活を円滑に送るための連絡及び調整の時間である。

○開始時、終了時のあいさつを行う。

○欠席、遅刻、早退の点検と理由の確認等の指導を行う。

○児童生徒の健康状態等の把握と指導を行う。

○予定等の連絡と、学校、各教科、各分掌からの連絡事項の伝達を行う。

＜休み時間＞

授業中には見られない児童生徒の姿があり、児童生徒一人一人を理解するとともに、児童生徒一人一人の状況を捉えたい。安全確保と事故防止についても、日頃から留意し指導する必要がある。

＜給食の時間＞

給食の時間に行われる指導は「給食指導」と「食に関する指導」に分けることができる（本編 P105 IV—8—(1)「学級経営の実際（例）」参照）。

＜清掃の時間＞

清掃の時間は、児童生徒が協力しながら、力を合わせて働いたり、学級や学校の生活の向上に貢献したりする喜びを実感する時間である。

○役割分担等を適切に行い、協力して清掃ができるように事前に十分な指導を行う。

学級事務の処理

学級・ホームルーム経営を円滑に進める上で、学級事務の迅速かつ的確な処理が必要となる。また、学級事務は、適正な文書管理が要求される。

学級事務の例として、次のような内容がある。

＜年度初めの事務＞

- 児童生徒名簿の作成
- 諸表簿等の整備

出席簿、指導手帳、家庭連絡票、入学に係る書類、指導要録、健康診断票、
歯の検査票、年間指導計画、学級・ホームルーム活動指導計画

- 教室環境の整備に関わる作業

＜日々の事務＞

- 出席簿の整理
- 児童生徒の観察記録
- 週指導計画等の作成
- 提出物の整理
- 家庭との事務連絡
- 教室環境の整理整頓
- 防火・安全点検の実施
- I C T機器の管理

＜週間の事務＞

- 学級・ホームルーム経営案等に基づく活動計画の改善及び作成
(週指導計画の作成、提出)

＜月間の事務＞

- 出席簿の月末統計と整理

＜学期末の事務＞

- 成績一覧表及び通知票（表）の作成
- 諸表簿の整理提出（出席簿、各教科別成績表、成績一覧表等）

＜年度末の事務＞

- 指導要録等の表簿の整理
- 年間出席統計

児童生徒に関係する表簿データ等は校外に持ち出してはならない。記入は学校内で行い適切に保管する。特に、個人情報の保護については十分留意する。万が一、個人情報の記載された文書、記録媒体等を紛失した場合は、必ず管理職に報告する必要がある。

なお、内容や状況によっては、補助的業務への教員業務支援員の参画等により、負担軽減が可能である。

保護者と連携を図った学級・ホームルーム経営（例）

<家庭との連携>

教育活動の一層の充実を図るためには、児童生徒一人一人を理解し、教育に対する保護者の関心や理解を深め、保護者との相互理解を図ることが大切である。そのためには、日頃から学級・ホームルーム経営方針に理解を得るとともに、保護者等の願いや思いの把握に努めるなど、学校と家庭との密接な連携が必要である。

<家庭訪問>

家庭訪問には、一斉に実施する定期訪問と、日常の教育活動の一環として必要に応じて行う臨時訪問がある。年度当初に定期訪問が実施される学校園もあり、その場合、保護者と初対面になる場合が多い。この機会を信頼関係を築く第一歩としたい。

家庭訪問の目的は、児童生徒の家庭及び地域社会の実情を教育的に捉えることにある。さらに、保護者との信頼関係や相互理解を深めることによって、児童生徒の教育という共通の課題について理解と協力を得たいものである。

<学級・学年通信>

学級・学年通信は、学校からの諸連絡のほか、児童生徒たちの日々の活動や成長の姿を、家庭に知らせることによって、より密接な連携を図ろうとするものである。

9 学校教育全体で進める教育活動

(1) 情報教育

ア〈基本的な考え方と目標〉

基本的な考え方

コンピュータ等の情報技術は急激な進展を遂げ、人々の社会生活や日常生活に浸透し、スマートフォンやタブレット等に見られるように情報機器の使いやすさの向上とも相まって、児童生徒が情報を活用したり発信したりする機会も増大している。将来の予測は困難であるが、情報技術は今後も飛躍的に進展し、常に新たな機器やサービスが生まれ社会に浸透していくこと、人々のあらゆる活動によって極めて膨大な情報（データ）が生み出され蓄積されていくことが予想される。このことにより、職業、学校での学習や生涯学習、家庭生活、余暇等人々のあらゆる活動において、さらには自然災害等の非常時においても、新たな機器やサービス、情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会が到来している。

予測困難な社会において、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするため、情報活用能力の育成が極めて重要となっている。情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」の一つであり、児童生徒に確実に身に付けさせる必要があるとともに、身に付けた情報活用能力を発揮することにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待されるものである。

学習指導要領では、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用について、こうした情報活用能力の育成もそのねらいとするとともに、人々のあらゆる活動に今後一層浸透していく情報技術を、児童生徒が手段として学習や日常生活に活用できるようにするため、各教科等において、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしている。また、児童生徒が将来どのような職業に就くとしても時代を越えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」をはぐくむため、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動が小学校から高等学校まで行われている。

児童生徒一人一台端末の活用が本格的に始まり、これを活用した授業が進められている。当初は端末をまず活用すること、様々なアプリケーションをいかに多用して授業を行うかが中心であったが、これは教師が主導する従来までの授業をICT活用によって強化しているに過ぎなかった。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）（令和3年1月）では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を掲げ、これらの一体的な充実をとおして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることが求められている。個々の児童生徒が自分の学びに責任をもち、自分の意思で工夫して取り組む学び方は、一人一人異なってもよく、どのような学び方が最適かは自分の意思で決めるとともに、他者の学びが可視化され、いつでも他者参照ができるクラウド環境を活用することによって協働性と、協働を踏まえて自分の学びを更新していくといった学びがこれからの児童

生徒に期待されている。義務教育課程から高等学校の児童生徒が活用している一人一台端末は、このような意義によるものである。

一方、生成A Iの急速な進歩は教育にも大きな影響を与えつつある。「初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドライン(Ver.2.0)」（令和6年12月）では、授業や校務における活用事例と不適切な事例が具体的に示され、文章生成に限らず多様な生成A Iの利活用を想定しつつも、最終判断は人間が行うこととしている。著作権の取り扱いや保護者同意、個人情報や機密情報を入力しない等、リスクも具体的に示された。

情報教育の目標

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（それぞれの該当部）における情報教育の目標は、全ての児童生徒に基礎的・基本的資質として情報活用能力を身に付けさせることである。情報活用能力には次の三つの観点があり、これらを相互に関連付けて発達の段階に応じてバランスよく育成することが必要である。

A 情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

B 情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

C 情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

《参考資料》

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（中央教育審議会 令和3年1月）
- 「初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）」（文部科学省 令和6年12月）
- 「教育の情報化に関する手引―追補版―」（文部科学省 令和2年6月）
- 「高等学校情報科『情報Ⅱ』教員研修用教材（本編）」（文部科学省 令和2年3月）
- 「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」（文部科学省 令和2年2月）
- 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～」（文部科学省 令和2年）
- 「高等学校情報科『情報Ⅰ』教員研修用教材（本編）」（文部科学省 平成31年3月）
- 「教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した『次世代の学校・地域』の創生～」（文部科学大臣決定 平成28年7月）
- 「教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」（文部科学省 平成23年4月）
- 「情報モラル教育実践ガイダンス」（国立教育政策研究所 平成23年3月）
- 「学校における教育活動と著作権」（文化庁著作権課 令和5年）
- 「京都府小学校プログラミング教育～育てていこう情報活用能力の森～」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「情報モラル教育指導資料」（京都府総合教育センター 平成29年3月）

9 学校教育全体で進める教育活動

(1) 情報教育

イ 〈内容と情報モラルの指導〉

情報教育の内容

児童生徒の情報活用能力の育成に当たっては、教員が、各教科等の目標と情報教育の目標との関係を正しく理解し、学校全体として体系的に推進することが必要である（本編P133 V-3「授業・学習指導の基本技術」参照）。

【小学校】

情報活用能力の育成を図るため、一人一台端末やクラウドといった環境を活用した学習活動の充実や、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器等の教材・教具の適切な活用を図ることが重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師は機器の操作やそれぞれの教材・教具の特性、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

また、児童がコンピュータで文字を入力するなど、学習の基盤として必要となる情報機器の基本的な操作を習得するための学習活動や、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を、各教科等の特質に応じて計画的に実施することが重要である。

【中学校】

情報活用能力の育成を図るため、一人一台端末やクラウドといった環境を活用した学習活動の充実や、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器等の教材・教具の適切な活用を図ることが重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師は機器の操作やそれぞれの教材・教具の特性、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

【高等学校】

情報活用能力の育成を図るため、一人一台端末やクラウドといった環境を活用した学習活動の充実に図るとともに、「課題の解決に必要な情報を判断し、適切な情報手段を選択して情報を収集する。」、「収集した情報の客観性・信頼性について考察する。」、「様々な情報を結び付けて多面的に分析・整理したり発信したりする。」、「相手や目的に応じて情報の特性を捉えて効果的に表現する。」等の様々な場面を設定することが必要である。また、情報や情報手段を実践的に活用するための科学的な見方や考え方として、手順や方法、結果の評価等に関する基本的な理論を理解することも重要である。

【特別支援学校】

コンピュータ等の情報機器は、特別な支援を必要とする児童生徒に対してその障害の状態や発達の段階に応じて活用することにより、学習上又は生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができる有用な機器である。また、インターネットをはじめとするネットワークの世界は、国籍、性別、障害の有無を問わない開かれた世界であり、そこに参加していくことは、障害のある人の積極的な社会参加の新たな形態の一つということもできる。

そのため、情報活用能力を育成するための特別支援学校学習指導要領の規定は小・中・高等学校と同様のものであるが、支援を必要としている児童生徒は、その障害の状態等により情報の収集、処理、表現、発信等に困難を伴うことが多く、情報社会の恩恵を十分に享受するためには、個々の実態に応じた情報活用能力の習得が特に求められる。

情報モラルの指導

京都府教育委員会では、全ての学校で情報モラル教育を実施することを推進している。情報モラルは複雑で多様な問題があるように見えるが、その大半が日常モラルであり、そこに情報技術の特性（基本的な仕組み）が加わることを理解しておくことが重要である。そのためには、「日常モラルを育てる。」、「仕組みを理解させる。」、「日常モラルと仕組みを組み合わせる考えさせる。」という三つの視点で指導することが必要である。仕組みについては、情報技術が進展しても変化しない部分と、情報技術の進展によって変化する部分がある。この構造を理解して、指導することが求められる。

児童生徒の学び方は変化してきており、情報モラル教育についての指導の必要性はこれまで以上に求められる。授業中だけでなく一人一台端末の持ち帰りにより端末を操作する機会は格段に増加しているため、情報機器を使い始める前後の指導が非常に重要になる。児童生徒の家庭によって、情報機器を持たせる時期は異なるが、できるだけ児童生徒の状況に即した情報モラル教育を実施するために、家庭や地域と連携しながら、学校全体で繰り返し取り組むことが重要である。

なお、定まった行動規範やルールを教えて徹底させるという情報モラル教育から、行動の善悪を自分で判断できる力を身に付けさせることを目的とし、協働学習を通じてデジタル社会における「善き社会の担い手」を目指すデジタルシティズンシップ教育への移行が進んでいる。他律的なルールを守らせるだけではなく、一人一台端末を活用した学びの中で自律的に自分の意思で判断して行動し、どのように使っていくのかを考えていくことが求められている。

情報モラルの判断に必要な要素

○日常モラル

- ・節 度
- ・思 慮
- ・思いやり、礼儀
- ・正義、規範

「やりたいことを我慢する。」「欲しいものを我慢する。」等
「情報を正しく判断する。」等
「適切なコミュニケーションをとる。」等
「情報社会のルールを守る。」「正しいことを実行する。」等

○仕組みの理解

- ・インターネットの特性
- ・心理的身体的特性
- ・機器やサービスの特性

公開性：「公開である。」
記録性：「記録が残る。」
信憑性：「信用できない情報がたくさんある。」
公共性：「インターネットは公共の資源である。」
流出性：「情報が漏れる。」等
「夢中になってやめられなくなる。」「非対面で伝わりにくい部分がある。」
「不安になる。」「感情的になりやすい。」等
「夢中になりやめられなくなるサービスがある。」「いつでもどこでもつながることができる。」「サービスの提供側から様々な勧誘がある。」
「無料であることをうたって利用を勧誘してくる。」等

「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き」から

9 学校教育全体で進める教育活動

(2) キャリア教育

基本的な考え方

学習指導要領総則では、児童生徒が「学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」と明示している。

社会構造の変化が急激に進む中、児童生徒に生き抜く力を付けさせるためには、社会の変化に対応できる基礎的・汎用的能力をはぐくむことが大切である。

そのためには、特定の教科・領域だけでなく、学校教育全ての場面でキャリア教育の視点をもった教育展開が肝要である。具体的には、はぐくみたい児童生徒像を明確にした上で、学校で学ぶことと社会との接続を意識した教育を展開し、児童生徒のキャリア発達を促していくことである。

児童生徒が学校での学習と自分の将来との関係に意義を見だし学ぶ意欲を高めるとともに、体験的な活動等を通して学校での学びを社会に役立てられるよう、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進することが求められる。

キャリア教育の内容

キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級・ホームルーム活動を要としながら、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。

特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや自己の生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことである。この点に留意して学級・ホームルーム活動の指導に当たることが重要である。

なお、現行の学習指導要領では、小学校の学級活動に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」を設け、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校等、学校間のつながりが明確になるようにしている。また、将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められる。

キャリア教育は、児童生徒に将来の生活や社会、職業等との関連を意識させる学習であることから、その実施に当たっては、育成すべき資質・能力を念頭においた職場見学や社会人講話等の機会を設ける工夫をすることも期待されている。「社会に開かれた教育課程」の理念の下、幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童生徒を育てていくことが求められる。

ただし、キャリア教育は、初等教育から高等教育に至る系統的・組織的な教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力をはぐくむものであることから、夢をもつことや職業調べ等の固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切である。

特別支援学校における キャリア教育

キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、個別の教育支援計画を活用し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は、保護者が児童生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路をめぐる環境の変化等の現実に応じた情報を提供して、共通理解を図った上で、将来、児童生徒が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。

また、卒業後の生活において、進路に関する指導だけでなく、スポーツ活動や文化活動等を含め、障害のある児童生徒が自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

キャリア・パスポート

学習指導要領の特別活動では、「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に、児童生徒が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」と定めている。

これを受け、文部科学省は、「『キャリア・パスポート』例示資料等について（事務連絡）」で、前述の「活動を記録し蓄積する教材等」を「キャリア・パスポート」と呼ぶこととし、「2020年4月より、すべての小学校、中学校、高等学校において実施すること。」を求めている。

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。なお、その記述や自己評価の指導に当たっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正等の改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければならない。

《参考資料》

- 「中学校・高等学校キャリア教育の手引きー中学校・高等学校学習指導要領（平成29年・30年告示）準拠ー」
(文部科学省 令和5年3月)
- 「小学校キャリア教育の手引きー小学校学習指導要領（平成29年告示）準拠ー」 (文部科学省 令和4年3月)
- 「『キャリア・パスポート』の学年・校種間の引き継ぎについて」 (文部科学省 令和3年12月19日)
- 「『キャリア・パスポート』例示資料等について（事務連絡）」 (文部科学省 平成31年3月)
- 「キャリア教育リーフレットシリーズ特別編・キャリアパスポート特別編1～10」
(国立教育政策研究所 平成30年5月～令和4年9月)
- 「キャリア教育リーフレットシリーズ2」 (国立教育政策研究所 平成30年3月)
- 「キャリア教育リーフレットシリーズ1」 (国立教育政策研究所 平成29年3月)
- 「『キャリア・パスポート』の取組をすすめるために～教員向け説明資料～」 (京都府教育委員会 令和元年9月)

9 学校教育全体で進める教育活動

(3) 伝統や文化に関する教育(超スマート社会やグローバル社会への対応)

求められる資質・能力 の育成

平成18年12月、教育基本法が改正され、教育の理念の一つとして「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」(第2条第5号)が新たに盛り込まれた。

社会が超スマート化、グローバル化するなど、めまぐるしく変化する中、自国や他国の言語や文化を理解し、日本人としての美德やよさを備えつつ、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が求められている。例えば、言語能力を高め、国語科で情報を的確に捉えて考えをまとめ表現できるようにすることや、外国語を使って多様な人々と目的に応じたコミュニケーションを図ることができるようにすることが、こうした資質・能力の基盤となる。加えて、古典や歴史、芸術の学習等を通じて、日本人として大切にしてきた文化を積極的に享受し、我が国の伝統や文化を語り継承していけるようにすること、様々な国や地域について学ぶことを通じて、文化や考え方の多様性を理解し、多様な人々と協働していくことができるようにすることなどが重要である。

自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、変化する社会の中で自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、これらに立脚する人々と共存することができるといえる。国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、自らの国や地域の伝統や文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育を充実することが求められる。

そのためには、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動等において、学習指導要領に示された各教科等における指導内容を踏まえ、体験的な学習や課題解決型の学習等を取り入れ、教育活動全体を通じて組織的・計画的な実践を展開することが大切である。

伝統や文化に関する 教育の充実

幼稚園教育要領及び学習指導要領のポイントとして、教育内容の改善事項の一つに、「伝統や文化に関する教育の充実」が示され、各教科等において具体的に充実を図ることが求められている。

幼稚園教育要領では、身近な環境との関わりに関する領域「環境」の内容の取扱いの中で、「文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。」が示されている。

学習指導要領では、小・中学校国語科において「引き続き、我が国の言語文化に親しみ、愛情をもって享受し、その担い手として言語文化を継承・発展させる態度を小・中・高等学校を通じて育成するため、伝統文化に関する学習を重視することが必要である」という中央教育審議会答申を踏まえ、「伝統的な言語文化」「言葉の由来や変化」「書写」「読書」に関する事項を、「我が国の言語文化に関する事項」としてその内容の改善が図られた。その他にも、主な文化財や年中行事の理解(小：社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中：音楽)、武道(中：保健体育)、和食や和服(小：家庭、中：技術・家庭)等、伝統や文化に関する指導の充実を示している。

京都府の取組

「第2期京都府教育振興プラン」推進方策6「文化振興と文化財の保存・継承・活用」に基づき、「文化を未来に伝える次世代育み事業」、「高校生『京の文化力』推進事業」、文化財及び府立郷土資料館を活用した出前授業や体験学習等を実施し、博物館や美術館と連携した子どものための文化芸術鑑賞・体験を支援する取組を行っている。また、美術工芸展等子どもが心を込めて作った作品を発表する場の提供、京都の自然・歴史・文化・伝統行事・伝統産業等を学ぶ機会の充実、伝統・文化の次世代への継承を図る取組の推進を行っている。

そして、推進方策6(24)「京都の伝統と文化を守り、新たな文化を創造する感性の育成」に基づき、文化庁と連携し、地域の祭りや伝統芸能を次世代に継承するとともに、地域の文化を活用して地域活性につなげる取組に参画し、文化的な軸を持って新たな価値を生み出し、発信できる資質・能力の育成を図っている。

京都府は歴史的な伝統を守りつつ、新しい文化を常に創造し続けてきた。授業を通して、児童生徒の伝統や文化を尊重する態度を養い、地域を愛する心をはぐくむこと、そして、それらを発信できる力を身に付けさせることが重要である。

また、推進方策1(4)「京都と日本を知り、世界に通用するグローバル人材の育成」に基づき、外国語によるコミュニケーション能力の育成と、多様な文化を理解し尊重する資質や能力を備えた価値観や文化的背景の理解を深める取組の充実を図り、国内外の高校・大学や企業等と連携し、ICTを活用した遠隔教育を通して国際社会で活躍できるイノベティブでグローバルな人材の育成を図っている。

「グローバル人材」の概念

要素Ⅰ：語学力・コミュニケーション能力

要素Ⅱ：主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感

要素Ⅲ：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー

(「グローバル人材育成推進会議」審議まとめ 平成24年6月4日)

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導

海外から帰国した児童生徒等については、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うことが必要である。また、日本語の習得に困難のある児童生徒については、個々の児童生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に当たることが必要である。

《参考資料》

- 「外国人児童生徒 受入れの手引 改訂版」(文部科学省 平成31年3月)
- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(中央教育審議会 平成28年12月)
- 「CLARINETへようこそ」(海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ 文部科学省)
- 「グローバル人材育成推進会議」審議まとめ(文部科学省 平成24年6月)
- 「外国人児童生徒に関する指導の指針」(京都府教育委員会 平成19年5月)
- 「京都府の『歴史・伝統・文化』を学ぶために・教えるために」(京都府総合教育センター 令和6年6月)

9 学校教育全体で進める教育活動

(4) 主権者教育

主権者として求められる資質・能力

議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任感をもって政治に参画しようとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つであり、満18歳以上への選挙権年齢の引下げにより、小・中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることが求められている。

また、主権者教育については、政治に関わる主体として適切な判断を行うことができるようになることが求められており、そのためには、政治に関わる主体としてだけでなく広く国家・社会の形成者としていかに社会と向き合うか、例えば、経済に関わる主体（消費者等としての主体を含む）等として適切な生活を送ったり産業に関わったりして、社会と関わるができるようになることも前提となる。

こうした主権者として必要な資質・能力の具体的な内容としては、国家・社会の基本原則となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力である。これらの力を教科横断的な視点ではぐくむことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。

これらの力をはぐくんでいくためには、発達段階に応じて、家庭や学校、地域、国や国際社会の課題の解決を視野に入れ、学校の政治的中立性を確保しつつ、例えば、小学校段階においては地域の身近な課題を理解し、その解決に向けて自分なりに考えるなど、現実の社会的事象を取り扱っていくことが求められる。

その際、専門家や関係機関の協力を得て実践的な教育活動を行うとともに、現実の複雑な課題について児童生徒が課題や様々な対立する意見等を分かりやすく解説する新聞や専門的な資料等を活用することが期待されている。

また、主権者教育については、家庭・地域との連携が重要であり、例えば投票に対する親しみを持たせるために、公職選挙法改正により全国で可能となったいわゆる子連れ投票の仕組みを生かして保護者が児童生徒を投票所に同伴したり、児童生徒と地域の課題について話し合ったりすることや、地域の行事等で児童生徒が主体的に取り組む機会を意図的に創出していくことが期待されている。

学習指導要領における主権者教育の充実

学習指導要領では、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として「主権者として求められる力」を挙げ、小学校・中学校・高等学校の各段階を通じて教科等横断的な視点で育成することとされている。

例えば、小学校社会科で市町村による公共施設の整備、租税の役割、中学校社会科（歴史的分野）で民主政治の来歴、同科（公民的分野）で民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙等国民の政治参加との関連を扱うこととされた。また、高等学校では、現代の諸課題に関わる学習課題の解決に向け、自己と社会のかかわりを踏まえ、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成することなどを目指す共通必修科目として「公共」を新設するなど、主権者に関する教育の充実が図られている。

京都府における主権者教育の目的

地域と連携・協働する活動を主体的に行うことにより地域社会の一員としての自覚を高めるとともに、共生するための相互尊重のルールを身に付け、民主社会の維持・発展を図るために必要な知識や見方・考え方を習得し、国家・社会の形成者としての資質をはぐくむ。

京都府における主権者教育ではぐくむ力、態度

- 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- 現実社会の諸課題を見だし、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

京都府における主権者教育の視点



高等学校等における主権者教育指導の手引き

京都府における主権者教育は、地域貢献や地域連携活動の推進、「法やルールに関する教育」の実践及び政治的教養をはぐくむ実践という三つの視点とともに、公職選挙法の一部改正の目的及び文部科学省初等中等教育局長通知（平成27年10月29日付け）を踏まえて実践するものとする。

1 地域貢献・地域連携活動の推進

主権者教育の基盤となるもので、身近な地域を理解し、その課題を多面的・多角的に考察し地域住民として社会に参画する意識を持たせる教育を推進する。そのため、各校が防災、安全、文化・観光、福祉、環境等をテーマとする社会貢献活動に積極的に取り組むものとする。

2 「法やルールに関する教育」の実践

平成25年度から本府では「法やルールに関する教育」を実施している。「法」の基礎となる考え方として、「自由」「責任」「ルール」「公平・公正」「正義」の5つがあり、これらはお互いに大きな関わりを持っている。みんなの「自由」をできるかぎり守り、それぞれが持つ「責任」をはっきりさせるために、「ルール」がある。そして、「正義」にあてはまる「ルール」だけが「法」として存在している。生徒がこのことを学び、確かなルール感覚を身に付けて、社会に参加していくことが求められている。

3 政治的教養をはぐくむ実践

健全な民主主義社会とは、身近な地域社会の小さな討論に始まり、いろいろな段階において討論が行われ、話し合いがもたれた上で、問題の解決、決定が図られる社会である。話し合いにより合意形成を図ることの重要性を学ばせることが重要である。

さらに、より発展的に地域の課題や政治的な問題について考察し、自己の基準で投票するために候補者の考えや姿勢を判断し、具体的にどう選ぶのかを模擬投票といった実践的な方法で学ばせるとともに、模擬請願、模擬議会等の実践に取り組むことが重要である。明日の京都を担う高校生成成支援事業では、模擬選挙、議会傍聴、ディベート等を行うことにより選挙制度への理解と現実社会の諸問題について多面的・多角的に考察し公正に判断する力、他者と協働して解決（合意形成）する姿勢や自らの主張を論理的に説得する力等、有権者として必要な政治的教養をはぐくむ取組を支援している。

《参考資料》

- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（中央教育審議会 平成28年12月）
- 「高校生向け副教材『私たちが拓く日本の未来』」（総務省・文部科学省 令和4年度一部改訂及び見直し）
- 「小・中学校向け主権者教育指導資料『主権者として求められる力』を子供たちに育むために」（文部科学省 令和4年9月）
- 「主権者教育の推進に関する有識者会議 とりまとめ」（総務省 平成29年3月）
- 「高等学校等における主権者教育指導の手引き」（改訂版）（京都府教育委員会 平成29年3月）

9 学校教育全体で進める教育活動

(5) 環境教育

環境教育の目的

環境教育の目的は、身の周りの生活に係る規範意識をはぐくむのみならず、持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育てることである。

そのためには、社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見たり、課題を発見・解決したり、既成概念にとらわれず新しい価値を創り出す「未来を創る力」及び地球環境やそれを取り巻く社会を理解し、その変化に気付いて保全のために行動できる「環境保全のための力」の両方を育成する必要がある。

環境教育の視点

環境教育を行う際には、次のことに留意して進めることが大切である。

1 持続可能な社会の創り手の育成

環境教育は、これまで以上にE S D（持続可能な開発のための教育）やS D G s（持続可能な開発目標）との関連を踏まえたものにしていく必要がある。自ら環境保全に参加する態度及び環境問題解決のための能力等を育成することを通して、持続可能な社会の構築という観点を意識した「児童生徒の意識の変容を引き出す」ことを目指す。

2 重視する要素

○人間と環境及び環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶ。

○環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度で捉える。

○生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷を捉える。等

3 体験活動を通じた学びの場の設定

体験活動を取り入れた環境教育を積極的に進める。その際、教師はファシリテーターとして関わる意識をもち、学ぶ側が主体となり自らが考える活動となるように配慮する。また、活動が一過性のものとならないよう「ねらいの具体化」や「効果の可視化」を行い、改善につなげるよう留意する。

4 地域や家庭、各種機関等との連携

体系的な環境保全活動等を行うためには、多様な主体による連携が不可欠となる。教職員には、E S Dの視点から地域や企業等における体験活動や各教科等の学びをつなげていく実践が求められている。

5 地域の実態からの取組

特定の地域からの視点をもった活動は、人と環境との循環と共生に関する俯瞰的な理解の促進が期待できる。この活動は、地域の企業や地域自体に関わる複合的・波及的な効果も期待でき、「地域循環共生圏」の創造にもつながるため、特に積極的に進めていくべきである。

環境教育の進め方

環境教育を進めるに当たっては、教科等横断的な学習や総合的な学習の時間・総合的な探究の時間等、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階を踏まえた組織的・計画的な取組を推進する。また、校種間の接続や家庭、地域社会、関係機関との連携を通して、生活とのつながりを意識しながら取り組むことが大切である。教職員は、研修や講習等への参加、「E S D推進の手引」（文部科学省国際統括官付日本ユネスコ国内委員会）等の資料を活用し、実践力の向上を図ることが求められている。

《参考資料》

- 「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）』に関する実施計画（第2期 ESD 国内実施計画）」（持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議 令和3年5月）
- 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（環境教育等促進法基本方針の変更）」（環境省 平成30年6月）
- 「環境教育指導資料『幼稚園・小学校編』（平成26年10月）・『中学校編』（平成28年12月）」（国立教育政策研究所）
- 「京都府 京とあーすの環境」<https://www.pref.kyoto.jp/kankyo/>（京都府）

IV 学校教育の内容及び基本的な考え方

9 学校教育全体で進める教育活動

(6) 読書活動

基本的な考え方

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会総がかりで推進を図っていくことが重要である。

京都府における読書活動の取組

京都府では、京都府子どもの読書活動推進計画(第四次推進計画)をまとめ、以下に示された読書活動を推進している。

- 1 家庭における読書活動の推進
- 2 学校等における読書活動の推進
- 3 地域社会における読書活動の推進
- 4 効果的な読書活動の推進

また、京都府立図書館では、学校における探究型学習への支援として「学校支援セット」の貸出しや「来館型調べ学習」を行っている。

学校図書館の機能・役割

学校図書館は、児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。学習指導要領では「学習の基盤となる資質・能力」として、言語能力、情報活用能力、課題発見・解決能力が挙げられているが、学校図書館はこれらの資質・能力をはぐくむ場としての機能がますます期待される。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするために、また、子どものストレスの高まりや、生徒指導上の諸問題への対応の観点からも、学校内に「心の居場所」としての機能を充実することが重要である。

《参考資料》

□「京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）～読書ではぐくむ豊かな子どもの未来～」

(京都府教育委員会 令和2年3月)

□「学校図書館機能充実ガイドライン」（京都府教育委員会 平成27年1月）

9 学校教育全体で進める教育活動

(7) 食育

基本的な考え方

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないものである。食育基本法前文では、「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。」としている。京都府の学校における食育推進の基本的な考え方は次のとおりである。

- 1 「食に関する指導の全体計画」を作成し、学校の「食に関する指導の目標」に基づき各学年ではどのような資質・能力を育成するのか明らかにし、どの教科等でいつ誰が指導を行うのかを全教職員が理解し、確実に実施する。
- 2 食の専門家である「きょうと食いく先生」による実践型食育（田植え、稲刈り、茶摘み、漬け物作り、味噌作りを体験させるなど）を推進する。
- 3 先進的な実践事例を活用し、家庭、地域及び研究機関や企業等の外部専門家との連携を図る食育を推進する。
- 4 学校給食未実施の中学校や高等学校においても、ライフステージにおける大切な食育の場であることを意識し、校種間の系統性を踏まえながら、学校教育活動のあらゆる場面で食育を推進する。
- 5 地場産物や地域の郷土食、行事食を献立に取り入れたり、教科等と関連させた献立の工夫や食品ロスの削減に関心をもたせたりするなど、学校給食を生きた教材として活用した食育の推進を図る。

食に関する指導

食生活の改善や睡眠時間の確保といった生活習慣の確立は「生きる力」の基盤であり、その第一義的責任は家庭にある。しかしながら、近年、子どもたちの偏った栄養摂取、朝食欠食等の食生活の乱れや肥満や過度のやせ傾向の増大等が見られ、食生活の乱れが生活習慣病を引き起こす一因であることも懸念されている。学校教育においても、子どもたちの生活や学習の基盤としての食に関する指導の充実が求められている。

各学校では、給食の時間をはじめ、関連教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動等、様々な場面で食に関する指導を行う。学校における食育の推進は、食に関する指導の全体計画に基づき校長のリーダーシップのもとに学級担任、教科担任、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、調理員等、全教職員が連携・協力し、関連教科等の指導内容・方法を生かしつつ教科等横断的に行われることが重要である。

なお、中学校においても生徒が健康の大切さを実感し、生涯にわたって自己の健康に配慮した食生活を営めるよう、食に関する指導が適切に行われる必要がある。さらに、高等学校においては生徒が健全な食生活を主体的に実践し得る発達段階にあることを考慮し、指導することが重要である。

また、児童生徒の食に関する健康上の課題が多様化する中で、栄養教諭、養護教諭等の専門性を生かした個別的な相談指導を、組織的・計画的に実施することが重要である。

資料⑪ P165

《参考資料》

- 「栄養教諭が行う個別的な相談指導実践事例集」（文部科学省ホームページ 令和6年3月）
- 「中学生用食育教材『「食」の探究と社会へのつながり』」（文部科学省 令和3年3月）
- 「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」（文部科学省 平成31年3月）
- 「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」
(文部科学省 平成29年3月)
- 「小学生用食育教材『たのしい食事つながる食育』」（文部科学省 平成28年2月）

IV 学校教育の内容と 基本的な考え方

社会奉仕等に関わる 体験活動を生かした 学習の目的

9 学校教育全体で進める教育活動 (8) 社会奉仕等に関わる体験活動を生かした学習

社会奉仕等に関わる体験活動は、共に助け合って生きることの喜びを体得する中で、自らを豊かにし、進んで他に奉仕しようとする態度を育てることを目指すものであり、人、社会、自然と関わる直接的な体験活動を通じて、青少年の望ましい人格形成に寄与する。大人にとっても、家族や周囲の人々、地域や社会のために何かをすることで喜びを感じるという、人間としてごく自然な温かい感情を湧き起こし、個人が生涯にわたって、「よりよく生き、よりよい社会をつくる」ための鍵となる。

また、実施に際しては、発達の段階に応じた活動の実施、興味関心を引き出し自発性を高める工夫や、生徒会等を活用したリーダーシップの育成、活動の適切な評価等、自発的なボランティア活動等の高等学校における単位認定等に配慮して取り組む必要がある。

具体的な活動例

- 地域社会への協力や学校内外のボランティア活動
- 各種の生産（飼育栽培）活動
- 校内外の美化活動 等

実施上の留意点

発達の段階に応じた適切な活動の機会の提供が行われるよう、自校の教育目標や地域の実情を踏まえた上で、学校としての活動のねらいを明確にし、現状の教育活動全体を見直した計画になるよう、

- 1 学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間をはじめ、各教科等の学習指導及び部活動等の課外活動等教育活動において適切な位置付けを行うこと。
- 2 各校種におけるそれぞれの取組に継続性をもたせ、発達の段階に即して活動の内容や期間等を工夫すること。
- 3 各教科等における学習指導との関連を図ること。
などが求められる。

特に教科担任制を取り入れている小学校高学年や中学校・義務教育学校及び高等学校においては、教科担任の教員間の緊密な連携・協力が重要である。

指導計画の意義と役割

教育課程は、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動について、それらの目標やねらいを実現するように、教育の内容を学年段階に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である（本編 P 23 IV－1－(1) 「教育課程の意義、基準及び編成」参照）。それを具体化した計画が指導計画であり、指導計画は、指導方法や使用教材、も含めて、各学校で、地域や学校の実態を考慮し、創意工夫して作成される。

指導計画の作成に当たっては、各教科等の目標と指導内容の関連を十分研究し、単元や題材等内容や時間のまとまりを見通しながら、まとめ方等を工夫したり、内容の重要度や児童生徒の学習の実態に応じてその取扱いに軽重を加えたりして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、資質・能力をはぐくむ効果的な指導を行うことができるように配慮することが必要である。

また、各学級等において、日々の教育活動を進める際には、自校の指導計画に示された、各教科・領域等の目標や具体的な指導内容、指導時数等を理解し、適切な指導を行わなければならない。

指導計画の内容と種類

指導計画は、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動のそれぞれについて、各学年あるいは学級等で作成される。

指導計画には、実際の指導を進めるに当たって必要な指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当、評価計画等が含まれる。指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、各学期、月、週、単位時間、あるいは単元、題材、主題ごとの学習指導案に至るまで各種のものがある。

日々の指導や授業の計画・実施に当たっては、各学校で作成された年間指導計画等を適宜参照し、そこに示された目標や指導内容に従って進める。また、学級担任、教科担当等として、週指導計画や学習指導案等、必要な指導計画を作成して計画的に指導を進める。

年間指導計画

年間指導計画は、教育課程・教育全体計画に基づいて、各教科・領域等において、1年間（若しくは2年間）の長期計画として作成される。学期や月ごとの指導計画や週指導計画は、年間指導計画に基づいて作成される。

年間指導計画には、目標、内容、順序、時期、時数等が含まれることが一般的である。ただし、指導計画は、各学校が自校の教育目標や児童生徒の実態や課題に即して、創意工夫して作成するものであるため、特に決められた内容項目や様式等はない。指導に際しては、自校の年間指導計画の構成や内容をよく理解、把握しておくようにする。

週指導計画の意義と役割

週指導計画（週指導案・週案）は、年間指導計画で計画された内容を児童生徒の実態や他の教科との関連、各種行事との関連等を考慮し、実際の時間割に即して計画、配当するものである。週指導計画によって適切に計画、配当することで、予定していた時数の超過や余剰を防ぐことができる。また、学年や学校全体の活動計画と連携・調整を図ることで、日々の学習指導や生徒指導等を効率的に進めることができる。週指導計画は、年間指導計画と日々の指導、本時の学習指導とを結び付けるものであり、学級担任、教科担当等として、毎週作成・活用することが大切である。

週指導計画の主な内容

週指導計画は、各学校において様式や内容項目を調整し、作成するものである。一般的には、時間割表の形式で、教科名、単元（題材）名、教材名、本時の目標、主な内容、準備物、本時の時数（「○／○」等）、週や月の累積授業時数等を記載する。

なお、毎時間のねらいを確実に達成するためには、児童生徒が目標を達成した際の姿を具体的に想定し、適切な指導が行われることが重要である。そのため、評価の観点や評価規準を記載する場合がある。

また、授業改善の視点から、実施後の反省や児童生徒の学習状況等をメモする場合がある。いずれの場合も、日々の指導の充実に必要な内容で構成された週指導計画を作成し、実際の指導に活用していくようにする。

週指導計画作成上の留意点と活用

- 週指導計画を作成する際には、以下のことに留意する。
- 年間指導計画等に従っていること
- 学年、学校全体の行事等と調整を行った上で、無理のない計画を立てること
- 作成に当たっては、学年の教員と相談したり、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教務主任（部長）の指導を受けたりするなど、連絡及び調整を十分行うこと
- 児童生徒の実態等を記入する際には、個人情報の保護を十分に配慮すること
- 実施時期に先立って時間的な余裕をもって作成すること

学習指導案の意義と役割



学習指導案
ハンドブック

学習指導案を作成することは、どのような資質・能力を育成するために、児童生徒が、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」という授業の内容や手順を具体的に考えていくことに他ならない。指導者は、学習指導案を作成することを通して、その内容や指導方法を事前に考えたり工夫したりしながら練りあげていく。つまり、学習指導案は、その時間のねらい（育成を目指す資質・能力）を達成するための設計図であるといえる。

京都府総合教育センターでは、学習指導案を作成する際の手引きとして「学習指導案ハンドブック（令和3年3月）」を作成した。学習指導の在り方や実践的な指導力を身に付けるため、積極的に活用することが望ましい。



2 授業づくりの基本

(1) 教材研究の進め方

基本的な考え方

教材は、教育の効果を高め、児童生徒の基礎・基本的な学習理解を助ける上で極めて重要であり、その充実は不可欠である。

学校教育においては、主たる教材は教科書（※1）である。授業では、教育課程の構成に応じて組織配列された教科書の使用が義務付けられている。このことは、教育の機会均等の確保や全国的な教育水準の確保、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保等を保障するためである（学教法第34条他、教科書の発行に関する臨時措置法第2条）（※2）。したがって、教材研究を行う際には、まず、主たる教材としての教科書の内容を正しく理解するとともに、指導者の立場から教材としての価値や特性を明確に把握するなど、十分に研究することが重要である。

※1 従来は、「児童生徒は、教科書に記述されている内容をすべて学習しなければならない」とする教科書観が重視されていたが、現在は、「個々の児童生徒の理解の程度に応じて指導を充実する」、「児童生徒が興味関心をもって読み進められる」、「児童生徒が家庭でも主体的に自学自習ができる」といった観点から教科書を活用しようとする考え方へと転換が図られている（教科書の改善について（通知）平成23年3月30日付け 文部科学省）。

※2 なお、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校及び特別支援学級においては、文部科学大臣の定めるところにより、学校教育法第34条に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる（学校教育法附則第9条）。

教科書以外の教材

副読本や問題集等、主たる教材である教科書を補充し指導効果を高めるのに有益適切なものは、補助教材として使用することができる（学教法第34条他）。ただし、補助教材の使用に際しては、教育委員会へ届出又は承認の手続きが必要である（地教行法第33条）。

また、教科書や副読本等の紙媒体以外に、ICT機器を使用した映像や音源、観察・実験等で扱う実物資料や標本、実習・制作で使用する材料や用具、実技等、各教科の学習活動においては、様々な“もの”が用いられており、これらについても広い意味で教材と呼ばれている。

学校での著作物の利用



改正著作権法第35条運用
指針

2018年に改正された著作権法の第35条は、学校等の教育機関の授業の過程において、文章や写真、絵、映像などの著作物を許可を取らずに複製して利用することを部分的に認めている。ただし、オンライン授業等で教材をインターネット上で共有する場合には、「補償金」が発生する。

授業で著作物を適切に利用するために、最新の法規制やガイドラインを確認し、著作権者の利益を尊重しながら、効果的な教育活動を行うことが求められている。

教材研究の方法

教材研究は、例えば、次の三つの段階で進めることが効果的である。

1 教材の内容を正しく理解する。

教材の内容や観察・実験・実習等の対象としている事象や資料について、指導者自身が正しく理解することが必要である。そのためには、教科書や関連する資料を読み込んだり、実験等を実際にやってみたりするなど、指導者自身が教材と実際に向き合って学ぶことが重要である。

2 教材の教育的価値を正しく把握する。

その教材によって児童生徒にどのような資質・能力を育成するのかという視点で教材を分析し、教材としての価値を明らかにする。そのためには、児童生徒の実態や課題を把握し、単元(題材)の目標と照らして、教材の価値やよさ、特徴等を明確にすることが重要である。

3 教材の使い方・生かし方を決める。

実際の学習活動を想定して、教材をどのように使うのかを考える。教科書であれば、児童生徒が読む、傍線を引く、書き抜く、要点をまとめるなどが、“使い方”として考えられる。写真や統計資料であれば、授業のどの時点で提示するのか、どのような観点で調べさせるのかなども、教材の特徴を生かした使い方であると言える。このような使い方や、生かし方まで具体的に明らかにして、初めて教材を授業に生かすことができる。

教材研究の留意点

学習指導要領では、教育活動全体を通じた指導計画の立案が求められ、その中で「児童生徒の実態を踏まえた教材の適切な選定」が重要であるとされている。このことは、教師が教材研究を行い、授業での活用方法を工夫する必要があることを示唆している。

教材研究は、指導者自身が教科書や資料を読んだり、実験や制作等に取り組んだりすることが最も効果的であるが、時間的な制約の中では、指導内容全てについて研究を深めることは難しい。教材研究に時間をかけるあまり、児童生徒と向き合う時間がもてなくなったり、過重な負担で健康を損ねたりすることのないように留意することも必要である。

そのためには、学校に備えられている教科書に関連した資料を活用したり、同じ学年、同じ教科の教員が協力・分担して研究したりするなどの工夫をすることも考えられる。また、分からないところを率直に尋ねたり、助言を求めたりするなど、先輩教員から学ぶ姿勢も大切にしたい。

《参考資料》

□「改正著作権法第35条運用指針」(SARTRAS 授業目的公衆送信補償金等管理協会 令和2年12月)

2 授業づくりの基本

(2) 1時間の授業の組立て方

授業の構成

児童生徒の学習活動と教師の指導内容の双方が具体的にイメージできるように、単元全体を見通したうえで、流れに沿って1時間の授業を組み立てる。このとき、「本時の目標」（どのような資質・能力を育成するのか）と、「学習活動」（どのような学習活動を行うのか）と、「評価」（どのような学習状況であれば目標が達成できたとするのか）の三つが相互に関連し、そのつながりが明確になっているようにする。

1時間の授業は、一般的には、「導入」、「展開」、「まとめ」の三つの過程で組み立てる場合が多い。「学習課題をつかむ」、「調べる」、「考えをまとめる」等、学校独自の区切り方や文言を設定する場合もある。過程を設定する際には、児童生徒の立場から、授業全体を見通して実際の学習活動の流れを想定する。

【導入】

学習意欲の向上

学習指導要領では、「児童生徒が見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。」と明記されている。児童生徒が学ぶことに興味や関心をもつように、授業のはじめに児童生徒に本時の学習の目標と学習活動の見通しを明確にもたせるようにする。流れをはっきりと自覚的に捉えられるようにする。

前時の振り返り

学習目標を捉えさせるためには、前時やこれまでの学習について振り返ることが必要である。本時に関連して、どのようなことをどのような方法で学習してきたかを確認し、それと関連させることで、本時の目標と学習活動を具体的に想起できるようにする。

目標の確認

本時の目標を達成するための学習課題を、児童生徒向けの言葉で分かりやすく提示したものが、「めあて」、「ねらい」、「課題」等である。いずれも、教師から提示して説明したり、前時の振り返りから児童生徒自身に考えさせたりするなど、自覚的に捉えられるように指導する。

学習活動の見通し

本時にどのような学習活動を、どのような手順で行うのか児童生徒自身が見通しをもてるようにする。単元（教材）のはじめに立てた学習計画を確認めたり、これまでの経験をもとに児童生徒自身に方法や手順を考えさせたりするなど、児童生徒が主体的に学習に取り組めるように学習指導を進める。

【展開】

学習形態の工夫

本時の目標を達成するための学習活動を展開する部分である。児童生徒が教師の説明を聞いたり、個人やグループで学習活動に取り組んだり、学級全体で互いの考えを交流したりするなど、いくつかの学習活動により構成される。

児童生徒が学習課題を捉え、学習活動の見通しをもって主体的に活動するためには、様々な学習形態の工夫が必要である。その形態で、何をどのような目的で行うのかを、児童生徒が具体的に理解できるようにするとともに、十分な活動時間を設定することや、児童生徒が教師に頼らず自分の力で活動できるよう手順や進め方を事前に十分指導しておくことなど、ていねいな手立てを講じておくことが大切である。

個に応じた指導 安全等への配慮

個に応じた指導については、児童生徒の実態に即して具体的な手立てを準備し、ユニバーサルデザインの概念を取り入れることも重要である（本編P75 IV－5－(2)「京都府における特別支援教育」参照）。また、保健衛生、事故防止、安全管理、準備・片付け等についても、具体的に想定し、留意点を明確にしておく。

【まとめ】

目標に照らした 児童生徒の振り返る活動と教師 のまとめ

振り返る活動とは、本時の学習活動を振り返り、児童生徒が自身の学びや変容を自覚的に捉えたり、互いに認め合ったりする学習活動である。

具体的な学習活動としては、本時の授業の振り返りをノートやワークシート等に記述した後、学級全体やグループで簡単に交流することなどが多く行われている。また、学習の成果について観点を明記した表やカード等を工夫し、自己評価や相互評価を行わせることも考えられる。

振り返りの観点が、本時の目標に照らして明確に示されていることが重要である。単なる感想や、学習内容の再確認に終わることなく、児童生徒自身が、何をどう学び、何ができるようになったのか、自身の学びや変容を自覚的に捉えられるように工夫し、教師が本時のまとめをすることとともに指導と評価につなげる。

次時の予告

次時の学習内容等を予告することで、単元（教材）全体の見通しをもち、主体的に学習に取り組めるようにする。

《参考資料》

- 「生活習慣・学習習慣の改善を進める実践推進ガイドライン」（京都府教育委員会 平成22年3月）
- 「学習指導案ハンドブック」（京都府総合教育センター 令和3年3月）
- 「特別支援学級の授業づくりガイド」（京都府総合教育センター 平成28年3月）

授業づくりの基礎・基本

すべての児童生徒に「生きる力」をはぐくむため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められている。これは、従来とは全く違った新しい指導方法を導入するというものではなく、これまでと変わらず質の高い学びを実現し、児童生徒が学習内容を深く理解し、生涯にわたって能動的に学び続ける力を身に付けるための授業改善が求められている。

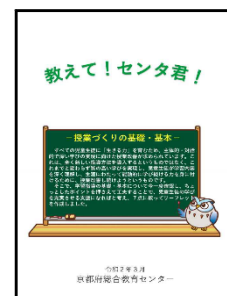
授業づくりで大切なこと



「本時の目標」と「学習活動」と「評価」の関連を図り、そのつながりが明確になるように 1 時間の授業を組み立てる。

学習指導の基礎・基本について今一度確認し、児童生徒の学びを充実させる支援にするため、工夫するポイントを抑えて指導する必要がある。

京都府総合教育センターでは、そのような指導の際の手引きとして「教えて！センタ君！（令和2年3月）」を作成した。授業づくりで大切な視点を例示している。



ICTの効果的な活用

学習指導要領に基づき、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成するため、児童生徒や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることが重要である。

デジタルかアナログかといった「二項対立」ではなく、児童生徒に育成する資質・能力を考えた上でよりよい方法を選択し、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要である。

GIGAスクール構想

多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現にむけて、「GIGA (Global and Innovation Gateway for All) スクール構想」が令和元年度から開始された。校内通信ネットワークの整備、義務教育課程の児童生徒一人一台端末の整備とICTの活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現が求められている。

児童生徒のICT活用

義務教育課程の児童生徒に一人一台端末が配備され、これを効果的に活用することで、学習意欲を高めたり、学習内容の理解を深めたりするために活用されている。互いに学び合う交流活動を充実させることで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の取組が進められている。

また府立高校においても一人一台端末での活用が始まっており、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた取組を進めている。例えば、次のような活用事例が考えられる。

【資料を集める】

教科等の学習内容をより深く理解し、課題を解決するために最新の資料やデータ等から必要な情報を収集したり、多くの情報から必要な情報を選択したりするために、インターネット等を活用する。

【考えたことをまとめる】

教科等で学んだことや、調べたこと、またそれらに対する自分の考え等を文章でまとめたり、表や図、グラフにまとめたりする学習活動の際に、教室内で学習支援を行うアプリを活用したり、ワープロソフトや表計算ソフト等を活用したりする。

【考えを共有する】

クラウド型授業支援アプリを使い一人一台端末から自分の考えを提出してグループや学級全体で共有する。シンキングツール等を用いて意見の違いを整理したり、考えをまとめたりすることも有効であり、協働的な学びを展開することができる。

【分かりやすく表現する】

I C Tを活用して、学んだことや自分の伝えたいことを、表や図、グラフ等を用いて効果的に表現したり、プレゼンテーションソフト等を使ってまとめたりして、分かりやすく発表する。

【知識や技能の習熟】

繰り返し学習や個別学習をする際に児童生徒が個々にドリル等に取り組んだり、教師が一人一人の学習状況を把握するためにソフトウェア等を活用したりする。

【障害のある児童生徒に関する I C T活用について】

「読み」に困難があると、内容の理解（読解）に到達できず学習の本質に迫ることが難しくなる。I C T機器等を活用し、「読んで理解する」から「聞いて理解する」学習方法に替えるという代替機能を活用し内容理解を促すことで、学習の本質に迫ることが可能となり、確かな学力の育成が期待できる。

現在、読み書き等に困難のある児童生徒に音声教材（P Cやタブレット等の端末を活用する教材）を無償で提供している事業があり、児童生徒の実態に応じた活用が期待できる。

I C T活用の留意点

- I C Tの活用に当たっては、教育効果を上げるために、次の点に留意する。
- 指導のねらいに沿って、単元や題材のどの場面で I C Tを活用するか検討する。
- 授業後、I C Tを効果的に活用できたかを振り返り、授業改善に生かす。
- また、授業の前には、自校に備えられた機器を確認し、それぞれの機器の使い方や接続の仕方をよく理解して、動作確認を行い、スムーズに使用できるように準備しておくことが必要である。

《参考資料》

- 「障害のある児童及び生徒のための教科用図書等の普及の促進等に関する法律」（平成31年4月施行）
- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（中央教育審議会 令和3年1月）
- 「各教科等の指導における I C Tの効果的な活用について」（文部科学省 令和2年9月）
- 「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」（文部科学省 令和元年6月）
- 「『未来の教室』と E d T e c h研究会第2次提言」（経済産業省 令和元年6月）
- 「授業がもっとよくなる電子黒板活用」（文部科学省 平成27年3月）
- 「京都府小学校プログラミング教育～育てていこう情報活用能力の森～」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「通常の学級に在籍する読み書きに困難のある児童生徒の I C Tを活用した学びの研究」（京都府総合教育センター 令和5年3月）
- 「読み書きに困難のある児童生徒の I C T機器を活用した学びの研究」（京都府総合教育センター 令和4年3月）
- 「1人1台端末時代の学び W e b研修動画」（京都府総合教育センター 令和3年3月）
- 「読み書きに困難のある児童生徒への I C T機器等を活用した学習指導・支援の研究」（京都府総合教育センター 令和2年3月）
- 「教えて！センタ君！」（京都府総合教育センター 令和2年3月）
- 「I C Tを活用した個に応じた指導法の研究(3)」（京都府総合教育センター 平成31年3月）
- 「I C Tを活用した個に応じた指導法の研究(2)」（京都府総合教育センター 平成30年3月）
- 「タブレット端末を活用した教育実践データベース」（京都府総合教育センター 平成29年3月）

1 幼稚園教育の基本

幼稚園教育の目的・目標

幼児期の教育とは、家庭教育、保育所保育及び幼稚園教育（認定こども園における教育及び保育を含む）といった、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものである（教育基本法第11条）。幼児教育施設は、それぞれ設置根拠となる法令等が異なるが、特に3歳以上の教育及び保育に関わるねらい及び内容については整合性が図られている。

学校教育法第22条で、「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」と示されている。

この目的を実現するため、同法第23条に以下の五つの目標が示されている。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

幼稚園教育要領

平成29年3月に告示され、平成30年4月1日に全面実施となった幼稚園教育要領には、幼稚園教育の目的、目標を具体化し、教育課程及び保育内容の基準等が示されている。

改訂の基本方針として、次の3点が示されている。

- 1 幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化
- 2 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化した上での小学校教育との円滑な接続
- 3 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直しと、いわゆる預かり保育や子育て支援の充実

これらの基本方針を受けて、幼稚園教育要領は、「前文」、「総則」、「ねらい及び内容」、「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」によって構成されている。

幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本としている。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して、教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより、発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること（幼児期にふさわしい生活の展開）。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として、幼稚園教育要領に示すねらいが総合的に達成されるようにすること（遊びを通じた総合的な指導）。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること（一人一人の発達の特性に応じた指導）。

その際、教師は幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成することが大切である。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

教師の役割

幼児期の教育は、人格形成の基礎を培うものであり、教師の担う役割は極めて重要である。教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児の発達の過程を見通し、具体的なねらい及び内容を設定して、意図をもって環境を構成し、保育を展開しなければならない。その際、幼児一人一人が主体的な活動を通して着実な発達を遂げていくために、教師は、活動の理解者、共同作業員、さらには、憧れを形成するモデルとしての役割や活動の援助者としての役割等様々な役割を果たさなければならない。

このような役割を果たすためには、教師は幼児が精神的に安定するためのよりどころとなることが重要である。

家庭・地域社会との連携と協力体制

幼児が充実した幼稚園生活を送り、健やかに成長するためには、教師は、保護者との信頼関係を深め、保護者と共に幼児の成長の喜びを共有し、保護者の理解と協力を得なければならない。

また、近年の子どもの育ちを巡る環境の変化等を踏まえ、幼稚園は保護者の子育てに対する不安を解消し、子育ての喜びを感じることができるよう家庭や地域社会との連携を深め、子どものよりよい育ちを実現できるよう子育てを支援する体制を整える必要がある。

学校間の交流や障害のある幼児との活動を共にする機会

幼児は幼稚園生活において、他の幼児と関わりながら生活する中で、友達のよさや自分のよさに気付くことにより、人に対する信頼感や思いやりの気持ちが芽生えていく。

また、地域にある幼稚園、保育所、認定こども園の乳幼児や、小学校、中学校、高等学校等の児童生徒と交流することは、幼児の生活の場が広がるとともに、その関わり合いによって豊かな体験が得られる機会となる。

特に、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を設け、連携を図ることが大切である。

さらに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度をはぐくむよう努めることが大切である。

2 はぐくみたい資質・能力及び 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

はぐくみたい資質・能力

幼稚園生活の全体を通して、幼児に生きる力の基礎をはぐくむことが求められている。そのため、幼稚園教育の基本を踏まえ、小学校以降の子どもの発達を見通しながら教育活動を展開し、幼稚園教育においてははぐくみたい次の三つの資質・能力を育てることが大切である。

- 1 「知識及び技能の基礎」
豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりすること。
- 2 「思考力、判断力、表現力等の基礎」
気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりすること。
- 3 「学びに向かう力、人間性等」
心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとすること。

これらの資質・能力は、個別に取り出して指導するのではなく、ねらい及び内容に基づき、各幼稚園が幼児の発達の実情や幼児の興味や関心等を踏まえながら展開する活動全体によってはぐくむものである。幼稚園教育では、遊びを展開する過程において、幼児は心身全体を働かせて活動するため、心身の様々な側面の発達にとって必要な経験が相互に関連し合い積み重ねられていく。つまり、幼児期は諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達していくのである。はぐくみたい資質・能力は、こうした幼稚園教育の特質を踏まえて一体的にはぐくんでいくものである。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

1 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

2 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

3 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考え等を共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

4 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って

行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

5 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

6 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組み等を感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

7 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉等で表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。

8 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字等に親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

9 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語等に親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

10 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

幼児教育を行う施設として共有すべき事項

幼稚園教育ではぐくみたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、幼児教育を行う施設として共有すべき事項として同じ内容の記載があり、幼稚園教育要領との整合性が図られている。小学校学習指導要領においては、これら幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の重要性が示されている。

教育課程の役割

幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領の示すところに従い、幼稚園教育においてはぐくみたい資質・能力を踏まえつつ、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応して編成することが重要である。そのためには、全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて教育課程を編成し、実施状況を評価して、その改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図ること（カリキュラム・マネジメント）が求められている。

各園においては、教育期間の全体にわたり幼稚園教育の目的や目標に向かってどのような道筋をたどって教育を進めているか、家庭や地域と共有できるよう、分かりやすく説明していくことが求められる。

教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育要領に示されている「ねらい」や「内容」をそのまま教育課程における具体的な指導のねらいや内容とするのではなく、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮しながら、幼児の発達の各時期に展開される生活に応じて、適切に具体化したねらいや内容を設定する必要がある。加えて、幼児期の発達の特性を踏まえることと、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもつことも重要な要素である。

実施するに当たっては、毎学年の教育課程に係る教育週数は特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはならない。また、1日の教育時間は、幼児の幼稚園における教育時間の妥当性及び家庭や地域における生活の重要性を考慮して4時間が標準となっている。

教育課程は、それぞれの幼稚園において、全教職員の協力の下に園長の責任において編成するものである。

教育課程編成の具体的な手順の一例を挙げる。

- 1 編成に必要な基礎的事項についての理解を図る。

関係法令等の内容と、幼稚園や地域の実態、幼児の発達の実情及び社会の要請や保護者の願い等を把握する。

- 2 各幼稚園の教育目標に関する共通理解を図る。

現在の教育課題や期待する幼児像等を明確にする。

- 3 幼児の発達の過程を見通す。

幼稚園生活の全体を通して、幼児がどのような発達をするのかなどを探り、長期的に発達を見通す。幼児の発達の過程に応じて、教育目標がどのように達成されていくかを予測する。

4 具体的なねらいと内容を組織する。

幼児の発達各時期にふさわしい生活が展開されるよう適切なねらいと内容を設定する。

5 教育課程を実施した結果を評価し、次の編成に生かす。

(1) 評価の資料を収集し、検討すること。

(2) 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにすること。

(3) 改善案をつくり、実施すること。

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動

地域の実態や保護者の要請等により、希望者に対して行う教育活動として、「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）」及び「子育ての支援」が位置付けられている。

【預かり保育】

教育課程に係る教育時間の終了後等の教育活動（預かり保育）を行うに当たっては、教育課程に係る教育時間を含めた全体の中で計画・実施することが必要であることや地域の人々との連携等チームとして取り組むことが大切である。さらに、幼児の心身の負担に配慮しながら、次の点について留意することが求められる。

- 1 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること
- 2 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること
- 3 家庭との緊密な連携を図るようにすること
- 4 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間等について、弾力的な運用に配慮すること
- 5 適切な責任体制と指導体制を整備した上で行うようにすること

【子育ての支援】

幼児の生活全体を豊かなものにするためには、幼稚園が地域の実態や保護者の要請等を踏まえて家庭や地域社会との連携を深め、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域の幼児期の教育のセンターとしてその施設や機能を開放し、積極的に子育てを支援していくことが求められている。

その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮することが必要である。

4 幼稚園教育要領のねらい及び 内容の考え方と領域の編成

ねらいと内容

幼稚園教育要領に示す「ねらい」は、幼稚園教育においてはぐくみたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものである。幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら、次第に達成に向かうものである。

「内容」は、「ねらい」を達成するために指導する事項である。幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものである。

内容の取扱い、幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項である。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力がはぐくまれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際に考慮するものである。

各領域は、これらのねらいとその内容を幼児の発達の側面から次のように五つにまとめて示すことができる。

五つの領域

心身の健康に関する領域「健康」	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
人との関わりに関する領域「人間関係」	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。
身近な環境との関わりに関する領域「環境」	周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
言葉の獲得に関する領域「言葉」	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
感性と表現に関する領域「表現」	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

各領域に示している事項は、教師が幼児の生活を通して総合的に指導を行う際の視点であり、幼児の関わる環境を構成する場合の視点でもあるということができる。

その意味から、幼稚園教育における領域は、それぞれが独立した授業として展開される小学校の教科とは異なるので、領域別に教育課程を編成したり、特定の活動と結び付けて指導したりするなどの扱いをしないようにしなければならない。

環境の構成の意味

環境の構成において重要なことは、その環境を具体的なねらいや内容にふさわしいものにすることである。幼児が自ら発達に必要な経験を積み重ねられるような環境をつくり出すために、次に示す環境の構成の意味を踏まえる。

○状況をつくる。

環境を構成するということは、物的、人的、自然的、社会的等、様々な環境条件を相互に関連させながら幼児が主体的に活動を行い、発達に必要な経験を積んでいくことができるような状況をつくり出すことである。

○幼児の活動に沿って環境を構成する。

教師は幼児の視点で、幼児の内面の動きや活動への取り組み方、その取組の中で育ちつつあるものを理解し、幼児の発達や興味や関心に応じつつ、発達に必要な経験を満たす可能性をもつ環境を構成しなければならない。

保育の展開

教師は、幼児と活動を共にしながら、一人一人の幼児が心と体をどのように動かしているのかを感じ取り、それぞれの活動が幼児の発達にとってどのような意味をもつのかを考えつつ、指導を行うことが大切である。

教師は、幼児の活動の展開を的確に把握し、ものや人、場や時間といった環境をつくり、さらに、必要な援助を重ね、幼児の発達にとって意味のある状況をつくり出すことが求められる。環境の構成は、固定的なものではなく、常に再構成していく必要があるものとして捉えることが大切である。

また、ICT等の活用については、その特性や使用方法を考慮した上で、幼児の直接的・具体的な体験を豊かにするための工夫をしながら指導に取り入れたい。

環境を構成する視点

環境を構成していくための視点として、次の3点を挙げることができる。

○発達の時期に即した環境

○興味や欲求に応じた環境

○生活の流れに応じた環境

これらのことを踏まえ、教師は、幼児の生活する姿を中心に据えて、それぞれの視点相互の関連を図りながら、幼児が安心して活動し、楽しいと感じるような魅力ある環境を構成することが大切である。そのように配慮された環境こそが、幼児の発達を促すためにふさわしい教育環境になるのである。

教師の役割

教師の役割は、幼児の生活する姿の中から発達の実情を理解し、適切な環境を構成し、幼児の活動が充実するよう援助することである。

また、教師の自ら環境に関わる姿、あるいは教師が他の幼児に関わっている姿を見ることが幼児のモデルとして重要な意味をもつ。幼児は、教師の言動をよく見てまね、自分たちの遊びに取り入れていく。そして、その姿から、遊びの楽しさを感じ、他の幼児への関わり方を学んでいく。教師は、幼児にとって人的環境として重要な役割を果たしている。

指導計画の考え方

幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境と関わることでつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児の発達に即して一人一人の幼児にとって、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、各園の教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために具体的に作成するものであり、作成に当たっては、次の3点に留意する。

- 1 具体的なねらい及び内容は、幼稚園生活における幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化等を考慮して、幼児の興味や関心、発達の実情等に応じて設定すること
- 2 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境に関わることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、幼児の生活する姿や発想を大切にし、常にその環境が適切なものとなるようにすること
- 3 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること

日々の保育の営みの中で、幼児がどのように変容しているかを捉えながら、そのような姿が生み出された様々な状況について、適切かどうかを検討して、保育をよりよいものに改善するための手掛かりを求めることが評価である。評価に基づいた新たな指導計画の作成といったサイクル（PDCAサイクル）を確立し、機能させることが大切である。よりよい教育活動を展開するために、指導計画に基づいた実践を通して、常に評価を行い、改善を図ることが必要である。

長期の計画・短期の計画

指導計画は、年、学期、月等の比較的長期間を見通した計画（長期の指導計画）と、週や一日等比較的短期間の具体的な幼児の生活に即した計画（短期の指導計画）の二つに大別することができる。

長期の指導計画は、幼稚園生活の全体を視野に入れ幼児の生活を長期的に見通しながら、具体的な指導の内容や方法の設定、環境の構成を踏まえて全教職員協力の下に作成する。

短期の指導計画では、長期の指導計画の基本的な考え方に基づいて、週の計画（週案）や一日の計画（日案）を作成する。短期の指導計画は、「今週は何をするか」「明日、何をするか」ではなく、「幼児はどのように成長してきているか」「幼児の興味、欲求は何か」等、幼児一人一人の実態を的確に把握することを大切に作成する。

週案や日案は、週・日等の生活の区切りを単位とした具体的な指導案であり、学級の実情や幼児一人一人の生活する姿を捉えながら、どのように保育を展開すればよいかについて具体的に予想して立てるものである。実際には、幼児の生活の自然な流れや生活のリズム、環境の構成をはじめとする教師の援助の具体的なイメージ、生活の流れに応じた柔軟な対応等を計画することになる。その際、特に生活のリズムについては、幼児の興味や欲求に応じて活動と休息、日常性と変化、個人と集団等について考えていくことが必要である。

指導案作成上の留意点

幼稚園教育は環境を通して行うことが基本であり、その環境をつくり出すのは教師である。どのような環境をつくり出し、どのような援助を行うかを具体的に示したものが指導案である。

指導案を作成する際には、次の点に留意しなければならない。

- 1 幼児の発達を的確に捉える。
- 2 具体的な「ねらい」と「内容」を明確に設定する。
- 3 適切な環境を構成する。
- 4 環境に関わって活動する幼児の姿と教師の援助を予想する。
- 5 実践し評価する。

指導案の形式

指導案の形式や作成の手順に一定のものはない。幼児の生活に応じた保育を展開するためのよりどころとなるように、それぞれの幼稚園で工夫してつくり出すことが求められている。

資料⑭⑮⑯ P169・170・171

幼児理解に基づいた評価

指導の過程で、幼児のよさや可能性等を把握し指導の改善に生かすために、幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価が必要である。

評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら、幼児がどのような姿を見せていたか、どのように変容しているか、そのような姿が生み出されてきた状況はどのようなものであったかといった点から幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性、特徴的な姿や伸びつつあるもの等を把握するとともに、教師の関わりや環境の構成が適切であったかどうかを検証し、指導の改善に生かすようにすることが大切である。

また、幼児理解に基づいた評価を行う際には、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意する必要がある。

なお、幼児一人一人のよさや可能性等を把握していく際には、他の教師との話し合い等を通して、教師は自分自身の幼児に対する見方の特徴や傾向を自覚し、幼児の理解を深めていかななくてはならない。

評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすることが大切である。

保育の視点

幼稚園の生活は、何かを一斉にさせることから始めるのではなく、一人一人の幼児が自然な生活の流れの中で、安心して直接的で具体的な体験をしていくことを大切にしなければならない。

保育を行うに当たって大切な視点を以下の3点にまとめる。

1 個を育てる。

幼児にとっては、信頼し、頼りきれる援助者が必要となる。幼児はその援助者である教師との信頼関係を基盤にして、あるがままの自己を表出しながら次第に周囲の環境に働き掛けていく力を身に付けていく。教師は幼児の生育歴・家庭環境・地域の環境の違い、行動・態度・理解・経験等を含めた発達の段階や個性の違い等、一人一人の実態を把握し、発達課題を明確にししながら、それぞれの幼児の興味や関心に即した活動への援助を心掛けることが大切である。

一人一人の幼児の記録をとり、指導の在り方を振り返り、幼児への指導のねらいやその内容を明確にして指導に臨むことが大変重要である。

2 集団を育てる。

教師との信頼関係を基盤にして幼稚園の生活に安定感をもった幼児たちは、やがて、周囲の物や人に働き掛けようとする。ときには摩擦を生じながらも適切な援助を受けることによって、活動や人間関係に広がりや深まりを見せ始め、学級の一員としての自覚も生まれてくる。

そこで教師は、一人一人の幼児の思いや願いを受け止めながら、よりよき共感者となることが重要である。一人一人をかけがえのない存在として捉える教師の姿勢によって、互いを大切にし、協力し合う姿勢を身に付けた温かい集団が育つようになる。

指導の中では、幼児の自発的な活動を大切にするとともに、その中でも共通体験させたい活動や発達に沿って経験させたい活動を幼稚園や学級の目標に照らし合わせて計画的に進めることが必要である。

3 教育環境を整える。

教師は、常に幼児が自己の存在を実感し、活動したいという意欲がわくよう教育環境の整備に努めることが大切である。

指導形態及び指導体制

幼稚園の生活は、幼児が自分から周囲の環境に働き掛けて、様々に遊ぶことを中心に展開する。幼稚園の生活のつくり手、担い手は幼児自身である。生活の主体が幼児自身であることから、活動の形態は、教師の一方的な考え方で決めるものではなく、幼児が自ら営む生活の中に自然につくり出されてくるものであると考えることが必要である。

すなわち、幼児が活動している場合において様々な指導の形態が見られる

が、個人、グループ、学級全体いずれの場合においても幼児が自ら主体的に遊ぶ姿が重視されなければならない。教師が幼児の欲求や興味、目的意識等を洞察し、それに合った自然な活動の形態を幼児と共につくり出していくことが重要なポイントになる。

幼児が自らを高めていくことができるような遊びを展開するためには、教師の適切な援助が大切である。

個人での活動、グループでの活動、学級全体での活動等、多様な形態や、自然体験や社会体験のための園外保育等多様な保育を行う中では、多くの幼児が散開してしまいがちであるため、諸活動を一人の教師が全て掌握することは難しい。また、幼児は関わる相手によって様々な側面を見せることから、多数の教師の関わりによって一人一人のよさや可能性を広げる視点も大切である。こうしたことから、学級を基本としながらもその枠を超えた柔軟な指導方法として、複数の教師が共同して保育に当たるティーム保育等によって、きめ細かい指導の充実を図ることが大切である。

ティーム保育に当たっては、適切な役割分担を行い、日常の保育での情報を交換し合って、多面的な幼児理解、幼児の実態や発達に即した必要な指導や援助を効果的に進めることも大切である。

その際、それぞれの教師の特性や得意なことを生かし、幼稚園全体で流動的かつ柔軟な協働体制を考えていくことが重要である。

障害のある幼児等への指導

障害のある幼児等への指導に当たっては、幼稚園教育の機能を十分生かし、集団の中で生活することを通して、全体的な発達を促していくことに配慮しなければならない。そのために、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことが大切である（本編 P73 IV－5「特別支援教育」参照）。

さらに、全教職員が、個々の幼児に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに連携に努める必要がある。その際、教師は障害のある幼児等のありのままの姿を受け止め、幼児が安心して周囲の環境と十分にに関わり、発達していくようにすることが大切である。

また、学校、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し活用することが求められる。これらは、障害のある幼児一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担うものである。

保育をする前の準備

幼児の前に立つまでの周到な計画と準備は、幼児の遊びを豊かにし、保育を充実する必要条件である。そのためには、先輩の助言を参考に教師として主体的に取り組むことが基本である。

また、担当学級だけでなく園全体の活動を見渡して、他の教職員との連携体制等を確認する。

朝の活動

- 保育のねらい、一日の流れ、指導体制等を確認する。
- 教材・教具の準備と点検を行う。
- 朝のあいさつをする。
- 一人一人の幼児と笑顔で言葉を交わし、表情や様子から健康状態を把握する。
- かばんや帽子等の持ち物を決められた場所に整理し、活動しやすい服装に着替えるように伝える。
- 出席ノート等で出欠、家庭からの連絡事項を確認する。
- 昨日の遊びのことを話したり、遊びたいことを聞いたりして、それぞれの幼児が遊び出そうとするのを見守ったり、遊びのきっかけをつくったりする。

保育

「学ぶ」は「真似る」から出発するものである。したがって、幼児は、教師の言動を見て育つという一面がある。幼児の前に立つ時は、明るい表情、温かい態度で、熱意をもって保育に当たるようにする。

○幼児理解

幼児の表情、健康状態等を素早く見取り、一人一人の幼児の実態をよく把握した上で保育に臨むことは、保育の展開の充実や保育効果を上げるために極めて大切である。

○言葉かけ

温かい雰囲気で、幼児を見つめ、言葉を選び、分かりやすく、心の奥底に届くように話をするとともに、常に正しい言葉を使うように心掛ける。

○直接的な援助

幼児の活動を大切にしたい教育を進めるには、一人一人の幼児が着実に発達するための体験をもつように、必要な助言や援助を行うことが、教師の大切な役割であることを忘れてはならない。とりわけ、ありのままを認める、共感する、励ます、手助けする、相談相手になるなどは、幼児の活動を豊かに展開することにつながり、体験を確かなものにするために必要なことである。

○整理と後片付け

当日の保育の中で、使用した教材・教具等を所定の位置に返しておくことはもちろんであるが、遊びや経験する内容によっては引き続きそのまま出しておく方が、次の遊びへの発展や深まりとなる場合がある。

整理や後片付けは、幼児と共に作業する中で援助していくことが効果的である。散乱している教材・教具をきちんと整理し、後片付けをすれば気持ちよく、安全に過ごせることにも気付かせる。

終わりの集まり

一日の生活全般について振り返り、話し合ったり、担任からの連絡をしたりする場である。幼児がその日の園生活の中で楽しかったことやうれしかったこと、困ったことを話し、聞くことができるようにする。

○幼児に、明日の予定を話し、活動への期待をもたせる。

○一人一人の幼児が満足して生活できたかを捉え、共感する。

○担任の話や友達の話をしっかり聞くように促す。

○降園の準備をさせる。

○服装を整え、忘れ物がないか確かめさせる。

○帰宅後の過ごし方について指導する。

○幼児の帰宅方法や持ち帰らせる物を確認し、送り出す。

日々の保育の評価

日々の保育の営みの中で一人一人の幼児の発達の姿から指導が適切であったかどうかを振り返る必要がある。また、一日の保育の中で、幼児の姿がどのように変容していくか、その過程を捉え指導の手掛かりを考えていくことが大切である。

○今日の指導を振り返り、環境を再構成し、明日の幼児の生活の流れを予想する。

○幼児の活動の在り方や教師の指導の在り方について、それぞれ評価の視点を明らかにしておく。

(教育活動の評価の視点)

- ・具体的なねらいや一日の保育の流れが、幼児の生活する姿から見て適切であったか。
- ・環境は、ねらいや内容にふさわしいものであったか。
- ・幼児は、活動を通して必要な経験を得ているか。
- ・教師の援助は適切であったか。

基本的な考え方

学校教育法第23条では、幼稚園教育の目標の一つに、「家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと」と示されている。幼児期が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることを踏まえ、幼稚園生活における具体的、自主的な活動を通して、次の3点に留意し指導することが大切である。

- 1 基本的な生活習慣の形成を図る。
- 2 他の幼児との関わりの中で、他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにする。
- 3 自然や身近な動植物に親しむことなどを通して、豊かな心情が育つようにする。

道徳性の芽生え

道徳性が発達するとは、他者や社会と調和した形で自分の個性を発揮できるようになることである。道徳性の発達には、乳幼児期から培われている他者への興味・関心や他者に合わせようとする基本的な信頼関係に始まる。やがて他者への共感性を豊かにしながら、自分とは違う他者を意識するようになり、自他両方の視点を考えて、自分の欲求や行動等を調整できるようになる過程を経て、道徳性の発達が達成されていくのである。道徳性の発達のためには、特に、「他者と調和的な関係を保ち、自分なりの目標をもって、人間らしくよりよく生きていこうとする気持ち」、「自他の欲求や感情、状況を受容的・共感的に理解する力」、「自分の欲求や行動を自分で調整しつつ、共によりよい未来をつくっていこうとする力」が必要である。これらの基盤である道徳性の芽生えを培う時期として、幼児期は大変重要である。

基本的な生活習慣の形成

幼児が生活に必要な習慣を身に付けることは、生活を健康で豊かなものにするために大切なことである。

基本的な生活習慣を身に付ける第一歩は、家庭において行われるものである。幼児は、家庭で獲得した習慣を幼稚園で生活する中で再構成し、自らの生活習慣として身に付けていく。基本的な生活習慣の形成において、自立心を育み、自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律性を育てることは、道徳性の芽生えを培うことと深く関わることである。

人と関わりをもつ力の育成

幼児は他の幼児と関わりながら生活する中で、生活に必要な行動の仕方を身に付ける。また、友達と楽しく過ごすためには、守らなければならないことがあることに気付いていく。

さらに、幼児は他の幼児と様々なやり取りをする中で、自分や他者の気持ち、自他の行動の結果等に徐々に気付くようになり、道徳性の芽生えをより確かなものにしていく。幼児期には、教師との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験を通して、きまりの必要性等に気付き、自分の気持ちを調整する力が育つ。このように、規範意識の芽生えは、集団生活の中で人との関わりを深めることを通して、培われるのである。

自然とのふれあいや 身近な環境との関わり 合い

意欲、豊かな感情、物事に対する興味や関心、思考力、表現力、運動の能力等の基礎は、自然とのふれあいや身近な環境との関わり合いの中で様々な具体的体験を通して、身に付けるものである。

幼児は、生き物や自然の素材と関わり合う中で好奇心や探究心を満足させ、さらにいろいろと工夫して関わりを深めようとする。このような活動を通して、自然の偉大さに気付き感動体験を数多く味わっていく。また、生き物をかわいがったりその死に出会ったりして、生命の大切さを感じ、生き物に対して深い愛情をもつことができるのである。

道徳性の芽生えを培 うための教師の役割

道徳性の芽生えを培うための指導は、幼稚園生活の全体を通じて行われることが必要である。また、幼児の発達に即して、入園から修了までの教育期間を見通して行う必要がある。さらに、発達は行きつ戻りつしながら促されていくことを踏まえ、幼児理解を深めながらその実態を捉え、繰り返し指導することが大切である。道徳性の芽生えを培うための教師の役割のポイントとして次のことが考えられる。

- 1 幼児を理解する。
 - 幼児を肯定的に見る。
 - 幼児の行動の意味をより深く理解する。
 - 幼児の発達の過程に目を向ける。
- 2 状況に応じた多様な関わりを大切にする。
 - 同じ行動も状況により意味が異なることを理解する。
 - 幼児同士のやり取りを見守る。
 - 幼児の気持ちを受け止めつつ、教師の願いを伝える。
 - 毅然とした態度で教師の願いを伝える。
 - 教師自身がよいモデルになる。

幼児理解**幼児期の特性**

幼児期は、家庭において親しい人間関係を軸にして営まれていた生活からより広い世界に目を向け始め、生活の場、他者との関係、興味や関心等が急激に広がり、依存から自立に向かう時期である。

○生活の場

幼児期は、運動機能が急速に発達し、活動意欲も高まる時期である。多くの幼児にとって幼稚園生活は、家庭から離れて同年代の幼児と毎日を過ごす初めての集団生活であり、生活の場が急速に広がり始める。日々の様々な出来事や多くの文化的な事物や事象、人々との関わり合いを通して、幼児は、成長に必要な多くの体験を積み重ねていくのである。

○他者との関係

幼児期は、家庭における人間関係だけでなく他の幼児や家族以外の人々の存在に気付き始め、次第に関わりを求めるようになってくる。特に、一人で活動するよりも、何人かの友達と一緒に活動することで、生活がより豊かに展開することを体験し、友達のいる楽しさに気付いていくことになる。幼児期には、自我が芽生え、自己を表出することが中心の生活から、幼稚園の友達や教師等と関わり合う生活を通して、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちも生まれるようになり、自我の発達の基礎が築かれていく。

○興味や関心

生活の場や人間関係の広がりに伴って、幼児は様々な事物や事象に出会い、幼児の興味や関心は大きな広がりを見せることになる。また、他の幼児や教師と共に、様々な事物や事象に関わることにより、その事物や事象に対する興味や関心は一層広げられ、高められていく。

幼児期には、生活に必要な能力や態度等を幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて身に付けていく重要性が指摘されている。そのためには、遊びを中心とした生活の中で、幼児自身が自らの生活と関連付けながら、好奇心を抱くこと、必要性を感じる事が重要である。

幼児理解の方法

幼稚園教育は、幼児の育ちを知ることから始まる。幼児一人一人の発達の特性を理解することが重要である。幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものである。また、幼児の生活経験はそれぞれ異なる。これらのことを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすることが大切である。

幼児を理解するには、幼児期の発達の特徴を理解した上で、幼児の行っている活動の様子を次のような視点から総合的に捉えることが大切である。

○よさを捉える。

○活動の意味を理解する。

○発達する姿を捉える。

- ・幼児が発達しようとしている姿を読み取る。
- ・幼児の行動を通して、内面を理解し、読み取る。
- ・一般的な発達の傾向を理解し、一人一人の幼児の発達を見る。

○集団と個の関係を捉える。

○家庭環境や今までの成長の様子を把握する。

なお、幼児を理解する上では、写真や事例のドキュメンテーション等を活用することが効果的である。具体的に可視化されたものを基に検討することで、教師同士の子ども理解が一層深まることが期待できる。

家庭との連携

教育活動の一層の充実を図るためには、幼児一人一人を理解し、教育・保育に対する保護者の関心や理解を深め、教師と保護者の相互理解を図ることが大切である。そのためには、日頃から学級経営の考え方への理解を得るとともに、保護者等の声に耳を傾けるなど、幼稚園と家庭との密接な連携が必要である。

家庭訪問

家庭訪問には、一斉に実施する定期訪問と、日常の教育活動の一環として必要に応じて行う臨時訪問がある。通常、年度当初に実施されている定期訪問では、保護者と初対面になる場合が多い。信頼関係を築く第一歩としたい。

学級懇談会

学級懇談会は、保護者が来園し、担任と個別に又は学級の保護者全員と懇談するものである。保護者と担任が幼児の望ましい成長を願い、園と家庭との連携を深める場となる。したがって、教師側の一方的な説明に終わることのないよう留意することが大切である。

また、参加者が気軽に話し合えるような和やかな雰囲気づくりを工夫することによって、一層効果的なものとなる。なお、資料については個人に関するものは公開を避け、個人名を出さないなどの配慮が必要である。

学級・学年通信

学級・学年通信は、園からの諸連絡のほか、幼児の日々の活動や成長の姿を、情報として家庭に知らせることによって、より密接な家庭との連携を図ろうとするものである。

《参考資料》

- 「子どもと保護者の相談マップ」（京都府教育委員会 令和4年12月）
- 「『ことばの力』育成プロジェクト 保護者向け啓発冊子（3歳児～5歳児保護者用） 親と子の言葉の栞（しおり）」（京都府教育委員会 平成21年10月）

幼稚園における人権教育

幼児期は、自他の認識や自意識は明確ではないが、他者の存在に気付く時期であり、遊びを中心とした友達との関わり合いの中で、社会性の原型ともいえるものを獲得していく。

また、相手との情緒的な絆によって自分の存在に安心感をもつ傾向が認められる。幼児は、特定の友達の存在をよりどころにして人との関わりを広げていく。

さらに、表情から他者の情緒を理解し、生活の繰り返しの中で、物や出来事に関連させて友達を認知するため、表面的な理解に止まる傾向がある。幼児にとっては、生活の場自体が学びの場であり、人権感覚の芽生えの場でもある。

こうした幼児期の特徴を踏まえて、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にする感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎をはぐくむという視点が必要である。

言語活動の充実

言語に関する能力の発達と思考力等の発達に関連していることを踏まえ、幼稚園生活全体を通して、幼児の発達を踏まえた豊かな言語環境を整え、充実に図ることが求められている。

日々の幼稚園生活において、教師が幼児一人一人にとって豊かな言語環境となることを自覚する必要がある。教師の言葉や行動する姿等が幼児の言動に大きく影響することを認識しておくことが大切である。

経験したことや考えたこと等を自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度をはぐくみ、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を育成することが大切である。子どもをはぐくむ言葉の働きとしては、次の4点が考えられる。

○人と人との絆（きずな）を「つなぐ」 ○互いの思いを「伝え合う」

○知識や考え方を「広げる」 ○響きやリズムを一緒に「楽しむ」

幼小接続

幼稚園では計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、一人一人に応じた総合的な指導を行っている。一方、小学校では、時間割に基づき、各教科の内容を教科書等の教材を用いて学習している。このように、幼稚園と小学校では、子どもの生活や教育方法が異なる。このような生活の変化に子どもが対応できるようになっていくことも学びの一つとして捉え、教師は適切な指導を行うことが必要である。

一方、小学校においても、幼稚園から小学校への移行を円滑にすることが求められる。特に、低学年においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して、はぐくまれてきたことを生かしながら教科等の学びにつなげるようスタートカリキュラムを編成し、その中で、生活科を中心に合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定等も行われている。

子どもの発達と学びの連続性を確保するためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼稚園と小学校の教師が接続期カリキュラムに係る意見交換や合同研修の機会などを設け、共に幼児の成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解するとともに、それぞれの教育方法や環境の改善と工夫を行い、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続が図られることが大切である。

見通しと振り返り

幼児は、幼稚園生活の中で、楽しかったことや嬉しかったこと、悔しかったこと等を振り返り、教師や他の幼児とその気持ちを共有するなどの体験を重ね、次の活動への期待や意欲をもつようになっていく。また、一緒に活動を楽しみながら、その活動の流れや必要なもの等が分かり、もう一度やりたいと思ったり、自分たちで準備をして始めたりするようになる。教師は、発達の過程を踏まえて、幼稚園生活の中で見通しをもったり振り返ったりする機会を捉え、幼児の実態に即して、体験を積み重ねていけるように工夫していくことが求められる。その際、幼児の気持ちを受け止め、幼児の視点から次の活動につないでいくことが大切である。

教育活動の評価と生かし方

教師は、日々の保育の営みの中で一人一人の幼児の発達の姿から指導が適切であったかどうか振り返る必要がある。単に「できる、できない」、「早い、遅い」、「分かる、分からない」などの結果だけを見て評価するのではなく、保育の中で、幼児の姿がどのように変容していくか、その過程を捉え、指導の手掛かりを考えていくことが大切である。

すなわち、保育における評価は、幼児理解と教師の指導の改善の両面から行われることが大切である。

<幼児理解に関して>

- ・ 幼児の生活の実態についての理解が適切であったか。
- ・ 幼児の発達についての理解が適切であったか。 など

<指導の改善について>

- ・ 指導計画で設定した具体的なねらいや内容が適切であったか。
- ・ 環境の構成が適切であったか。
- ・ 幼児の活動に沿って必要な援助が行われたか。 など

保育の中で幼児がどのように変容しているかを捉えながら、そのような姿が生み出された様々な状況について適切かどうかを検討して、保育をよりよいものに改善するための手掛かりを求めることが評価であるといえる。

評価の妥当性や信憑性が高められるよう、例えば、他の教師等からも情報を得て、より多面的に幼児を捉える工夫を行う。組織的・計画的な取組を推進すると共に、次年度は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすることが必要である。

資料⑦ P172

学期末の評価と新学期の計画・準備

教師は、これらの評価を記録に残し、自らの幼児理解や指導の在り方を振り返り、それを他の教師と話し合うことによって、多面的な幼児の姿や保育の課題等に気付き、幼児理解や指導についての考え方を深めることができる。さらに、その気付きを指導計画の改善に生かすことが大変重要である。幼児にとっての幼稚園生活は、担任を中心とした学級を基盤にして営まれている。したがって、担任が学級経営をどのように行うかということが、幼児の幼稚園生活や一人一人の育ちに大きく影響することになる。

学期末の評価は日常の担任自身の在り方も含めて、学級経営全般について基本に立ち返って見直す大切な節目としていかなければならない。

指導要録

指導要録とは、幼児の学籍並びに指導の過程とその結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものである。各園の設置者が示す様式に従い、各園で作成する。学校教育法施行規則第24条第2項において、幼児の指導要録の抄本又は写しを作成し、小学校等の校長に送付しなければならないこととなっている。適切に送付することも含め、小学校等との情報の共有化を工夫する必要がある。

作成に当たっては、小学校等での指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して幼児にはぐくまれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入するように留意する必要がある。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に幼児の育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入することが大切である。

《参考資料》

- 「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～（審議まとめ）」（文部科学省 令和5年2月）
- 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（文部科学省 令和4年4月）

資 料

	内 容	関係法令の規定
職務上の義務	服務の宣誓	地公法第31条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。
	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	地公法第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。 *職務命令は、上司から部下の職員に対して発する命令で、職員の職務の遂行についての命令の他、職務の遂行に関連して必要な身分上の命令を含む。
	職務に専念する義務	地公法第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
身分上の義務	信用失墜行為の禁止	地公法第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
	秘密を守る義務	地公法第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 *「秘密」とは、一般に了知されていない事実であつて、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものである。
	政治的行為の制限	地公法第36条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。 教特法第18条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。 2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百十条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。 国公法第102条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。 2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。 3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。 *教職員も国民の一人として思想の自由、表現の自由は保障されている。しかし、公立学校の教育公務員については、その職務と責任の特殊性にかんがみ、地方公務員法によらず、国家公務員法及び同法に基づく人事院規則により、強い規制が加えられている。
	争議行為等の禁止	地公法第37条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。
	営利企業への従事等の制限	地公法第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針

→ Ⅲ－１－(2) 働き方改革と学校組織

「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」の概要

【勤務時間の上限時間】◎給特法第7条第1項の指針と同じ

① 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内

② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、

1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内

(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内かつ時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで)

教職員の人事評価

→ Ⅲ－１－(2) 働き方改革と学校組織

教職員が職務上の課題を認識して主体的に職務に取り組み、評価者がその職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することにより、教職員の育成及び資質能力の向上を図り、学校組織の活性化に資することを目的として実施している。

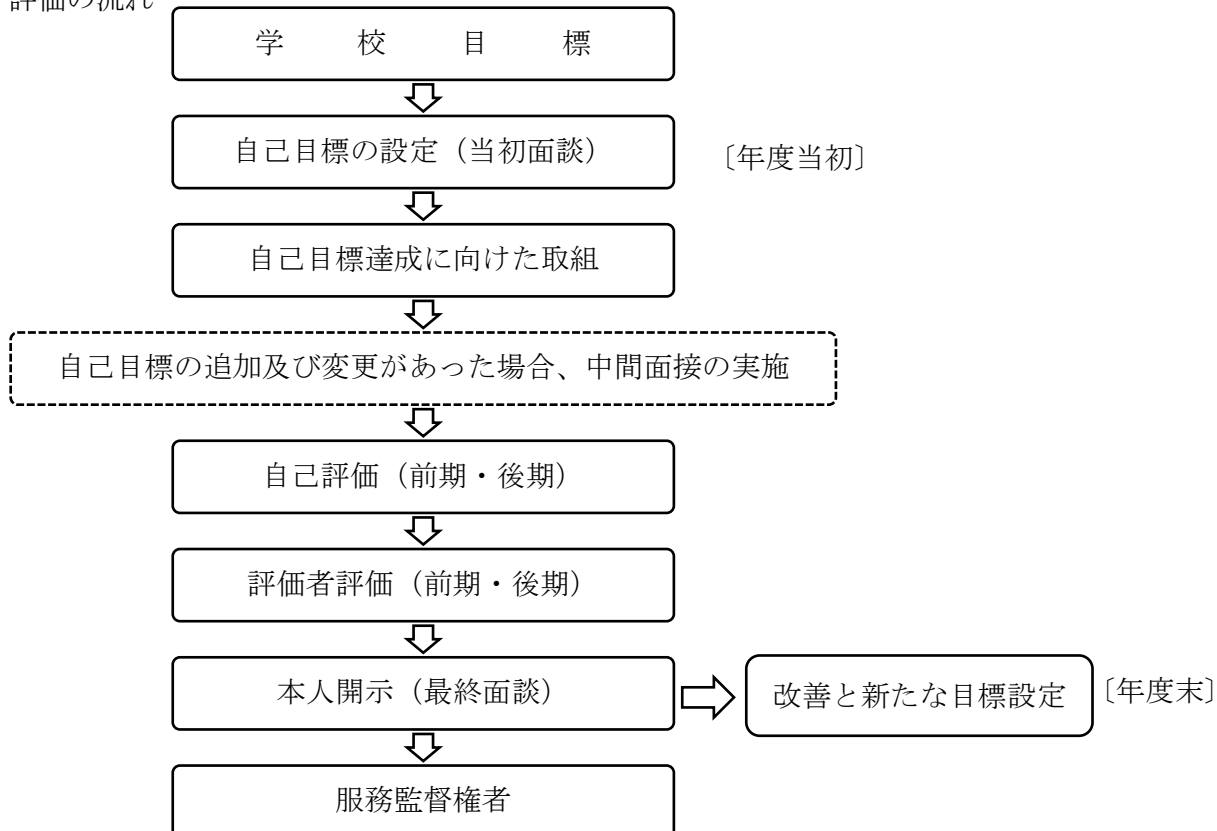
○ 評価の概要

「C」を一般的な評価の段階として「B」「A」の加点方式による3段階の絶対評価により行う。

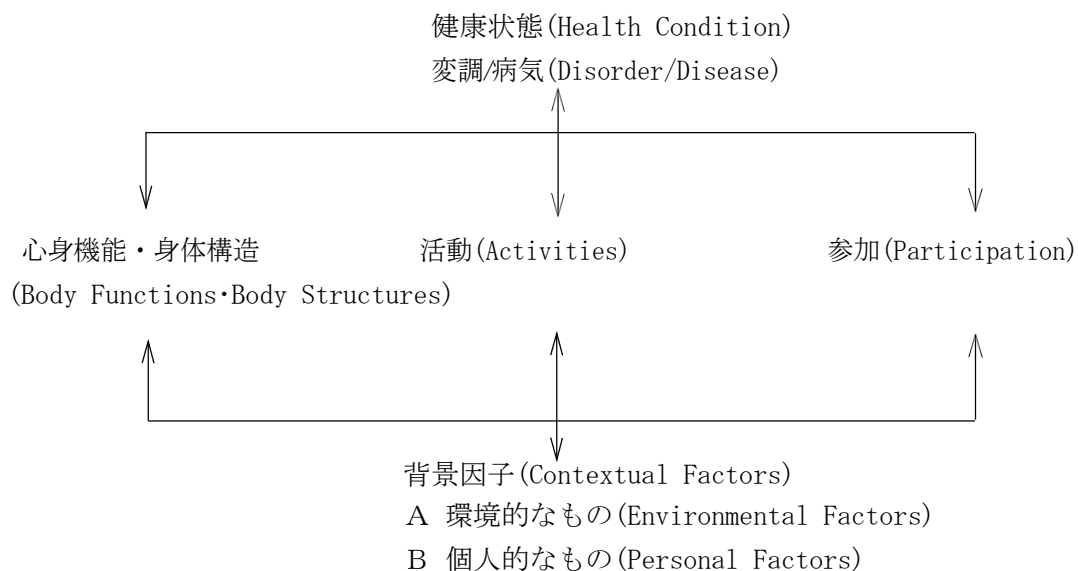
評価項目	評価項目の定義
能力	職務遂行の過程で発揮された力
実績	目標の達成度合い
意欲	目標達成に対する取組姿勢を重要な観点とした職務への取組姿勢

※「意欲」は、「能力」及び「実績」共通の評価項目

○ 評価の流れ



障害は、世界保健機関（WHO）では、下図に示す諸要素の相互関係で表されている。



障害は、機能障害などによる日常生活での活動の制約や、就職など社会参加の制限に関連するが、それだけで障害は理解されるものではない。健康状態と、環境または個人的な背景因子との間の相互作用あるいは相互関係として表す必要があるとされている。各因子間の関係は極めて多様で複雑であり、図式の単純な理解は避けなければならないが、各因子のレベルの変化に応じて障害の質や程度も変化するのである。

医療の進歩や交通手段における障害対応機能の改良（環境因子）が、身体障害者の健康状態の改善や移動能力の拡大につながり、活動制約や参加制限の緩和や減少を通じて、障害の改善・克服をもたらすのは、その一例である。

（「国際生活機能分類（ICF）」）

「地域支援センター」「京都府スーパーサポートセンター(SSC)」 による地域への支援

各府立特別支援学校に設置する地域支援センターにおいて、幼児児童生徒の障害や発達に関して来校相談や巡回による相談を実施しています。盲学校、聾学校、城陽支援学校は府内全域を対象に障害種別による相談を、その他の地域支援センターでは各通学区域を対象にして相談を実施しています。

さらに京都府スーパーサポートセンター（SSC）を設置し、重層的に相談支援を行っています。



京都府の特別支援教育
まなびの道しるべ

まなびの場

のいろいろ

就学先の決定

早期から本人・保護者への十分な情報提供、個別の教育支援計画の作成・活用による支援が重要です。

個別の教育支援計画の作成・活用による支援

10/31
まで

学齢簿の作成

11/30
まで

就学時の健康診断

就学の判断
学校教育法施行令第22条の3

非該当

該当

市町（組合）教育委員会

1/31
まで

小中学校への
入学期日等の
通知
(↓保護者)

特別支援学校
への入学期日
等の通知
(↓保護者)

本人・保護者の
意見を最大限尊重

総合的判断

就学先決定ガイドランス

府教委

小中学校
特別支援学級
通級指導教室

特別支援学校

※就学先決定後も柔軟に就学先を
見直していく（総合的判断）



4/1

学校教育法施行令 第22条の3って？

下記基準に該当しなければ特別支援学校へ就学することはできません。
該当したお子さんのうち、市町（組合）教育委員会が特別支援学校へ就学することが適当と認めたとき
特別支援学校に就学することが可能になります。

視覚障害

- ①視力がおおむね 0.3 未満
- ②視野狭窄が高度な視機能障害

聴覚障害

両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上

知的障害

- ①知的発達の遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活で頻繁に援助を必要とする程度
- ②上記の程度に達しない場合

肢体不自由

- ①補助具によっても歩行、筆記等、日常生活の基本的動作が不可能又は困難な程度
- ②上記の程度に達しない場合

病弱・身体虚弱

- ①慢性の呼吸器疾患、肝臓疾患、神経疾患、悪性新生物等の病弱者
- ②身体虚弱者

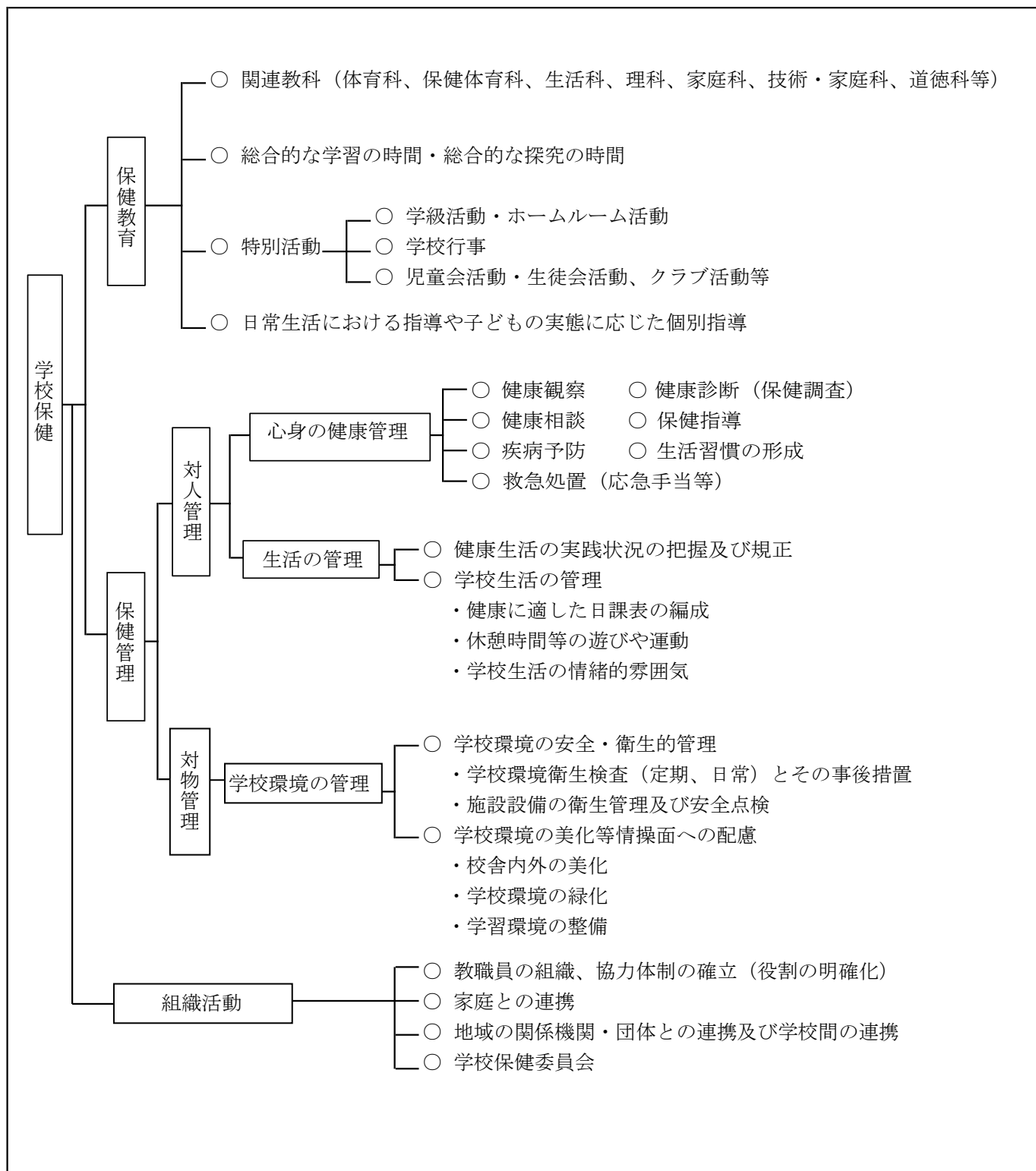
拡大鏡の使用によっても通常の文字等の認識が不可能
又は著しく困難な程度

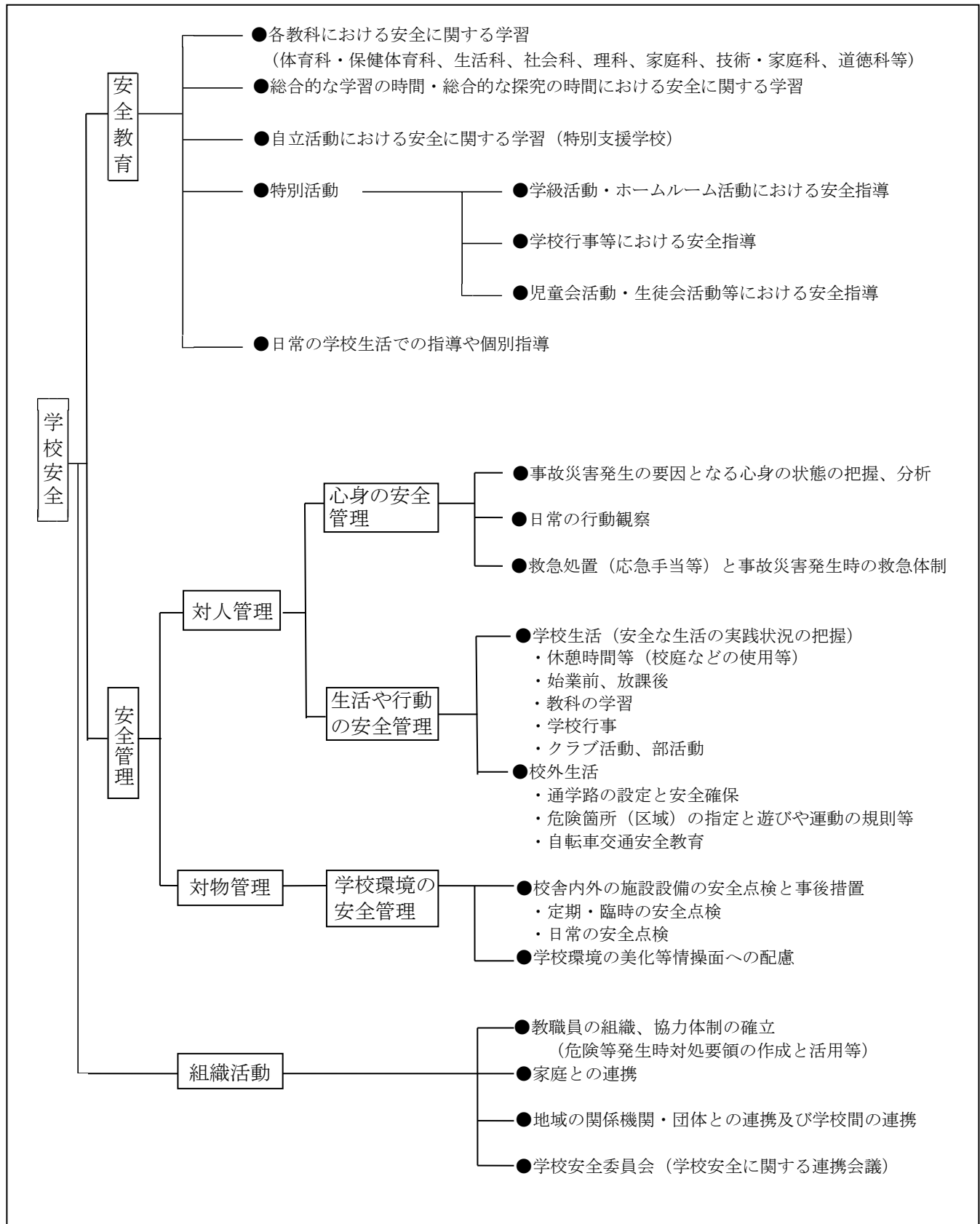
補聴器等の使用によっても通常の音声の理解が不可能
又は著しく困難な程度

社会生活への適応が著しく困難な程度

常時医学的な観察指導を必要とする程度

継続して医療又は生活規則を必要とする程度





→ Ⅳ－６－(４) 学校給食

→ Ⅳ－８－(１)、(２)、(４) 学級・ホームルーム経営の在り方と実際

資料⑨

学校給食の目標

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(学校給食法第２条)

→ Ⅳ－６－(４) 学校給食

→ Ⅳ－８－(１)、(２)、(４) 学級・ホームルーム経営の在り方と実際

資料⑩

学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

- ① 食物アレルギーを有する児童生徒が、安全で安心な学校生活を送ることができる(安全の確保)。
- ② 食物アレルギーを有する児童生徒においても、学校給食の時間及び食物を扱う学習活動等を安全かつ楽しんで過ごすことができる(QOL【Quality Of Life】の向上)。
- ③ 教育委員会の方針に基づき、校長のリーダーシップにより、学校全体で組織的に対応する。
- ④ 教職員全員が研修等の実施により、食物アレルギーに関する正しい知識を身に付ける。
- ⑤ 児童生徒の食物アレルギーに対する理解を深める。
- ⑥ 保護者との共通理解を図るとともに、連携し、情報を共有する。
- ⑦ 緊急時に適切な対応を行う。

「学校等における食物アレルギー対応の手引」(京都府教育委員会 平成29年３月)及び
追記分「まわりの児童生徒への指導及び関連法等」(京都府教育委員会 平成31年３月)

資料⑪

食に関する指導

【食に関する指導の目標】

(知識・技能)

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

(思考力・判断力・表現力等)

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

(学びに向かう力・人間性等)

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

【食育の視点】

- ◇ 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ◇ 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
- ◇ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】
- ◇ 食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】
- ◇ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】
- ◇ 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

【個別的な相談指導】

①想定される個別的な相談指導

学校では、偏食のある児童生徒、肥満・やせ傾向にある児童生徒、食物アレルギーを有する児童生徒、スポーツをしている児童生徒、食行動に問題を抱える児童生徒を対象とした個別的な相談指導が想定されます。また、栄養や食が関係する疾患を有する児童生徒についても、本人や関係者から相談指導の依頼があった場合は対応します。

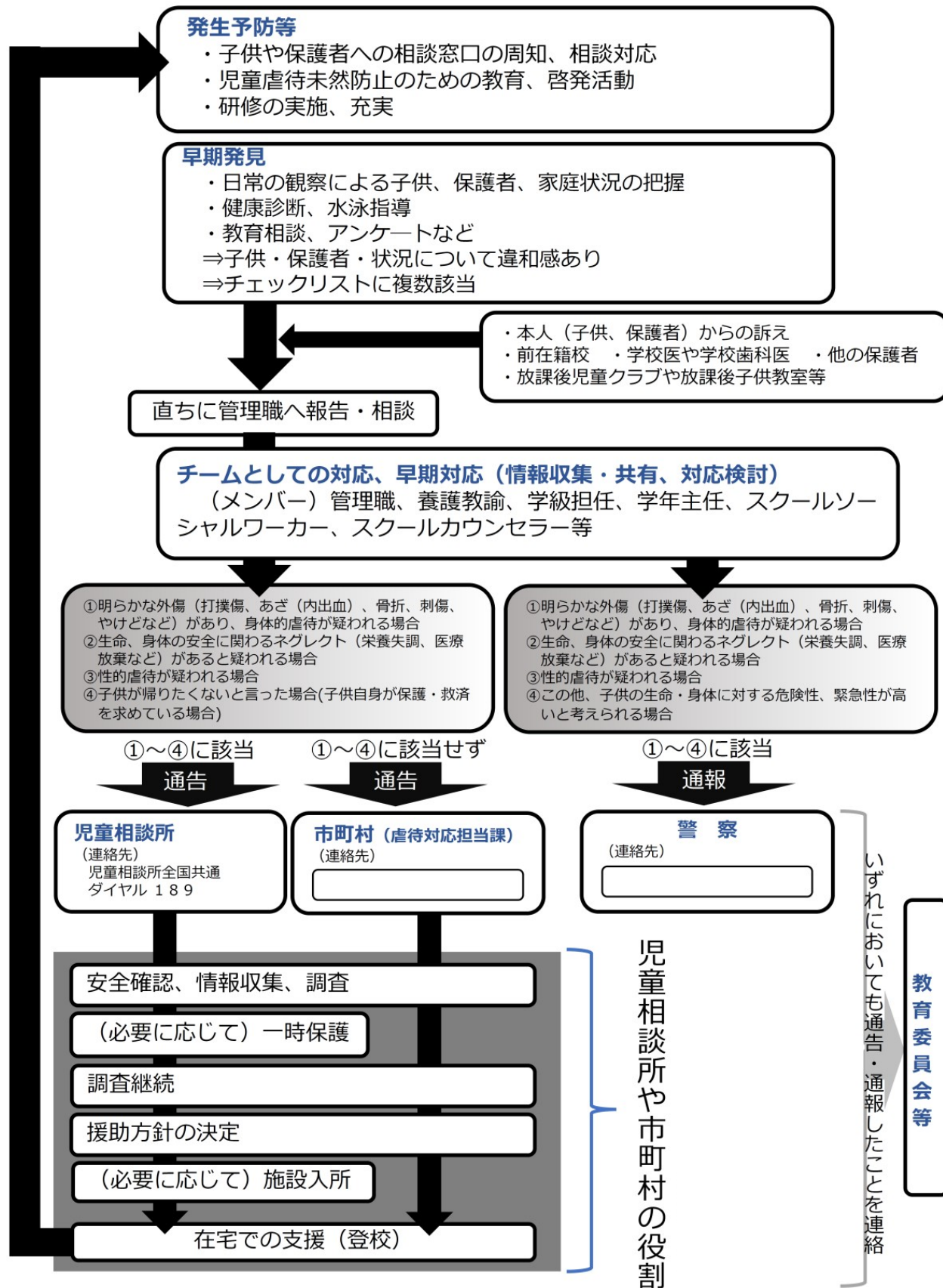
②教職員の役割

個別的な相談指導については、学級担任、養護教諭、栄養教諭、保健主事、体育主任（または部活動担当）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、保護者等が連携を図り、適切に対応することが大切です。児童生徒の変化や発言の中に課題が感じられるときには、特に密接に連携の上、指導の必要性や具体的な方策を検討し、速やかに個別的な相談指導を進めていきます。身体・精神の発達には個人差があり、対象の年齢によって理解力・実践力に違いが見られるほか、家庭環境も異なります。特に学級担任は、児童生徒の生活環境、日常の行動等を知る立場にあるので、教職員の共通理解と協力のもと、日頃から十分な教育的配慮を行うことが大切です。生活習慣の課題については、重点的に養護教諭、栄養教諭との連携を図ることにより、より良い生活習慣が身に付けられるよう導きます。

学校における虐待対応の流れ ～通告まで～

→ IV-7-(5) エ 児童虐待への対応

学校における虐待対応の流れ ～通告まで～



虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【乳幼児期】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

	☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。 大人の顔色を伺ったり、接触をさげよとしたりする。
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動	担任教諭、保育士等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	保護者への態度	保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。 からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。
	身なりや衛生状態	季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	登園状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。
保護者の様子	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に関心であったり、育児について拒否的な発言がある。
	きょうだいとの差別	子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。 きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいでも服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態（健康状態）	精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない） アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
	幼稚園、保育所等との関わり	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。
	家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和 夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族（同居者間の暴力）不和がある。 住居の状態 家中ゴミだらけ、臭異、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。 サポート等の状況 近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】		
	☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題 複雑な家族構成	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の違い（やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等）が見られる。 親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況（結婚、離婚を繰り返す等）
	きょうだいが若しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴 養育技術の不足	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。 知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産 若年の妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産 10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【学齢期以降】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		☑欄	様子や状況例	
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。（学齢期に発現する夜尿は要注意）	
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさげよとしたりする。	
			表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。	
	無関心、無反応		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関われず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 大人に対して反抗的、暴言を吐く。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。	
	攻撃性が強い		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。	
	孤立		担任の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。	
	気になる行動		反社会的な行動（非行） 深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。 保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。	
	反社会的な行動（非行）		保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。 からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。	
	保護者への態度		食事の状況 食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。	
	身なりや衛生状態		登校状況等 理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがらない。	
	保護者の様子	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に関心でなかったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
		きょうだいとの差別		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
		心身の状態（健康状態）		精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない） アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
気になる行動			些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。	
学校等との関わり			長期にわたる欠席が続く、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
家族・家庭の状況		家族間の暴力、不和		夫婦間の口論、言い争いが、家族。 絶え間なくけんかがあったり、家庭（同居者間の暴力）不和がある。
		住居の状態		家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。
	サポート等の状況		近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
【その他 気になること、心配なこと】				
		☑欄	様子や状況例	
※参考事項	経済的な困窮		保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。	
	生育上の問題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ（やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等）が見られる。	
	複雑な家族構成		親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況（結婚、離婚を繰り返す等）	
	きょうだいが多く多い		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子	
	保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。	
	養育技術の不足		知識不足、家事・育児能力の不足	
	養育に協力する人の不在		親族や友人などの養育支援者が近くにいない。	
	妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産	
	若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前の上産	

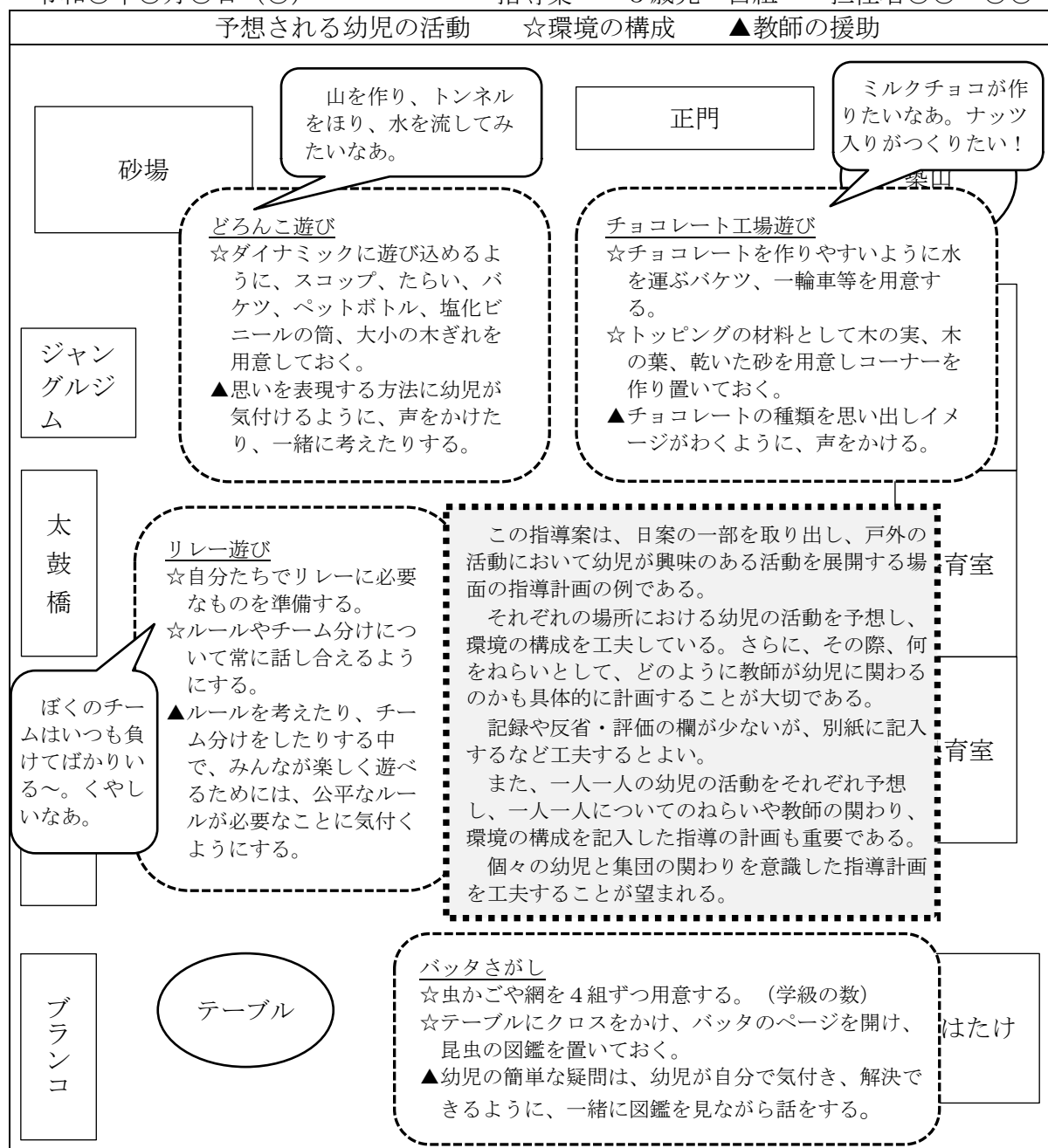
※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

前週 の 幼 児 の 姿	・ 運動会で見たリレーや組体操が気に入り、自分たちもやってみたいと思っている様子が 見られる。 ・ 運動会でたくさん経験をした。この週末には、保護者の方と運動会のことを話す 機会もあったと思われる。 ・ 「この葉っぱは何だろう」「この実は何だろう」と園庭や散歩に行った公園で木の葉や実 を拾い、秋の自然に興味をもつようになってきている。		ね ら い	○ ルールを理解したり、守ったりしながら友達と楽しく遊ぶ。 ○ 遊びの中に、自然を取り入れて楽しむ。 ○ 自分の気持ちを言葉で相手に伝えようとする。 ○ 運動会でやったことや思ったこと等を表現する。	内 容	○ 遊びに使うものやルールについて考えを出し合い、工夫して楽しむ。 ○ 木の葉や実等秋の自然物を遊びの中に取り入れて楽しむ。 ○ イメージや考えたことを自分の言葉で話して相手に伝えようとする。 ○ 運動の経験を思い出し、やったことや思ったことを身近な素材を使っ て表現する。	17日 保護者懇談会 午前保育 18日 園内研修会	17日 (金)
	15日 (月)	16日 (火)	17日 (水)	18日 (木)	19日 (金)			
日 行 事			午前保育 保護者懇談会	園内研修会				
環 境 の 構 成	・ リレー遊びが安全に行えるようにコースを引いた り、他の遊びと動線が重ならないように工夫したりす る。 ・ 秋の自然と遊ぶコーナーを作り、色づいた葉やどん ぐり等の実を種類ごとに分けて入れた箱や必要な用 具・絵本を幼児の目のつきやすいように置く。 ・ 運動会の経験を思い出しやすいように、運動会で使 った用具や写真等を保育室に展示する。 ・ 活動の区切りや終わりの集まりを通して、自分の思 いをしっかりと話したり、友達の思いを受け止めよう としたりする雰囲気をつくる。		・ 幼児の意欲を高めるために、幼児の作った作品をコーナ ーに展示する。 ・ 幼児のイメージを実現できるように絵の具の色数を増や す。 ・ 活動の区切りや終わりの集まりの時間を確保する。		・ 幼児の話し合いでチーム分けをする。 ・ 幼児のイメージを実現できるように穴を空けたどんぐ りを入れる箱と毛糸を準備する。			
予 想 さ れ る 幼 児 の 活 動	○ リレーをする。 ・ 教師と一緒に、必要な用具や白線を準備する。 ・ 教師の支援のもと、ルールやチーム分け等を友達と 話し合いながら決める。 ○ 葉っぱやどんぐりで遊ぶ。 ○ 運動会ごっこをする。 ・ 運動会で経験したことを教師や友達と一緒に話を したり、ごっこ遊びをしたりする。 ・ 自分の経験したことを思い出しながら、画用紙に表 現する。 ○ 活動の区切りや終わりの集まり		○ リレーをする。 ・ 自分たちで必要な用具等を考え、準備する。 ・ 教師の支援の下、チーム分けについて話し合う。 ○ 葉っぱやどんぐりで遊ぶ。 ・ 友達の作品等から、さらにイメージを広げ、木の葉や どんぐりを使ったいろいろな遊びに挑戦する。 ○ 運動会ごっこをする。 ・ 運動会で経験したことを話したり、ごっこ遊びをし たりする。 ・ 昨日より多くの色の絵の具で、自分の経験したことを 思い出しながら表現する。 ○ 活動の区切りや終わりの集まり		○ リレーをする。 ・ 教師の支援のもとチーム分けについて話し合うこと によりルールの大切さに気付く。 ○ 葉っぱやどんぐりで遊ぶ。 ・ 友達の作品等から、さらにイメージを広げ、木の葉 やどんぐりを使ったいろいろな遊びに挑戦する。 ○ 運動会ごっこをする。 ・ 運動会で経験したことを話したり、ごっこ遊びをし たりする。 ・ 自分の経験したことを思い出しながら絵に表現する。 ○ 活動の区切りや終わりの集まり			
教 師 の 援 助	・ リレー遊びに必要な用具やルールについて、幼児と 一緒に遊びながら幼児の思いや考えを引き出し整理す る。 ・ 自分で作って遊んでみようとする興味がわくよう に、秋のコーナーにきた幼児とサンプル作品と一緒に 遊ぶ。 ・ 運動会で経験したことを思い出し、表現したくなる ように、用具や写真を見て幼児と話したり、ごっこ遊 びをしてみたりする。 ・ 活動の区切りや終わりの集まりでは、それぞれが経験 したことを話題にして、学級で共有する。また、それぞ れの遊びが発展するように支援する。		・ リレーの人数が増えると予想される。チーム分けについ ては、はじめのうちは見守り、必要に応じて幼児の話し合 いに入る。 ・ 幼児の作った作品を秋のコーナーに展示することによ り、他の幼児の興味やイメージを広げる。 ・ 絵の具の色を増やすことにより、幼児の思いを十分に 表現させる。 ・ 活動の区切りや終わりの集まりでは、それぞれが経験し たことを話題にして、学級で共有する。また、それぞれの 遊びが発展するように支援する。		この週案では、「ねらい」や「内容」について、「幼児期の終わりま 育ってほしい姿」を意識し、前週の幼児の実態を踏まえながら、今週全 体を通して生活の流れを見通すことができるように工夫している。 また、毎日、幼児の様子のポイントを記録し、教師が反省したことを 次の日の環境の構成や教師の援助に反映させるようにしている。 環境の構成の欄は、この週の生活の流れを作り出すポイントになるよ うな事柄を記入する。また、記録と反省をもとに、より具体的にこ 柔軟に環境を再構成していくことが大切である。 予想される活動の欄は、記録や反省によって環境の構成を見直し、 その環境に関わって幼児がくり出す活動を予想して記入する。 今日の指導を振り返り、環境を再構成し、一日一日の幼児の生活の流 れを予想することを日々繰り返すことにより、適切な指導を行うことが できるようになる。多面的に評価するためには、教師同士で情報や意見 を交換することも大切である。			
記 録 ・ 反 省	○ リレー遊び ルールをほぼ作り出すことができ、3度走ることが できた。自然にチームが均等に分かれた。明日は人数 が増えると思われるので、チーム分けの方法を考えさ せたい。 ○ 秋のコーナー サンプルとよく似た作品を作ることができ満足して いた。自分なりのイメージをもって様々な作品にチャ レンジさせたい。 ○ 運動会の表現活動 自分たちの踊ったダンスを踊ったり、年長児の組体 操のごっこ遊びをしたりしていた。その後、友達と話 しながら、5色の絵の具と筆で色画用紙に描いてた。 国旗を描きたがっていたが、色がなかった。準備した い。 ○ 活動の区切りや終わりの集まり Aの気分が悪くなったため、十分に時間がとれなくな った。明日は十分に時間を確保したい。		○ リレー遊び 準備等は自分たちでできた。はじめのうちは、気の合う 友達だけであったため、チーム分けもうまくいっていた。だ んだん仲間が増え、うまく進行できなくなってきたため、幼 児の話し合いの中に入り、幼児の思いを引き出しながら、チ ーム分けの方法について考えられるように支援した。 ○ 秋のコーナー どんぐりのネットクレスを作りががっていた。穴の空いた どんぐりを準備したい。 ○ 運動会の表現活動 昨日から取り組んでいた幼児の作品が完成した。終わり の会で見せたり教室に掲示したりすることにより、達成感 を味わわせるとともに他の幼児の興味がわくようにした い。 ○ 活動の区切りや終わりの集まり 時間を確保することができたが、教師との一対一対応で あった。友達の顔を見て話を聞くことができるように座り 方を工夫したい。		幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 ・ 健康な心と体 ・ 自立心 ・ 協同性 ・ 道徳性・規範意識の芽生え ・ 社会生活との関わり ・ 思考力の芽生え ・ 自然との関わり・生命尊重 ・ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ・ 言葉による伝え合い ・ 豊かな感性と表現			

年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）	担任	〇〇 〇〇
組	4歳児 もも組		
ねらい	- 好きな遊びを見付け、友達と一緒に楽しむ。 - 思いや考えを言葉で伝えようとする。	内容	- 戸外で楽しんで遊ぶ。 - 友達との関わりを楽しむ。 - 自分の考えたことや思ったこと等を相手に伝える。
時刻	環境の構成	予想される幼児の活動	教師の援助
8:30	- 好きな戸外での遊びが見付けられるように遊具や道具を目に触れるように準備しておく。 - 砂山遊び （水が運べる道具） - 泥団子づくり（カップ） - 秋のコーナー （穴を空けたドングリ） （友達の作品） - 虫の観察（虫かご）（網） （秋の図鑑） - リレー（輪）（じょうろ）	〇登園する。 - 先生や友達とあいさつを交わす。 - 持ち物の始末をする。 〇好きな遊びをする。 - 砂山とトンネル - 水路作り - 秋のコーナー - 虫の観察 - リレー	- 一人一人と笑顔であいさつを交わし、健康状態を視診する。 - 持ち物の始末が終わったら、スモックを着用するように声をかける。 - 幼児の様子を受け止め、幼児が何をして遊びたいのかを把握し、好きな遊びが楽しめるように声をかけるなど援助する。 - 幼児の目に付きやすいように昨日の作品を教室に展示する。 - 連絡帳等に目を通し、家庭からの連絡事項や帰りの方法を確認する。 - 欠席する幼児の状況を把握する。
9:30	☆別紙 指導案参照	この日案は、一日の流れを時系列に整理し、環境の構成と予想される活動の両面から考えるものである。 ねらいをどのように達成するのかという具体的な教師の援助を予想される幼児の活動に対応して記入するとよい。 適切に教師が援助するためには、環境の構成を具体的にイメージすることが大切である。 登園から降園まで、具体的にいていねいに文章で表現することにより、保育のねらいや流れ、環境の構成に必要な教材や教師の関わり等が鮮明にイメージできる。 今日の中心になる活動については、別紙に指導案として、園庭や保育室のそれぞれの場所で、どのように活動が展開されるのかを予想し、図や文章で表現する工夫も考えられる。 また、適切な環境の構成や教師の援助のためには、実際に展開された幼児の生活の姿を記録に残していくことが必要である。さらに、それを「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と関連させて捉え、日案の下欄に反省や評価を記入する工夫も考えられる。ねらいに沿って、今日の指導や援助、環境の構成はどうであったか振り返りたい。 それぞれの園の実態や特色によって、形式や表現の仕方を工夫することが望まれる。	
10:30 11:00	- 幼児の思いが明日の遊ぶうなものは、置保する。 - 落ち着いていたり感じたゆっくり交流でつくる。	- 庭や保育室のそれぞれの場所で、どのように活動が展開されるのかを予想し、図や文章で表現する工夫も考えられる。 - また、適切な環境の構成や教師の援助のためには、実際に展開された幼児の生活の姿を記録に残していくことが必要である。さらに、それを「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と関連させて捉え、日案の下欄に反省や評価を記入する工夫も考えられる。ねらいに沿って、今日の指導や援助、環境の構成はどうであったか振り返りたい。 - それぞれの園の実態や特色によって、形式や表現の仕方を工夫することが望まれる。	- て片付けかける。 - ない幼児たり文章思いが友を味わわ - とや他のな活動をり聞い - 友達を意
11:30	- 持ち帰るものを忘れていないか確認する。 - 降園班から離れて帰る幼児は職員室に集合させ待機させる。（絵本・折り紙）	〇降園する。 - 集団降園する幼児はコース毎に集まる。 - 集団で降園しない幼児は職員室で、絵本を読んだり折り紙を折ったりして待つ。	- 識し、今日一日の達成感を味わえるようにする。 - 降園時の家庭からの連絡事項を確かめる。
反省 ・ 評価	※今日のねらいに沿った振り返りのポイント例 （幼児） - 友達と一緒に好きな遊びを楽しむことができたか。 - 思いや考えを言葉で伝えようとすることができたか。 （教師） - 幼児が友達と活動する楽しさを味わうことができるように援助できていたか。 - 幼児が思いや考えを伝えられるように援助できていたか。		

令和〇年〇月〇日（〇）

指導案 5歳児 白組 担任名〇〇 〇〇



記録・反省・評価

○ どろんこ遊び

- ・ Aのグループの中へ入れて欲しそうなB。Bの思いを教師が代弁しすぎてしまった。明日は、B自身が言葉で伝える方法を援助したい。
- ・ Aは木ぎれを船に見立てて遊び始めた。船が抵抗なく水路を進むようにしたい様子であった。そのためには、どうすればよいのか試行錯誤する幼児を支援したい。一度にたくさんの水が運べるように一輪車とバケツを準備し、砂場の道具入れの前に出しておきたい。

○ リレー遊び

- ・ Cが自分の思い通りにリレーを進めていた。D・Eがチーム分けの不公平さに気付き始めているが、Cに伝えるまでには至らなかった。明日は、遊びの様子を見守りながら、D・Eの思いを引き出したい。
- ・ ・ ・ （後略） ・ ・ ・

【記録例】 令和〇年〇月〇日

No. 2

記録者

〇〇 〇〇

幼児の姿（事実）	◎教師の見取り ☆教師のはたらきかけ
(続き)	
A： Bと言ひ合いをした後、段ボールの中にもぐりこむ。	☆ Aの視界に教師はいるが、声はかけない。
A： なかなか出てこない。時々、段ボールを蹴って大きな音を出している。	◎ 教師が声をかけ、解決してくれるのをAは待っている。
A： 約10分後、段ボールから顔を出しままごとの様子を時々見ている。	◎ 周りの様子が気になり、出て行く機会をうかがっている。
C： Bや他の幼児は次々とごちそうを作り、教師や友達に振る舞っている。	☆ 「赤い実がほしいなあ。」とAに聞こえるように大きな声を出す。
A： 「ぼく、赤い実あるところ知ってる！」	
段ボールから飛び出し、赤い実を取りに外に行	

(1) 記録を工夫する

幼児を理解し、評価する手掛かりの一つとして、幼児の生活する姿を記録に残すことが必要になる。記録の視点や方法に一定の形式はない。記録を残す習慣をつけるとともに、既成の形にとらわれることなく記録の方法を工夫することが大切である。

例えば、エピソードを記録する方法、週案や日案の用紙を使って記録する方法、個人票や例示した記録の用紙を活用する方法等、記録の目的等も考えながら工夫したい。

(2) 記録から読み取る

幼稚園における評価は、個々の幼児の心の動きや発達を理解することによって、よりよい保育を生み出すためのものである。保育を改善するためには、その記録から何を読み取るのかが大切な意味をもつ。

- ① 個々の幼児の生活の変化を読み取る。
- ② 幼児の姿を生み出した状況を捉える。
- ③ 教師の指導の意図を読み取る。

子どもがどのように遊びを刺激され、教師がその過程にどのように関わったのかが見えるように記録を取り、その記録を蓄積していくことが大切である。

(3) 多くの目で分析・評価する

一人の教師の目に映ったそれぞれの幼児の姿は、幼児のごく一部である。また、教師自身のものの見方や考え方によって、その姿の見え方は違ってくる。多くの目で見たことを重ね合わせることによって、自分には見えなかった幼児の姿や自分の保育の問題点等も見えてくる。教師には、相互に意見を交わし、互いに幼児を見る目を高めていけるような人間関係をつくることが求められている。また、評価の妥当性や信頼性を高めていくことにもつながる。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置きながら今日の保育の中で見られた幼児の姿から、ねらいを達成したか、そのために適切な環境の構成や指導が行われたかを評価することが大切である。

(4) 明日の保育を見通す

分析・評価から、明日の保育の流れを予想して、どのようなねらいで、どの場面で、誰に、どのように関わるのか、どのように環境の構成を工夫するのかなど、具体的に計画することが大切である。保育を進めるためには個々の幼児を見る目と集団を見る目の両方が必要であり、集団と個々の幼児との関係を受け止めて、具体的な保育の手立てを考えることが重要である。

電話対応の基礎

職場の電話は個人的な電話とは異なり、電話に出た人の印象がその職場全体の印象になる。また、対応の善し悪しが、その後の事の運びに大きく影響を与えることにもなる。電話で話す時は、相手に敬意を払いながら「ゆっくり、はっきり、ていねいに」を心掛けることが大切である。

ここでは、「電話の対応」の一例を示すが、人間関係や用件の内容等によってその仕方は異なる。また、取り次ぎの方法等についても、学校ごとに慣例が異なることがある。各校の実態に応じ、教職員として、社会人として適切な対応ができるよう心掛けていくことが必要である。

電話対応のポイント

- (1) 呼び出し音が鳴ったら、速やかに出る。呼び出し音が3回以上鳴ってから出る場合は、「お待たせいたしました。」と添える。また、保留はできるだけ短くする。
- (2) 個人情報（幼児児童生徒、教職員の電話番号や住所等）の問い合わせには応じない。
- (3) 外部の方から伝言を受けた時は、自分の名前を最後に名乗り、確実に伝言する旨を伝える。
- (4) 外部の方に対しては、教職員に尊敬語を使わない（ただし、教職員の家族や身内に対しては尊敬語を使う。保護者への対応については、以下のような考え方もある）。

第3章 敬語の具体的な使い方

第3 具体的な場面での敬語の使い方

2 「ウチ・ソト」の関係における問題

【23】 保護者からの電話で、同僚の田中教諭の不在を伝えるときに、「田中先生はおりません。」と伝えたが、それで良かったのだろうか。それとも「田中はおりません。」と伝えた方が良かったのだろうか。

【解説1】 この場合、「ウチ・ソト」の意識に基づけば、同僚の田中教諭は「ウチ」の人であり、保護者を相手とする場合には「田中先生はおりません。」ではなく、「田中はおりません。」と伝えた方が良い。

【解説2】 同僚の田中教諭に関して「田中先生はおりません。」と敬称を用いた表現は、身内の人物は立ててはいけないという「ウチ・ソト」の意識からすれば問題がある。しかし、文化庁の「国語に関する世論調査」によれば、生徒の保護者に対しては「田中」ではなく、「田中先生」という言い方を支持する人が多い。学校では、「ウチ・ソト」の意識よりも、生徒を基準にして、その教師であるという点を優先させるからだと考えられる。なお、「田中」ではなく、「田中教諭」と職名で呼ぶ方法もある。この場合は、「ウチ・ソト」の意識から離れ、中立的な言い方になると言えよう。

「敬語の指針」（文化審議会答申 平成19年2月）

電話の応対事例（参考）

	シチュエーション	フレーズ	留意点
1	外線電話が鳴りました。	【朝9時ごろの場合】 「おはようございます。〇〇学校（受信者名）でございます。」 【上記以外】 「はい、〇〇学校（受信者名）でございます。」	・「おはようございます。」は、10時ごろまで。 ・受信の際は「もしもし」とは言わない。
	・呼び出し音が3回以上鳴ってから出た場合	「(大変) お待たせいたしました。」	・5回以上は(大変)を添える。
2	相手の名前と誰を呼ぶかを確認します。		
	・「 〇〇学校の〇〇ですが、〇〇先生をお願いします。」と言われた場合	「〇〇学校の〇〇（相手の名前）様でいらっしゃいますね。いつもお世話になっております。〇〇（名指し人）でございますね。しばらくお待ちください（ませ）。」	・相手の名前を確認する。相手に対して「ございます」は使わない。 ・該当職員の名前を確認する。
	・電話の声が小さくて、よく聞き取れない場合	「(恐れ入ります。) 少し、お電話が遠いようなので、もう一度お願いいたします。(申し訳ございませんが、もう一度お願いいたします。)」	・「お声が遠い」とは言わない。
	・相手の名前が分からない場合	「失礼ですが、どちら様でしょうか。」	・相手に対して「誰」は、使わない。
	・誰に用があるのか分からない場合	「誰をお呼びいたしましょうか。」又は、「誰におつなぎいたしましょうか。」	・「どなた」は、校(園)内の人間には使わない。
	・「 〇〇先生をお願いします」と言われたが、校内に〇〇が2人いる場合	「〇〇は2人おりますが……」	・「進路担当でしょうか。2学年の担任でしょうか。」や「国語科の〇〇でしょうか。」などと尋ねるのもよい。
3	該当教職員に取り次ぎます。		・取り次ぎ時間は、30秒を目安とする。それ以上かかる時は、折り返しの電話が必要かを確認する。
	・内線で連絡を取り、該当の教職員が電話に出た場合	「〇〇（自分の名前）ですが、〇〇学校の〇〇からお電話です（おつなぎしてよろしいでしょうか）。」	・内線を一度切ってもらった必要がある場合や、そのまま内線を切ると外線につながる機器もあるので、接続ミスがないよう気を付ける。
	・校内にいるが、所在がつかめない場合	「あいにく、（ただいま）席をはずしております。」 【相手の意向を伺う】 「お急ぎでしょうか。」 「ご用件をお伺いいたしましょうか。」 「いかがいたしましょうか。」 「こちらから電話させていただくよう申し伝えましょうか。」など	・該当教職員が校内にいることがはっきりしている場合は、折り返し電話する必要があるかなど、確認する。

4	該当教職員が不在です。		
	・ 始業前で、該当教職員が出勤していない場合	「あいにく〇〇は、席をはずしております。ご用件をお伺いいたしましょうか。」	・ 始業前の保護者からの電話は欠席連絡のことが多い。取りあえず用件を伺い、病欠の場合は、「お大事に」と一言添える。 ・ 伝言はメモを取り、確実に該当教職員に伝える。 ・ 相手によって、不在理由の伝え方を工夫する。 ・ 出張や休みについては、詳細を言わない。場合によっては、すぐに連絡がつかない状態（〇日まで出張）であることのみ伝える。 ・ 緊急時は、学校側が該当教職員に連絡を取り、相手に連絡が付くようにする。
	・ 該当教職員が授業中の場合	「あいにく〇〇は、ただいま授業中です。」	
	・ 該当教職員が出張・年休等の理由で不在の場合	「あいにく〇〇は、出張で一日おりません。」 「あいにく〇〇は、お休みをいただいております。」 【相手の意向を伺う】 「ご用件をお伺いいたしましょうか。」 「いかがいたしましょうか。」など	
5	不在者への対応について、相手の意向を伺います。		・ 相手の意向に沿って、応対を工夫する。
	・ 急用等で呼び出しが必要な場合	「あいにく、会議中です。いかがいたしましょうか。お急ぎでしょうか。」	・ 急ぎの場合は、メモを渡す等の状況を考える。
	・ 相手からかけ直す時刻を聞かれた場合	【戻る時刻がはっきりしている場合】 「（お手数をおかけしますが）よろしくお願いします。〇〇は、〇時ごろ、出張から戻る予定です（お電話がありましたこと、〇〇にお伝えいたします）。」 【戻る時刻がはっきりしない場合】 「何時に戻るかはっきりしておりませんので、戻り次第電話させていただくよう申し伝えましょうか（恐れ入りますが、お電話番号をお願いします）。」	・ 念のため相手の名前と電話番号を確認しておく。
	・ 伝言を依頼された場合	伝言内容を確認した後、 「確かに〇〇に申し伝えます。」 （「私〇〇と申します。」、「〇〇が承りました。」など）	・ 伝言はメモを取り、確実に該当教職員に伝える。 ・ 「受け手の名前」を一言添える。
6	用件が終わったので電話を切ります。	「失礼します。」	・ 受話器は、発信者が切ってから置く（受話器を乱暴に置かず、先に手でフックを押してから受話器を置くようにする。）。
※	取り次ぎを受け、電話に出ます。	「お待たせいたしました。〇〇でございます。」	・ 待たせたことを詫び、自分の名前をはっきり述べる。

別表1 勤務校研修項目との対照表(小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の教諭)

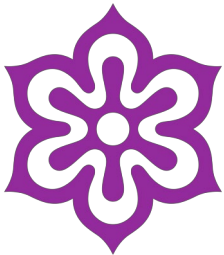
番号	研修項目	学校の教育力の向上を目指して	
A 本校の教育		章―節―(項)	内 容
1	期待される教員としての心構え	I―1 I―2 I―3	求められる教員の資質能力 教職員の服務 教職員の研修
2	本校の教育概要	II―1 II―2	京都府の教育の基本理念 京都府の教育施策推進の視点
3	学校運営と校務分掌	III―1―(1) III―1―(2)	子どもたち一人一人が未来の創り手となるために 働き方改革と学校組織
4	本校の教育課程と特色ある学校づくり	IV―1	学校の教育課程
5	PTAとの連携	III―2 IV―8―(5)	家庭や地域社会との連携・協働及び学校間の連携 学級事務 他
6	地域社会・環境の理解と連携	III―2	家庭や地域社会との連携・協働及び学校間の連携
7	学校段階等間の接続	IV―2―(5)	学校段階等間の接続
8	様々な文書の取扱い	IV―8	学級・ホームルーム経営
B 教育活動			
9	育成を目指す資質・能力	IV―2―(1) IV―2―(2) IV―2―(3)	育成を目指す資質・能力 カリキュラム・マネジメント 教科等横断的な視点に立った資質・能力
10	主体的・対話的で深い学びの実現	IV―2―(4)	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善①②
11	言語環境の整備と言語活動の充実	IV―2―(4)	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善①②
12	道德教育	IV―3	道德教育
13	総合的な学習の時間・総合的な探究の時間	IV―2―(10)	総合的な学習の時間・総合的な探究の時間
14	特別活動	IV―2―(11)	特別活動
15	人権教育	IV―4	人権教育
16	特別支援教育	IV―5 IV―2―(8) IV―2―(12) IV―2―(13) IV―9―(2) V―3	特別支援教育 特別支援学校における教育課程の編成 特別支援学校における道德科、外国語活動、総合的な 学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動の指導 自立活動の指導 キャリア教育 授業・学習指導の基本技術
17	学校保健	IV―6―(2)	学校保健
18	学校安全・危機管理	IV―6―(3)	学校安全・危機管理
19	食育・学校給食	IV―6―(4) IV―9―(7)	学校給食 食育
20	情報教育	IV―9―(1) V―3	情報教育 授業・学習指導の基本技術
21	キャリア教育	IV―9―(2)	キャリア教育
22	伝統文化	IV―9―(3)	伝統や文化に関する教育(超スマート社会やグローバル社会への対応)
23	学校教育全体で進める教育活動	IV―9	学校教育全体で進める教育活動

番号	研修項目	学校の教育力の向上を目指して	
C 生徒指導と教育相談		章一節一(項)	内 容
24	生徒指導	Ⅳ－7	生徒指導・教育相談
25	基本的な生活習慣とその指導	Ⅳ－7－(4)	教育相談体制
26	児童生徒理解	Ⅳ－7－(2)	生徒指導の構造と方法
27	児童生徒の問題行動	Ⅳ－7－(5)	児童生徒への指導
28	教育相談	Ⅳ－7－(4)	教育相談体制
29	不登校・いじめ	Ⅳ－7－(5)	児童生徒への指導
30	保護者連携	Ⅲ－2 Ⅳ－8	家庭や地域社会との連携・協働及び学校間の連携 学級・ホームルーム経営
D 学級・ホームルーム経営			
31	学級・ホームルーム経営の意義	Ⅳ－8	学級・ホームルーム経営
32	学級・ホームルーム経営の実際と工夫	Ⅳ－8	学級・ホームルーム経営
33	保護者と連携を図った学級・ホームルーム経営	Ⅳ－8	学級・ホームルーム経営
34	学級・ホームルーム事務の処理	Ⅳ－8－(5)	学級事務 他
E 授業研究			
35	指導計画の作成(1)-指導計画の作成-	V－1 Ⅳ－1	指導計画・学習指導案の作成 学校の教育課程
36	指導計画の作成(2)-学習指導案の作成-	V－1	指導計画・学習指導案の作成
37	研究授業(1)-課題の発見-		
38	研究授業(2)-事前・事後研究-		
39	研究授業(3)-課題の整理-		
40	授業参観(教科)(1)-授業改善に生かす視点-	Ⅳ－2－(4) V－2	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善①② 授業づくりの基本
41	授業参観(教科)(2)-教科教育の基礎技術-	V－3	授業・学習指導の基本技術
42	授業参観(教科)(3)-授業における児童生徒理解-	Ⅳ－7－(3)	児童生徒の発達を支える教育課程
43	授業参観(教科)(4)-授業改善の方策-		
44	授業参観(教科)(5)-視野を広げる-		
45	授業参観(領域等)	Ⅳ－2 Ⅳ－9	教科・領域等の指導における基本的な考え方 学校教育全体で進める教育活動
46	指導方法の工夫(1)-個に応じた指導等-	Ⅳ－2－(4) V－2－(2)	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善①② 1時間の授業の組立て方
47	指導方法の工夫(2)-問題解決的な学習等-	Ⅳ－2－(4) V－3	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善①② 授業・学習指導の基本技術
48	学習評価	Ⅳ－2－(6) Ⅳ－2－(7)	学習評価①② 指導に生かす評価
49	教材の研究	V－2－(1)	教材研究の進め方
50	教育施設・設備や教材・教具の有効な活用	V－3	授業・学習指導の基本技術
F 教育実践の省察と展望			
51	教育実践の評価と課題及び展望	Ⅳ－2－(7)	指導に生かす評価
52	1年間の研修のまとめ		

別表2 勤務校研修項目との対照表(幼稚園教諭)

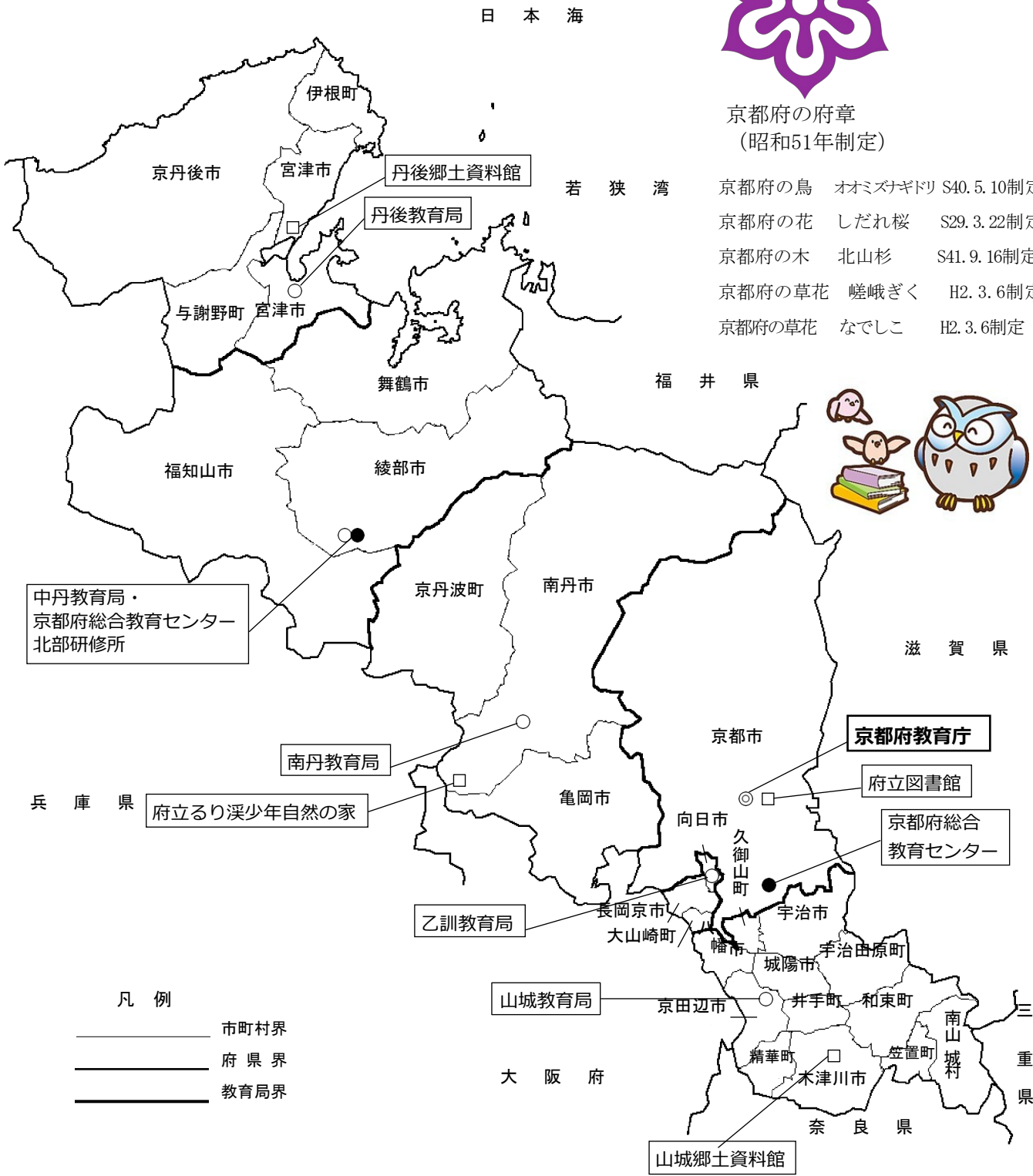
番号	研 修 項 目	章－節－(項)	内 容
1	期待される教員としての心構え	I－1 I－2 I－3	求められる教員の資質能力 教職員の服務 教職員の研修
2	本園の教育概要と教育目標	II－1 III－1 VI－1	京都府の教育の基本理念 学校教育の在り方 幼稚園教育の基本
3	教育課程の編成と教育活動	IV－1 VI－4 VI－11	学校の教育課程 幼稚園教育要領のねらい及び内容の考え方と領域の編成 教育活動の充実のために
4	環境の構成と援助	VI－2 VI－5	はぐくみたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 環境の構成と保育の展開
5	指導計画の作成	VI－6	指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
6	基本的な生活習慣とその育成	VI－10	幼児理解と家庭との連携
7	園行事の指導	VI－4 VI－5	幼稚園教育要領のねらい及び内容の考え方と領域の編成 環境の構成と保育の展開
8	家庭・地域や小学校等との連携	III－2 IV－2－(5) VI－10 VI－11	家庭や地域社会との連携・協働及び学校間の連携 学校段階等間の接続 幼児理解と家庭との連携 教育活動の充実のために
9	保育研究(1)	VI－7 VI－8 VI－9	保育の実際 一日の保育の流れ 道徳性の芽生えを培う指導
10	保育研究(2)	VI－2	はぐくみたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
11	学級事務の内容と処理	VI－8	一日の保育の流れ

京都府の略図



京都府の府章
(昭和51年制定)

京都府の鳥	オオミズナギドリ	S40.5.10制定
京都府の花	しだれ桜	S29.3.22制定
京都府の木	北山杉	S41.9.16制定
京都府の草花	嵯峨ぎく	H2.3.6制定
京都府の草花	なでしこ	H2.3.6制定



学校の教育力の向上を目指して
— 教職の手引き —
令和7年度版

発 行 京都府総合教育センター
〒612-0064
京都市伏見区桃山毛利長門西町
TEL:075-612-3266